

第57条 電源設備

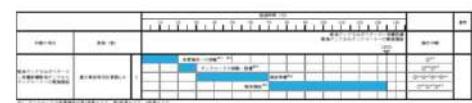
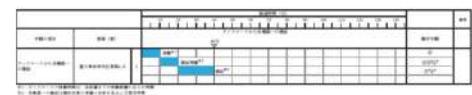
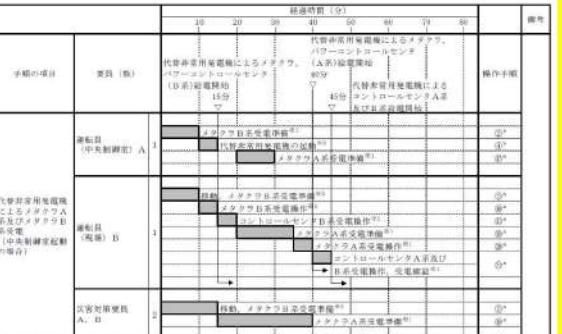
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表3.14-30～33と同様である。 非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系及び緊急用高圧母線2F系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁及びGTG軽油タンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより図3.14-16～18で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表2.14.36～40と同様である。 非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁、燃料油サービスタンク入口弁及び燃料タンク(SA)を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図2.14.15～19で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>操作対象の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

第 57 条 電源設備

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>図 3.14-16 ガスタービン発電機による非常用高圧母線 2B 系及び非常用高圧母線 2B 系受電のタイムチャート*</p>  <p>図 3.14-17 軽油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>  <p>図 3.14-18 タンクローリーから GTG タンクへの燃料補給のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「J.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>		 <p>図 2.14.15 代替非常用発電機による非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 受電のタイムチャート*</p> <p>※1：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 ※2：機器の操作時間及び動作時間に余裕を見込んだ時間 ※3：中水制御室から機器操作室までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>	タイムチャートの相違

手順の項目	要員 (数)	経過時間 (分)	備考
代替非常用発電機によるメタクリタ	1	代替非常用発電機によるメタクリタ。 バーコントロールセシヨン (A系)給電開始 15分	操作手順
高船員 (中央制御室) A	1	メタクリタ高圧電源供給① 代替非常用発電機の初期化② メタクリタ系送電開始③	①* ②* ③*
高船員 (機械) B	1	自動メタクリタ低圧電源供給④ メタクリタ低圧電源供給⑤ メタクリタ低圧電源供給⑥ メタクリタ低圧電源供給⑦ メタクリタ低圧電源供給⑧ メタクリタ低圧電源供給⑨ メタクリタ低圧電源供給⑩ メタクリタ低圧電源供給⑪ メタクリタ低圧電源供給⑫ メタクリタ低圧電源供給⑬ メタクリタ低圧電源供給⑭ メタクリタ低圧電源供給⑮ メタクリタ低圧電源供給⑯ メタクリタ低圧電源供給⑰ メタクリタ低圧電源供給⑱ メタクリタ低圧電源供給⑲ メタクリタ低圧電源供給⑳ メタクリタ低圧電源供給⑳	④* ⑤* ⑥* ⑦* ⑧* ⑨* ⑩* ⑪* ⑫* ⑬* ⑭* ⑮* ⑯* ⑰* ⑱* ⑲* ⑳*
次客対策要員 A, B	2	活動、メタクリタ各装置停止① メタクリタ高圧電源供給②	①* ②*

※1：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
※2：機器の操作時間及び動作時間に余裕を見込んだ時間
※3：中水制御室から機器操作室までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.15 代替非常用発電機による非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 受電のタイムチャート*

手順の項目	要員 (数)	経過時間 (分)	備考
ディーゼル発電機 燃料自動供給から 可搬型タンクローリーの燃料補給	2	ディーゼル発電機燃料自動供給から 可搬型タンクローリーへの燃料補給開始 120分 ①	操作手順
次客対策要員 A, B	2	高圧電源への接続② 可搬型タンクローリー給油、準備、 ③～⑤ 高圧電源上昇⑥ 機器停止⑦ 活動、燃料補給準備⑧	②* ③～⑤* ⑥* ⑦* ⑧*

※1：可搬型タンクローリーの荷役場所は 1 号炉背面ヨコトリア及び 2 号炉背面ヨコトリア (A, B)
※2：緊急時対策所から 1 号炉背面ヨコトリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間
※3：引退後、機器の操作時間及び動作時間に余裕を見込んだ時間
※4：可搬型タンクローリーから高圧電源に接続する時間に余裕を見込んだ時間
※5：可搬型タンクローリーの燃料詰み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間
※6：給油対象機器までを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間
※7：給油対象機器までを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間
※8：給油対象機器までを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.16 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート*
(ホース使用時)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過時間(時間)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> <th>35</th> <th>36</th> <th>37</th> <th>38</th> <th>39</th> <th>40</th> <th>41</th> <th>42</th> <th>43</th> <th>44</th> <th>45</th> <th>46</th> <th>47</th> <th>48</th> <th>49</th> <th>50</th> <th>51</th> <th>52</th> <th>53</th> <th>54</th> <th>55</th> <th>56</th> <th>57</th> <th>58</th> <th>59</th> <th>60</th> <th>61</th> <th>62</th> <th>63</th> <th>64</th> <th>65</th> <th>66</th> <th>67</th> <th>68</th> <th>69</th> <th>70</th> <th>71</th> <th>72</th> <th>73</th> <th>74</th> <th>75</th> <th>76</th> <th>77</th> <th>78</th> <th>79</th> <th>80</th> <th>81</th> <th>82</th> <th>83</th> <th>84</th> <th>85</th> <th>86</th> <th>87</th> <th>88</th> <th>89</th> <th>90</th> <th>91</th> <th>92</th> <th>93</th> <th>94</th> <th>95</th> <th>96</th> <th>97</th> <th>98</th> <th>99</th> <th>100</th> <th>101</th> <th>102</th> <th>103</th> <th>104</th> <th>105</th> <th>106</th> <th>107</th> <th>108</th> <th>109</th> <th>110</th> <th>111</th> <th>112</th> <th>113</th> <th>114</th> <th>115</th> <th>116</th> <th>117</th> <th>118</th> <th>119</th> <th>120</th> <th>121</th> <th>122</th> <th>123</th> <th>124</th> <th>125</th> <th>126</th> <th>127</th> <th>128</th> <th>129</th> <th>130</th> <th>131</th> <th>132</th> <th>133</th> <th>134</th> <th>135</th> <th>136</th> <th>137</th> <th>138</th> <th>139</th> <th>140</th> <th>141</th> <th>142</th> <th>143</th> <th>144</th> <th>145</th> <th>146</th> <th>147</th> <th>148</th> <th>149</th> <th>150</th> <th>151</th> <th>152</th> <th>153</th> <th>154</th> <th>155</th> <th>156</th> <th>157</th> <th>158</th> <th>159</th> <th>160</th> <th>161</th> <th>162</th> <th>163</th> <th>164</th> <th>165</th> <th>166</th> <th>167</th> <th>168</th> <th>169</th> <th>170</th> <th>171</th> <th>172</th> <th>173</th> <th>174</th> <th>175</th> <th>176</th> <th>177</th> <th>178</th> <th>179</th> <th>180</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td>経過時間(時間)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料タンクから可搬型タンクローリーへの補給</td> <td>A, B</td> <td>1: 保管場所へ搬入 180分 2: 可搬型タンクローリー移動、燃料タンク設置 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分</td> <td>操作手順</td> </tr> <tr> <td>運転員(現職) A</td> <td></td> <td>1: 作業準備 180分 2: 燃料供給 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31m×21m及び2号炉東側31m×21m。 *2: 1号炉の荷役員は2号炉の荷役員を監視する。 *3: 計算時間対象範囲から1号炉西側31m×21mまでの移動時間に余裕を見込んだ時間。 *4: 可搬型タンクローリーの移動時間にて、1号炉西側31m×21mから2号炉東側31m×21mを想定した移動時間及び作業時間。 *5: 可搬型タンクローリーの移動時間にて、2号炉東側31m×21mから1号炉西側31m×21mを想定した移動時間。 *6: 可搬型タンクローリーの燃料準備時間にて、荷役員が荷役するまでを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間。 *7: 可搬型タンクローリーの燃料準備時間にて、荷役員が荷役するまでを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間。 *8: 可搬型タンクローリーの荷役時間にて、荷役準備時間より荷役準備時間及び荷役の操作時間に余裕を見込んだ時間。 *9: 荷役準備時間及び荷役準備時間に余裕を見込んだ時間。 *10: 搬器の操作時間に余裕を見込んだ時間。</p>	経過時間(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)	備考	ディーゼル発電機燃料タンクから可搬型タンクローリーへの補給	A, B	1: 保管場所へ搬入 180分 2: 可搬型タンクローリー移動、燃料タンク設置 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分	操作手順	運転員(現職) A		1: 作業準備 180分 2: 燃料供給 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分		タイムチャートの相違
経過時間(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180																
手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)	備考																																																																																																																																																																																																	
ディーゼル発電機燃料タンクから可搬型タンクローリーへの補給	A, B	1: 保管場所へ搬入 180分 2: 可搬型タンクローリー移動、燃料タンク設置 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分	操作手順																																																																																																																																																																																																	
運転員(現職) A		1: 作業準備 180分 2: 燃料供給 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分																																																																																																																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過時間(時間)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> <th>35</th> <th>36</th> <th>37</th> <th>38</th> <th>39</th> <th>40</th> <th>41</th> <th>42</th> <th>43</th> <th>44</th> <th>45</th> <th>46</th> <th>47</th> <th>48</th> <th>49</th> <th>50</th> <th>51</th> <th>52</th> <th>53</th> <th>54</th> <th>55</th> <th>56</th> <th>57</th> <th>58</th> <th>59</th> <th>60</th> <th>61</th> <th>62</th> <th>63</th> <th>64</th> <th>65</th> <th>66</th> <th>67</th> <th>68</th> <th>69</th> <th>70</th> <th>71</th> <th>72</th> <th>73</th> <th>74</th> <th>75</th> <th>76</th> <th>77</th> <th>78</th> <th>79</th> <th>80</th> <th>81</th> <th>82</th> <th>83</th> <th>84</th> <th>85</th> <th>86</th> <th>87</th> <th>88</th> <th>89</th> <th>90</th> <th>91</th> <th>92</th> <th>93</th> <th>94</th> <th>95</th> <th>96</th> <th>97</th> <th>98</th> <th>99</th> <th>100</th> <th>101</th> <th>102</th> <th>103</th> <th>104</th> <th>105</th> <th>106</th> <th>107</th> <th>108</th> <th>109</th> <th>110</th> <th>111</th> <th>112</th> <th>113</th> <th>114</th> <th>115</th> <th>116</th> <th>117</th> <th>118</th> <th>119</th> <th>120</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td>経過時間(時間)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給</td> <td>A, B</td> <td>1: 保管場所への搬入 180分 2: 可搬型タンクローリー移動、燃料タンク設置 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分</td> <td>操作手順</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31m×21m及び2号炉東側31m×21m。 *2: 保管時間対象範囲から1号炉西側31m×21mまでの移動時間にて、荷役員が荷役するまでを想定した移動時間。 *3: 可搬型タンクローリーの荷役時間にて、荷役準備時間より荷役準備時間及び荷役の操作時間に余裕を見込んだ時間。 *4: 可搬型タンクローリーの荷役時間にて、荷役準備時間より荷役準備時間及び荷役の操作時間に余裕を見込んだ時間。 *5: 可搬型タンクローリーの荷役時間にて、荷役準備時間より荷役準備時間及び荷役の操作時間に余裕を見込んだ時間。 *6: 可搬型タンクローリーの荷役時間にて、荷役準備時間より荷役準備時間及び荷役の操作時間に余裕を見込んだ時間。</p>	経過時間(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)	備考	燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給	A, B	1: 保管場所への搬入 180分 2: 可搬型タンクローリー移動、燃料タンク設置 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分	操作手順																																																																	
経過時間(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120																																																																												
手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)	備考																																																																																																																																																																																																	
燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給	A, B	1: 保管場所への搬入 180分 2: 可搬型タンクローリー移動、燃料タンク設置 180分 3: 積み込み 180分 4: 移動、燃料供給準備 180分	操作手順																																																																																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過時間(時間)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> <th>35</th> <th>36</th> <th>37</th> <th>38</th> <th>39</th> <th>40</th> <th>41</th> <th>42</th> <th>43</th> <th>44</th> <th>45</th> <th>46</th> <th>47</th> <th>48</th> <th>49</th> <th>50</th> <th>51</th> <th>52</th> <th>53</th> <th>54</th> <th>55</th> <th>56</th> <th>57</th> <th>58</th> <th>59</th> <th>60</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td>経過時間(時間)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>代替常用発電機への燃料補給</td> <td>A, B</td> <td>1: 燃料補給完了 180分</td> <td>操作手順</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 代替常用発電機への補給を想定した作業時間に余裕を見込んだ時間。</p>	経過時間(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)	備考	代替常用発電機への燃料補給	A, B	1: 燃料補給完了 180分	操作手順	図2.14.19 可搬型タンクローリーによる代替常用発電機への燃料補給のタイムチャート*																																																																																																																												
経過時間(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60																																																																																																																																								
手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)	備考																																																																																																																																																																																																	
代替常用発電機への燃料補給	A, B	1: 燃料補給完了 180分	操作手順																																																																																																																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表3.14-39に示すように、通常時は電源となるガスタービン発電機を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリーを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリーは、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお、ガスタービン発電機の運転中にタービン翼が破損したとしても、ガスタービン発電機周りへ防護壁を設置することで、タービン翼が防護壁内に留まり、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表2.14-47に示すように、通常時は電源となる代替非常用発電機を非常用交流電気設備と切り離し、また、可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお、代替非常用発電機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G燃料油移送設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 記載表現の相違（車輪止め） 設備の相違 ・女川：ガスタービン→泊：ディーゼルエンジン</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
	<p>表3.14-39 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th><th>系統隔離</th><th>制御方式</th><th>状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td><td>6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(A)軽油タンク(A) 出口止止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(A)軽油タンク(C) 出口止止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(A)軽油タンク(D) 出口止止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(A)軽油タンク(A) 人口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(A)軽油タンク(C) 人口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(A)軽油タンク(E) 出口止止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(0)軽油タンク(B) 出口止止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(0)軽油タンク(D) 出口止止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(0)軽油タンク(F) 出口止止め弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(0)軽油タンク(B) 人口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(0)軽油タンク(B) 人口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td><td>0/6(0)軽油タンク(F) 人口弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>取扱い系統</td><td>系統隔離</td><td>制御方式</td><td>状態</td></tr> <tr> <td>非常用高圧母線</td><td>6-1メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電) 6-1メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td><td>電気作動</td><td>通常時切</td></tr> <tr> <td rowspan="5">非常用交流電源設備</td><td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>手動</td><td>通常時 閉止</td></tr> <tr> <td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>手動</td><td>通常時 閉止</td></tr> <tr> <td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>手動</td><td>通常時 閉止</td></tr> <tr> <td>B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>手動</td><td>通常時 閉止</td></tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td><td>手動</td><td>通常時 切離し</td></tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td><td>燃料タンク(SA)給油口</td><td>手動</td><td>通常時 閉止</td></tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	制御方式	状態	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(A) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(C) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(D) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(A) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(C) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(E) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(B) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(D) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(F) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(B) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(B) 人口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(F) 人口弁	手動	通常時 切離し	取扱い系統	系統隔離	制御方式	状態	非常用高圧母線	6-1メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電) 6-1メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し	可搬型代替交流電源設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止	表2.14.47 他系統との隔離	他系統との隔離箇所の相違
取扱い系統	系統隔離	制御方式	状態																																																																																																
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(A) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(C) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(D) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(A) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(C) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(A)軽油タンク(E) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(B) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(D) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(F) 出口止止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(B) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(B) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
非常用交流電源設備	0/6(0)軽油タンク(F) 人口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
取扱い系統	系統隔離	制御方式	状態																																																																																																
非常用高圧母線	6-1メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電) 6-1メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																
	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																
	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																
	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し																																																																																																
可搬型代替交流電源設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 常設代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-30～33 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外、中央制御室、緊急用電気品建屋又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1)容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i)要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、必要となる最大負荷約4,615kW及び連続負荷約3,220kWよりも十分な余裕を有する、非常用短時間仕様約3,600kW/台及び常用連続運用仕様約3,033kW/台（力率0.8において非常用短時間仕様約4,500kVA/台及び常用連続運用仕様約3,791kVA/台）を2台有する設計とし、約6,066kWを確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。 常設代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14-36～40 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外、中央制御室、原子炉建屋又は原子炉補助建屋内で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>2.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1)容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i)要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、必要となる最大負荷約2,139kW及び連続負荷約1,645kWよりも十分な余裕を有する、約1,380kW/台（力率0.8において約1,725kVA/台）を2台有する設計とし、約2,760kWを確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することを要求されるガスタービン発電機が7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約414kLより、軽油タンクからタンクローリーにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給する燃料量約160kLを差し引いた約254kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機2台の燃料消費量を上回る、容量約3.0m³/h/個、全圧力約0.5MPa及び原動機出力約1.5kW/個を2台有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
	<p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約234kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約182.3kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
		<p>c. 燃料タンク（SA）</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、代替非常用発電機の燃料消費量を上回る、容量約26m³/h/台、吐出圧力約0.3MPa及び原動機出力約11kW/台を2台有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。 これらの詳細については、<u>3.14.2.2.3 項</u>に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 5-3, 57-9)</p> <p><u>3.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</u></p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.2 容量等</u>」に示す。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油系統に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。 これらの詳細については、<u>2.14.2.2.3 項</u>に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p> <p><u>2.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</u></p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.2 容量等</u>」に示す。</p>	
			<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送系→泊：燃料油系統

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>a. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求されるガスタービン発電機、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれガスタービン発電設備軽油タンク、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の接続が必要なタンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表3.14-40に対象設備の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される代替非常用発電機及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ代替非常用発電機及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1-10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の接続が必要な可搬型タンクローリー ホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表2.14-48～50に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p>																																				
	<p>表3.14-40 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～ガスタービン発電設備軽油タンク流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>ガスタービン発電設備 軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続	<p>表2.14-48 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14-49 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンブリッジライン</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>維手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンブリッジライン	原子炉建屋 T.P. 17.8m	維手接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																				
タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																				
タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続																																				
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																				
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																				
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続																																				
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																				
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンブリッジライン	原子炉建屋 T.P. 17.8m	維手接続																																				
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続																																				

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーと軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンクの払出口及びガスタービン発電設備軽油タンクの給油口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーを接続する軽油タンクのD/G軽油タンク払出口及びHPCS D/G軽油タンク払出口並びにガスタービン発電設備軽油タンクの GTG 軽油タンク給油口は、複数箇所設置し、軽油タンクの各々の接続箇所及びガスタービン発電設備軽油タンクの各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>表2.14.50 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ~代替非常用発電機汎路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方法で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1. 1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) は、100m 以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法												
可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーの接続場所は、表 3.14-40 と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーの接続場所は、表 2.14.48~50 と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	設備名称の相違（タンクローリー）
	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備であるタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア (b) の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	設備名称の相違（タンクローリー） 保管場所の相違
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である<u>タンクローリー</u>は、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。 (57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のうち、<u>軽油タンク</u>から<u>ガスタービン発電設備</u><u>軽油タンク</u>まで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である可搬型代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表3.14-41で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である<u>可搬型タンクローリー</u>は、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。 (57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のうち、<u>ディーゼル発電機</u><u>燃料油貯油槽</u>及び<u>燃料タンク(SA)</u>から代替非常用発電機まで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.14-51で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。 (57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>表3.14-41 常設代替交流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td> 軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内風地内)> </td> <td> 軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 送油車(車載燃料) <屋外> </td> <td> 軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 送油車(車載燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td>燃料源路</td> <td> 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外> </td> <td> タンクローリー^(a) <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外> </td> <td> タンクローリー^(a) <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内風地内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 送油車(車載燃料) <屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 送油車(車載燃料) <屋外>	燃料源路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリー ^(a) <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリー ^(a) <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>	<p>表2.14-51 常設型代替交流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> </td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> </td> <td> ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外> </td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td> 可搬型タンクローリー^(b) <屋外 (1号炉西側 3mエリア 及び2号炉東側 3m エリア (b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m> </td> <td> 可搬型タンクローリー^(b) <屋外 (1号炉西側 3mエリア 及び2号炉東側 3m エリア (b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m> </td> <td> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	可搬型代替交流電源設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	燃料流路	可搬型タンクローリー ^(b) <屋外 (1号炉西側 3mエリア 及び2号炉東側 3m エリア (b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^(b) <屋外 (1号炉西側 3mエリア 及び2号炉東側 3m エリア (b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																													
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																													
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内風地内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 送油車(車載燃料) <屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 送油車(車載燃料) <屋外>																													
燃料源路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリー ^(a) <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリー ^(a) <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	可搬型代替交流電源設備																													
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																													
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																													
燃料流路	可搬型タンクローリー ^(b) <屋外 (1号炉西側 3mエリア 及び2号炉東側 3m エリア (b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー ^(b) <屋外 (1号炉西側 3mエリア 及び2号炉東側 3m エリア (b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6.2m>																													

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

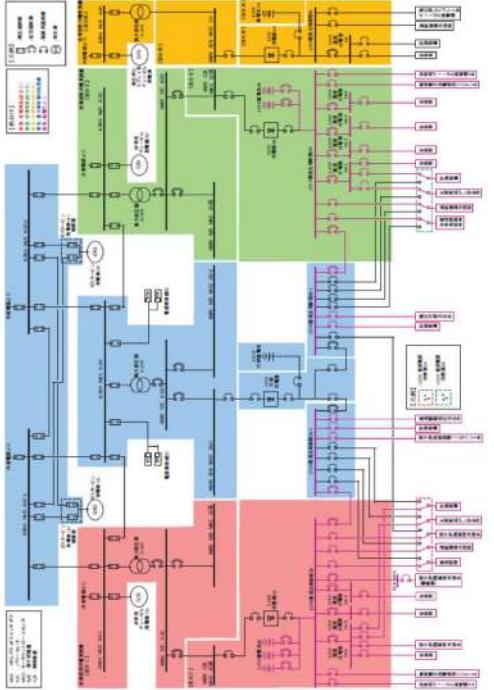
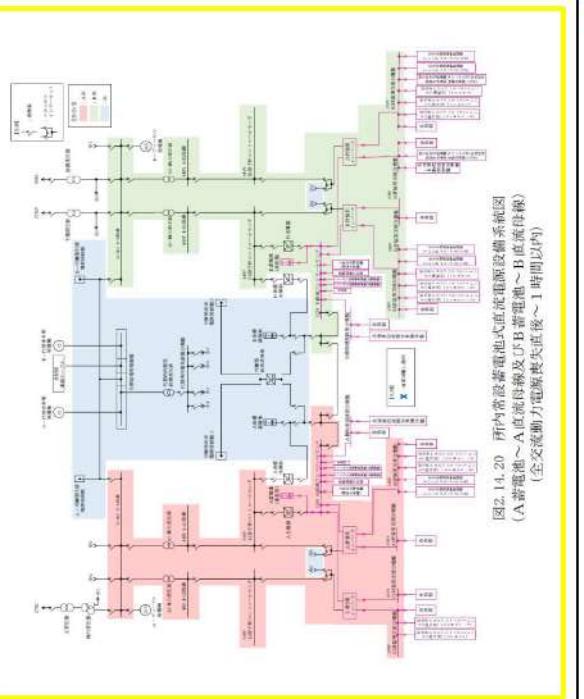
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

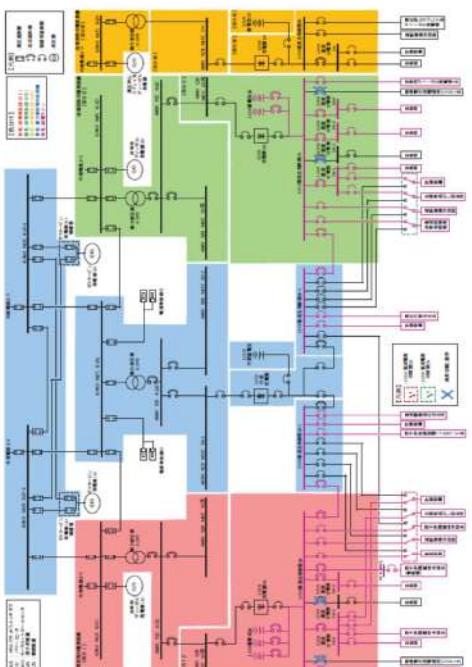
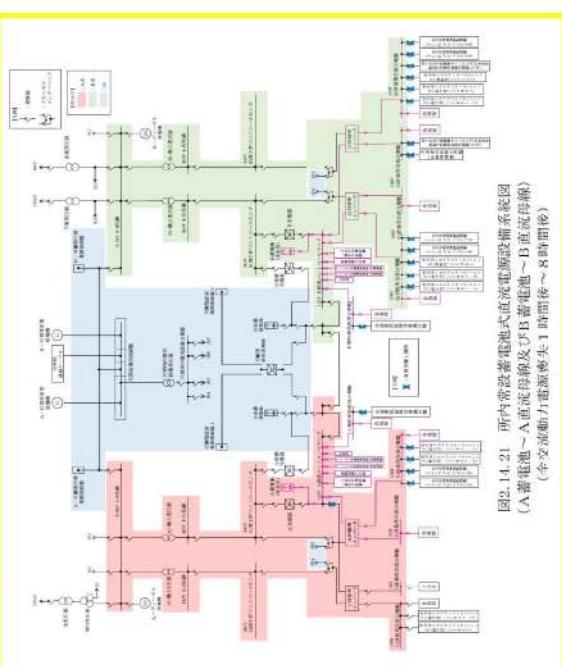
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>3.14.2.3.1 設備概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V蓄電池2A」及び「125V蓄電池2B」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V充電器2A」及び「125V充電器2B」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-19～21に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-42に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能である。</p> <p>なお、交流電源である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の復旧後に、交流電源を125V充電器2A及び125V蓄電池2A並びに125V充電器2B及び125V蓄電池2Bを経由して125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1並びに125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>2.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>2.14.2.3.1 設備概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「蓄電池（非常用）」及び「後備蓄電池」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「A充電器」及び「B充電器」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図2.14.20～24に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.52に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室及び中央制御室内に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電力を供給することが可能である。</p> <p>なお、交流電源である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の復旧後に、交流電源をA充電器、B充電器及び蓄電池（非常用）を経由してA直流母線及びB直流母線に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備に電力を供給するという点において同等である。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-19 所内常設蓄電式直流电源設備系統図 (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	 <p>図2.14-20 所内常設蓄電池式直流电源設備系統図 (A蓄電池～A交流動力電源喪失直後～1時間以内) (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

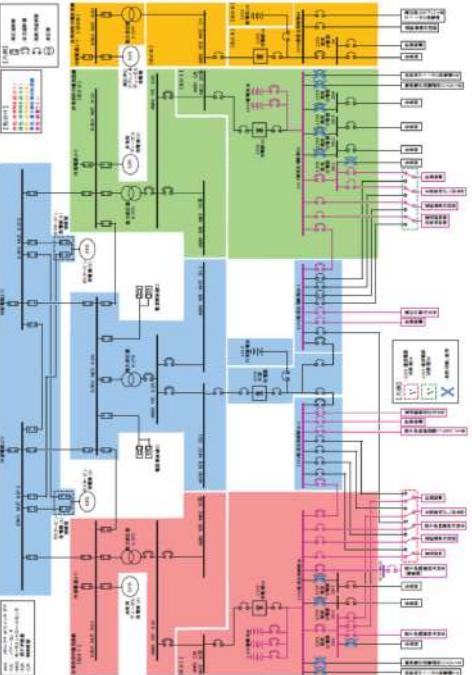
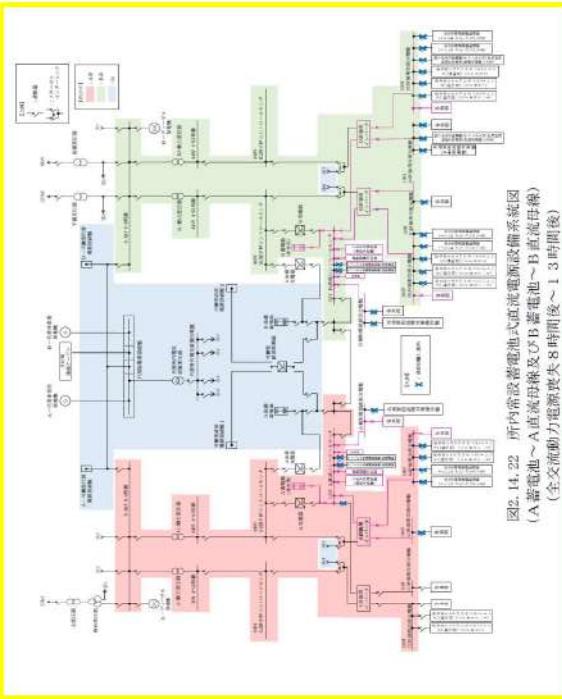
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.14-20 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)	 図2.14.21 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流水母線及びB蓄電池～B直流水母線) (AC交流動力電源喪失1時間後～8時間後)	設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

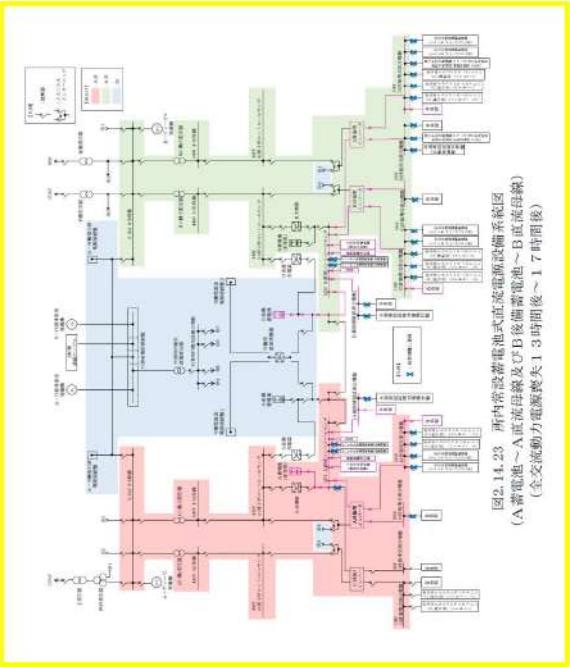
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-21 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失 8時間後～24時間後)</p>	 <p>図2.14.22 所内常設蓄電池・直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流水母線及びB蓄電池～B直流水母線) (全交流動力電源喪失 8時間後～13時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

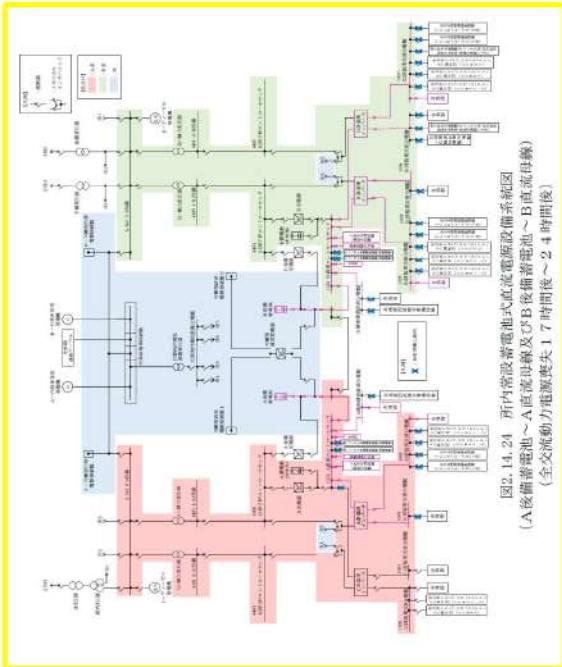
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.23 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流水線及びB蓄電池～B直流水線) (全交流動力電源喪失1.3時間後～1.7時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図3.14.24 所内常設蓄電池式直流水路設備系統図 (全交流動力電源喪失17時間後～24時間後) (A後備蓄電池～A直流母線及びB後備蓄電池～B直流母線)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>表3.14-42 所内常設蓄電式直流电源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td><td>125V蓄電池 2A【常設】</td></tr> <tr><td>125V蓄電池 2B【常設】</td></tr> <tr><td>125V充電器 2A【常設】</td></tr> <tr><td>125V充電器 2B【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">附属設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>燃料流路</td></tr> <tr> <td rowspan="3">電路</td><td>125V蓄電池 2A及び125V充電器 2A ～125V直流水主母線 2A、125V直流水母線盤 1A-1及び 125V直流水断路器 2A電路【常設】</td></tr> <tr><td>125V蓄電池 2B及び125V充電器 2B ～125V直流水主母線 2B、125V直流水母線盤 2B-1及び 125V直流水断路器 2B電路【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備（補助）**</td></tr> <tr> <td rowspan="3">計装設備（補助）**</td><td>125V直流水母線 2A電路【常設】</td></tr> <tr><td>125V直流水母線 2B電路【常設】</td></tr> <tr><td>125V直流水母線 2A-1電路【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="3">計装設備（補助）**</td><td>125V直流水母線 2B-1電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V蓄電池 2A【常設】	125V蓄電池 2B【常設】	125V充電器 2A【常設】	125V充電器 2B【常設】	附属設備	—	燃料流路	電路	125V蓄電池 2A及び125V充電器 2A ～125V直流水主母線 2A、125V直流水母線盤 1A-1及び 125V直流水断路器 2A電路【常設】	125V蓄電池 2B及び125V充電器 2B ～125V直流水主母線 2B、125V直流水母線盤 2B-1及び 125V直流水断路器 2B電路【常設】	計装設備（補助）**	計装設備（補助）**	125V直流水母線 2A電路【常設】	125V直流水母線 2B電路【常設】	125V直流水母線 2A-1電路【常設】	計装設備（補助）**	125V直流水母線 2B-1電圧【常設】	<p>表2.14-52 所内常設蓄電式直流电源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主要設備</td><td>蓄電池【非常用】*1【常設】</td></tr> <tr><td>後備蓄電池【常設】</td></tr> <tr><td>A充電器【常設】</td></tr> <tr><td>B充電器【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">附属設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>燃料流路</td></tr> <tr> <td rowspan="3">電路</td><td>A蓄電池及びA充電器～A直流母線*2電路【常設】 B蓄電池及びB充電器～B直流母線*2電路【常設】</td></tr> <tr><td>A後備蓄電池～A直流母線道路【常設】</td></tr> <tr><td>B後備蓄電池～B直流母線道路【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="3">計装設備（補助）**</td><td>6～A母線電圧</td></tr> <tr><td>6～B母線電圧</td></tr> <tr><td>A直流コントロールセンタ母線電圧</td></tr> <tr> <td rowspan="3">計装設備（補助）**</td><td>B直流コントロールセンタ母線電圧</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：蓄電池（非常用）は、A蓄電池及びB蓄電池により構成される。 *2：後備蓄電池は、A後備蓄電池及びB後備蓄電池により構成される。 *3：A直流母線は、A直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B直流母線は、B直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	蓄電池【非常用】*1【常設】	後備蓄電池【常設】	A充電器【常設】	B充電器【常設】	附属設備	—	燃料流路	電路	A蓄電池及びA充電器～A直流母線*2電路【常設】 B蓄電池及びB充電器～B直流母線*2電路【常設】	A後備蓄電池～A直流母線道路【常設】	B後備蓄電池～B直流母線道路【常設】	計装設備（補助）**	6～A母線電圧	6～B母線電圧	A直流コントロールセンタ母線電圧	計装設備（補助）**	B直流コントロールセンタ母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																																										
主要設備	125V蓄電池 2A【常設】																																										
	125V蓄電池 2B【常設】																																										
	125V充電器 2A【常設】																																										
	125V充電器 2B【常設】																																										
附属設備	—																																										
	燃料流路																																										
電路	125V蓄電池 2A及び125V充電器 2A ～125V直流水主母線 2A、125V直流水母線盤 1A-1及び 125V直流水断路器 2A電路【常設】																																										
	125V蓄電池 2B及び125V充電器 2B ～125V直流水主母線 2B、125V直流水母線盤 2B-1及び 125V直流水断路器 2B電路【常設】																																										
	計装設備（補助）**																																										
計装設備（補助）**	125V直流水母線 2A電路【常設】																																										
	125V直流水母線 2B電路【常設】																																										
	125V直流水母線 2A-1電路【常設】																																										
計装設備（補助）**	125V直流水母線 2B-1電圧【常設】																																										
	設備区分	設備名																																									
	主要設備	蓄電池【非常用】*1【常設】																																									
後備蓄電池【常設】																																											
A充電器【常設】																																											
B充電器【常設】																																											
附属設備	—																																										
	燃料流路																																										
電路	A蓄電池及びA充電器～A直流母線*2電路【常設】 B蓄電池及びB充電器～B直流母線*2電路【常設】																																										
	A後備蓄電池～A直流母線道路【常設】																																										
	B後備蓄電池～B直流母線道路【常設】																																										
計装設備（補助）**	6～A母線電圧																																										
	6～B母線電圧																																										
	A直流コントロールセンタ母線電圧																																										
計装設備（補助）**	B直流コントロールセンタ母線電圧																																										

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	3.14.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。	2.14.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。	設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備名称の相違（蓄電池（非常用））
	(1) 125V 蓄電池 2A 個 数：1 電 壓：125V 容 量：約 8,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び制御建屋地下中1階	(1) 蓄電池 （非常用） 組 数：2 電 壓 ：約 130V 容 量：約 2,400Ah（1組当たり） 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m	設備名称の相違（蓄電池（非常用））
	(2) 125V 蓄電池 2B 個 数：1 電 壓：125V 容 量：約 6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下1階	(2) 後備蓄電池 組 数：2 電 壓 ：約 130V 容 量：約 2,400Ah（1組当たり） 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 14, 2m	設備・運用の相違（蓄電池の構成）
	(3) 125V 充電器 2A 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階	(3) A充電器 台 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m	設備名称の相違（充電器）
	(4) 125V 充電器 2B 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階	(4) B充電器 台 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m	設備名称の相違（充電器）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 3.14-43 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B に直流電源を給電することで、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B を使用した代替電源系統は、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、表 3.14-44 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-3, 57-10)</p>	<p>2.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 2.14-53 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は、A 直流母線及びB 直流母線に直流電源を給電することで、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>後備蓄電池は、A 直流母線及びB 直流母線に直流電源を給電することで、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と異なる原子炉補助建屋内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を使用した代替電源系統は、蓄電池（非常用）からA 直流母線及びB 直流母線までの電源系統並びに後備蓄電池からA 直流母線及びB 直流母線までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いたA 直流母線及びB 直流母線までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池を使用した代替電源系統は、後備蓄電池からA 直流母線及びB 直流母線までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）からA 直流母線及びB 直流母線までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、表 2.14-54 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-4, 57-10)</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設置場所の相違</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>表 3.14-43 所内常設蓄電式直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧炉心大ブレイキーバー発電機 <いずれも原子炉建屋地土上部 (原子炉建屋付属構内)></td> <td>125V 蓄電池 2A <制御盤屋地下1階、前廊道屋地下1階 及び制御盤屋地下1階> 125V 光電器 2A <制御盤屋地下1階> 125V 蓄電池 2B <制御盤屋地下1階> 125V 充電器 2B <制御盤屋地土上1階></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心大ブレイキーバー発電機 ～非常用高圧母線 2H 系電路</td> <td>125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～高圧主母線 2A 125V 高圧主母線 2A-1 及び 125V 高圧母線切替盤 2A 电路 125V 充電器 2B 及び 125V 充電器 2B ～高圧主母線 2B 125V 高圧主母線 2B-1 及び 125V 高圧母線切替盤 2B 电路</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備		非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心大ブレイキーバー発電機 <いずれも原子炉建屋地土上部 (原子炉建屋付属構内)>	125V 蓄電池 2A <制御盤屋地下1階、前廊道屋地下1階 及び制御盤屋地下1階> 125V 光電器 2A <制御盤屋地下1階> 125V 蓄電池 2B <制御盤屋地下1階> 125V 充電器 2B <制御盤屋地土上1階>	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心大ブレイキーバー発電機 ～非常用高圧母線 2H 系電路	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～高圧主母線 2A 125V 高圧主母線 2A-1 及び 125V 高圧母線切替盤 2A 电路 125V 充電器 2B 及び 125V 充電器 2B ～高圧主母線 2B 125V 高圧主母線 2B-1 及び 125V 高圧母線切替盤 2B 电路	<p>表 2.14.53 所内常設蓄電式直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 2m></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 2m></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td></td> <td></td> <td>A蓄電池及びA充電器～ A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流母線電路 A後備蓄電池～A直流母線電路 B後備蓄電池～B直流母線電路</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	所内常設蓄電式直流電源設備	電源	非常用交流電源設備	非常用交流電源設備	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 2m>				A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m>				A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 2m>	電路			A蓄電池及びA充電器～ A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流母線電路 A後備蓄電池～A直流母線電路 B後備蓄電池～B直流母線電路	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>	
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																		
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																																		
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心大ブレイキーバー発電機 <いずれも原子炉建屋地土上部 (原子炉建屋付属構内)>	125V 蓄電池 2A <制御盤屋地下1階、前廊道屋地下1階 及び制御盤屋地下1階> 125V 光電器 2A <制御盤屋地下1階> 125V 蓄電池 2B <制御盤屋地下1階> 125V 充電器 2B <制御盤屋地土上1階>																																		
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心大ブレイキーバー発電機 ～非常用高圧母線 2H 系電路	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～高圧主母線 2A 125V 高圧主母線 2A-1 及び 125V 高圧母線切替盤 2A 电路 125V 充電器 2B 及び 125V 充電器 2B ～高圧主母線 2B 125V 高圧主母線 2B-1 及び 125V 高圧母線切替盤 2B 电路																																		
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	所内常設蓄電式直流電源設備																																	
電源	非常用交流電源設備	非常用交流電源設備	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 2m>																																	
			A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m>																																	
			A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 2m>																																	
電路			A蓄電池及びA充電器～ A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流母線電路 A後備蓄電池～A直流母線電路 B後備蓄電池～B直流母線電路																																	
	<p>表 3.14-44 設計基準事故対応設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることない設計とす。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属構内及び屋外に設置し、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー8 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備		非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	地震	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることない設計とす。		津波	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属構内及び屋外に設置し、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することない設計とする。		火災	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー8 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>設計基準事故対応設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動 Sa で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることない設計とする。</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー8 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	地震	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	津波	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動 Sa で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることない設計とする。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することない設計とする。	火災	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー8 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>共通要因放障</p>
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																		
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																																		
地震	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることない設計とす。																																			
津波	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属構内及び屋外に設置し、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することない設計とする。																																			
火災	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー8 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																		
溢水	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																		
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																		
地震	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																																		
津波	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動 Sa で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることない設計とする。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することない設計とする。																																		
火災	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー8 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																		
溢水	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対応設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対応設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することない設計とする（「ホー9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V蓄電池2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Aは、制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び制御建屋地下中1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-45に示す設計とする。</p>	<p>2.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 蓄電池（非常用）</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、原子炉補助建屋T.P.10.3mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14-55に示す設計とする。</p>																													
	(57-2)	(57-2)																													
	<p>表3.14-45 想定する環境条件及び荷重条件(125V蓄電池2A)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 125V蓄電池2B</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Bは、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-46に示す設計とする。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「 1.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.14-55 想定する環境条件及び荷重条件(蓄電池（非常用）)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「 1.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「 1.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「 1.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>b. 後備蓄電池</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、原子炉補助建屋 T.P. 14.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.56 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14.56 想定する環境条件及び荷重条件（後備蓄電池）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（蓄電池の構成）														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>c. 125V 充電器 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 充電器 2A は、制御建屋地下 1 階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-47 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-47 想定する環境条件及び荷重条件（125V 充電器 2A）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。	<p>c. A充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の A充電器は、原子炉補助建屋 T.P. 10.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.57 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14.57 想定する環境条件及び荷重条件（A充電器）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。	<p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>d. 125V充電器2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V充電器2Bは、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-48に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="707 349 1224 611"> <caption>表3.14-48 想定する環境条件及び荷重条件(125V充電器2B)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の大風による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の全交流動力電源喪失から1時間以内に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とし、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、設置場所にて容易に操作可能な設計とする。表3.14-49及び表3.14-50に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の大風による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>d. B充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のB充電器は、原子炉補助建屋T.P.10.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.58に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1291 349 1808 627"> <caption>表2.14.58 想定する環境条件及び荷重条件（B充電器）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の大風による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の全交流動力電源喪失から1時間以内に簡易な操作で負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて容易に操作可能な設計とし、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室以外の場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池をA直流母線及びB直流母線に接続する遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。表2.14.59～62に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-4)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の大風による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（充電器） 設置場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の大風による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の大風による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																							
	<p>表3.14-49 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から1時間を経過する前までの負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A遮断器 (無停電交流電源用 CFC-2A用)</td><td>入 →切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A遮断器 (120V 直流分電盤 2A-2用)</td><td>入 →切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B遮断器 (無停電交流電源用 CFC-2B用)</td><td>入 →切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B遮断器 (125V 直流分電盤 2B-2用)</td><td>入 →切</td><td>制御建屋 地下1階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A遮断器 (無停電交流電源用 CFC-2A用)	入 →切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2A遮断器 (120V 直流分電盤 2A-2用)	入 →切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B遮断器 (無停電交流電源用 CFC-2B用)	入 →切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B遮断器 (125V 直流分電盤 2B-2用)	入 →切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作		<p>表2.14-59 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から1時間を経過する前までの負荷切り離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA1,2) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA3,4) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA5,6) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB1,2) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB3,4) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB5,6) 遮断器 (AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉安全保護盤 (サンキューIV) が外核計算信号処理部遮断器 (非装置用電源 AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉安全保護盤 (サンキューIV) が外核計算信号処理部遮断器 (非装置用電源 AC100V (主系))</td><td>入 →切</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>安全系 計装盤室</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA1,2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA3,4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA5,6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB1,2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB3,4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB5,6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		原子炉安全保護盤 (サンキューIV) が外核計算信号処理部遮断器 (非装置用電源 AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		原子炉安全保護盤 (サンキューIV) が外核計算信号処理部遮断器 (非装置用電源 AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作	
機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																					
125V 直流主母線盤 2A遮断器 (無停電交流電源用 CFC-2A用)	入 →切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																						
125V 直流主母線盤 2A遮断器 (120V 直流分電盤 2A-2用)	入 →切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																						
125V 直流主母線盤 2B遮断器 (無停電交流電源用 CFC-2B用)	入 →切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																						
125V 直流主母線盤 2B遮断器 (125V 直流分電盤 2B-2用)	入 →切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																						
機器名	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																					
安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA1,2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA3,4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA5,6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系FDPプロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB1,2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB3,4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系FDPプロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB5,6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
原子炉安全保護盤 (サンキューIV) が外核計算信号処理部遮断器 (非装置用電源 AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						
原子炉安全保護盤 (サンキューIV) が外核計算信号処理部遮断器 (非装置用電源 AC100V (主系))	入 →切	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																						

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
	<p style="text-align: center;">表3.11-50 操作対象機器 (全交流電力電源喪失から8時間を経過した時点の負荷切り離し操作)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V直流水母線盤 2A遮断器(不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V直流水母線盤 2A遮断器(125V直流分電盤2A-2用)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V直流分電盤 2A-1遮断器(不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V直流水母線盤 2B遮断器(不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V直流水母線盤 2B遮断器(125V直流分電盤2B-2用)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線盤 2B遮断器(125V直流分電盤2B-4用)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V直流分電盤 2B-1遮断器(不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V直流水母線盤 2A遮断器(不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V直流水母線盤 2A遮断器(125V直流分電盤2A-2用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V直流分電盤 2A-1遮断器(不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V直流水母線盤 2B遮断器(不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V直流水母線盤 2B遮断器(125V直流分電盤2B-2用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V直流主母線盤 2B遮断器(125V直流分電盤2B-4用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V直流分電盤 2B-1遮断器(不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		<p style="text-align: center;">表2.14-60 操作対象機器 (全交流電力電源喪失から8時間を経過した時点の負荷切り離し操作)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A直流水コントロールセンタ遮断器(A-ディーゼル発電機制御盤)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.17.8m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.17.8m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A直流水コントロールセンタ遮断器(A-ディーゼル発電機制御盤(励磁機盤))</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B直流水コントロールセンタ遮断器(B-ディーゼル発電機制御盤)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B直流水コントロールセンタ遮断器(B-ディーゼル発電機制御盤(励磁機盤))</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乾燥防湿器直流分電盤遮断器(不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A直流水コントロールセンタ遮断器(A-ディーゼル発電機制御盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.17.8m	原子炉補助 建屋 T.P.17.8m	操作器操作		A直流水コントロールセンタ遮断器(A-ディーゼル発電機制御盤(励磁機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作		B直流水コントロールセンタ遮断器(B-ディーゼル発電機制御盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作		B直流水コントロールセンタ遮断器(B-ディーゼル発電機制御盤(励磁機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作		A1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作		B1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作		D1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作		乾燥防湿器直流分電盤遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																				
125V直流水母線盤 2A遮断器(不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																					
125V直流水母線盤 2A遮断器(125V直流分電盤2A-2用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																					
125V直流分電盤 2A-1遮断器(不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																					
125V直流水母線盤 2B遮断器(不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																					
125V直流水母線盤 2B遮断器(125V直流分電盤2B-2用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																					
125V直流主母線盤 2B遮断器(125V直流分電盤2B-4用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																					
125V直流分電盤 2B-1遮断器(不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																				
A直流水コントロールセンタ遮断器(A-ディーゼル発電機制御盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.17.8m	原子炉補助 建屋 T.P.17.8m	操作器操作																																																																																																					
A直流水コントロールセンタ遮断器(A-ディーゼル発電機制御盤(励磁機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																					
B直流水コントロールセンタ遮断器(B-ディーゼル発電機制御盤)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																					
B直流水コントロールセンタ遮断器(B-ディーゼル発電機制御盤(励磁機盤))	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																					
A1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																					
B1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																					
D1計装用交流分電盤遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																					
乾燥防湿器直流分電盤遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																					

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以下に、所内常設蓄電式直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 蓄電池 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 蓄電池 2Aは操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 125V 蓄電池 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 蓄電池 2Bは操作不要である。 (57-3)</p> <p>c. 125V 充電器 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2Aは操作不要である。 (57-3)</p> <p>d. 125V 充電器 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2Bは操作不要である。 (57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>以下に、所内常設蓄電式直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 蓄電池（非常用） 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は操作不要である。 (57-4)</p> <p>b. 後備蓄電池 所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、中央制御室又は設置場所での操作スイッチにより操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保することで、容易に操作可能な設計とする。 (57-4)</p> <p>c. A充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のA充電器は操作不要である。 (57-4)</p> <p>d. B充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のB充電器は操作不要である。 (57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

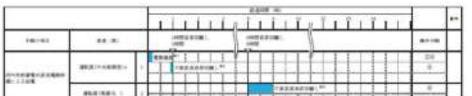
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>a. 125V 蓄電池 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Aは、表3.14-51に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 性能の確認として、125V蓄電池2Aの単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。 また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-51 125V蓄電池2Aの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>b. 125V 蓄電池 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Bは、表3.14-52に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 性能の確認として、125V蓄電池2Bの単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。 また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-52 125V蓄電池2Bの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>a. 蓄電池（非常用） 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、表2.14-63に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観点検が可能な設計とする。 性能の確認として、蓄電池（非常用）の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。 また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14-63 蓄電池（非常用）の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
			<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 																																		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
		<p>b. 後備蓄電池</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、表2.14.64に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、後備蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.64 後備蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr> <td>又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>								
発電用原子炉の状態	項目	内容																		
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																		
又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																		
	<p>c. 125V充電器2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V充電器2Aは、表3.14-53に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V充電器2Aの盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V充電器2Aの出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-53 125V充電器2Aの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認		特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																		
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																		
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																		
	特性試験	絶縁抵抗の確認																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
d. 125V充電器2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V充電器2Bは、表3.14-54に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。 性能の確認として、125V充電器2Bの盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。 125V充電器2Bの出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。 (57-4)	d. B充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のB充電器は、表2.14.66に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、外観点検及び特性試験が可能な設計とする。 性能の確認として、B充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。 B充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。 (57-3)																													
表3.14-54 125V充電器2Bの試験及び検査 <table border="1"><thead><tr><th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr><tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr><tr><td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr><tr><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr><tr><td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr></tbody></table> (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており、所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく、継続して24時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表3.14-49及び表3.14-50と同様である。	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	表2.14.66 B充電器の試験及び検査 <table border="1"><thead><tr><th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr><tr><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr><tr><td></td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr></tbody></table> (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており、所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく、継続して電源供給することが可能な設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、本来の用途以外の用途には使用しない。後備蓄電池から電源を供給するため必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、速やかな電源供給が可能な設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより、24時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表2.14.59～60と同様であり、後備蓄電池による電源供給操作の対象機器は表2.14.61～62と同様である。	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。	設備・運用の相違（蓄電池の構成）
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																												
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																												
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																												
	特性試験	絶縁抵抗の確認																												
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																												
	特性試験	絶縁抵抗の確認																												
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																												

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>これにより図 3.14-22 で示すタイムチャートのとおり速やかに不要直流負荷切離しが可能である。</p> <p>(57-3)</p>  <p>図 3.14-22 所内常設蓄電式直流電源設備による電源供給（全交流動力電源喪失から1時間以内及び8時間後の負荷切離し操作のタイムチャート）*</p> <p>*: 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、通常時は設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>これにより図 2.14-25 で示すタイムチャートのとおり速やかに不要な負荷の切り離し及び後備蓄電池による電源供給が可能である。</p> <p>(57-4)</p>  <p>図 2.14-25 所内常設蓄電式直流電源設備による給電のタイムチャート*</p> <p>*: 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、通常時は設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、表 2.14-67 に示すように、通常時は遮断器により非常用直流電源設備から隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>タイムチャートの相違</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>他系統との隔離箇所の相違</p>												
		<table border="1"> <caption>表 2.14-67 他系統との隔離</caption> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>A-直流通コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>B-直流通コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	A-直流通コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	B-直流通コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切	
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態												
非常用直流電源設備	A-直流通コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切												
非常用直流電源設備	B-直流通コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-49 及び表 3.14-50 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、中央制御室又は制御建屋で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。</p> <p>さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、125V蓄電池2Aは約8,000Ah、125V蓄電池2Bは約6,000Ahを有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.59～62 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、中央制御室、安全系計装盤室又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>2.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において不要な負荷の切離しを行う。</p> <p>さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、蓄電池（非常用）は約2,400Ah／組を2組、後備蓄電池は約2,400Ah／組を2組の合計4組を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、<u>3.14.2.3.3 項</u>に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-10)</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、<u>2.14.2.3.3 項</u>に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-10)</p>	

第57条 電源設備

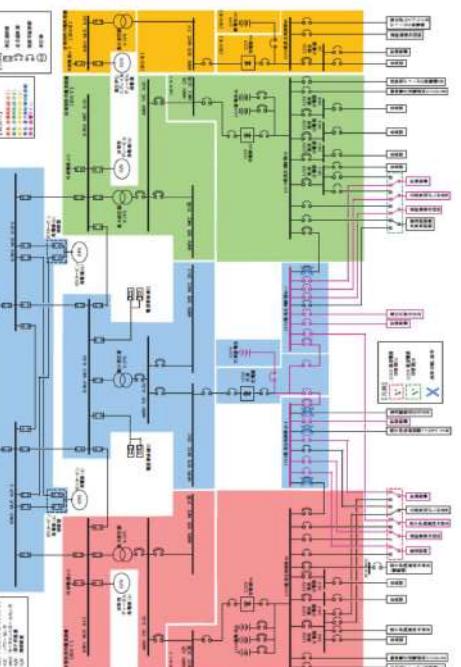
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.4 常設代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.4.1 設備概要</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合又は全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V代替蓄電池」及び、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失時又は交流電源及び直流電源の喪失時に、直流電源が必要な設備に電源供給する「250V蓄電池」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-23～26に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-55に示す。</p> <p>本系統は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に、125V直流主母線盤2A-1、125V直流主母線盤2B-1、125V直流電源切替盤2A及び125V直流電源切替盤2Bを操作して系統構成を行った後、125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給することが可能である。また、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給することが可能である。</p> <p>なお、可搬型代替交流電源設備の交流電源を125V代替充電器及び125V代替蓄電池並びに250V充電器及び250V蓄電池を経由し、125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1並びに250V直流主母線盤に接続することで、可搬型代替直流電源設備として電力を供給できる設計とする。これらの詳細については、3.14.2.5項に記載する。</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

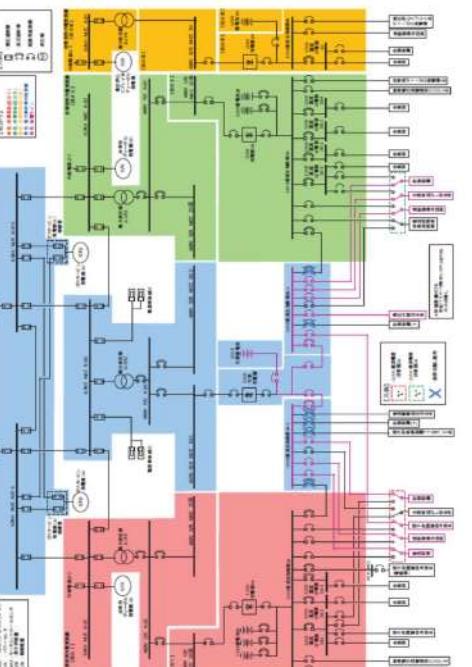
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-23 常設代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失直後～8時間後)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

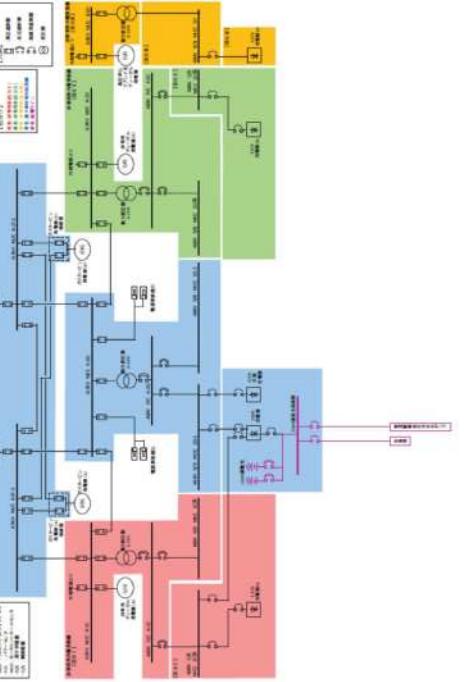
灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

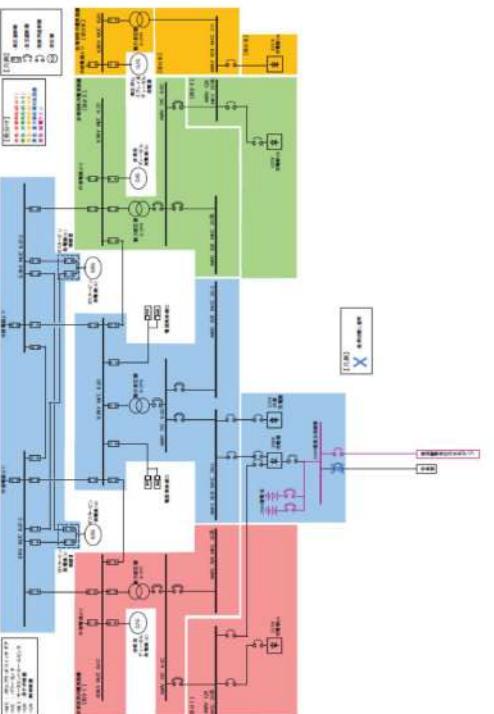
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-24 常設代用直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失 8 時間後～24 時間後)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-25 常設代替直済電源設備系統図(250V系統) (全交流動力電源喪失直後～1時間後)</p>		設備・運用の相違（常設代替直済電源設備）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-26 常設代替直流電源設備系統図(250V系統) (全交流動力電源喪失1時間後～24時間後)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>表3.14-55 常設代替直流电源設備に関する重大事故等対応設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*</td><td>125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】	計装設備（補助）*	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
設備区分	設備名														
主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】														
附属設備	—														
燃料流路	—														
電路	125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】														
計装設備（補助）*	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.4.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V代替蓄電池 個数：1 電圧：125V 容量：約2,000Ah 取付箇所：制御建屋地上2階</p> <p>(2) 250V蓄電池 個数：1 電圧：250V 容量：約6,000Ah 取付箇所：制御建屋地下2階</p> <p>3.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保 常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-56で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。125V代替蓄電池及び250V蓄電池は、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と位置的分散を図る設計とする。常設代替直流電源設備の125V代替蓄電池から125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1までの系統並びに250V蓄電池から250V直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hから125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2Hまでの系統に対して、独立した設計とする。 常設代替直流電源設備は、表3.14-57で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9, 57-10)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>表3.14-56 常設代替直流電源設備の位置の分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>常設代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td> 125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、制御建屋地下1階、主JF制御建屋地下甲1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V蓄電池 2B <原子炉建屋地下上中2階 (原子炉建屋付属機器内)> </td> <td> 125V代替蓄電池 <制御建屋 地下2階> </td> <td> 250V蓄電池 <制御建屋 地下2階> </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> 125V蓄電池 2A ~125V直流水主母線盤 2A及び 125V直流水主母線盤 2A-1電路 125V蓄電池 2B ~125V直流水主母線盤 2B及び 125V直流水主母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ~125V直流水主母線盤 2B電路 </td> <td> 125V代替蓄電池 ~125V直流水 主母線盤 2A-4 及び 125V直流水 墓地の昇盤 2A 及び 125V直流水 主母線盤 2B-1 及び 125V直流水 墓地の昇盤 2B 電路 </td> <td> 250V蓄電池 ~250V直流水 主母線盤 電路 </td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.14-57 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>常設代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、系準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属機器内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備	電源	125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、制御建屋地下1階、主JF制御建屋地下甲1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V蓄電池 2B <原子炉建屋地下上中2階 (原子炉建屋付属機器内)>	125V代替蓄電池 <制御建屋 地下2階>	250V蓄電池 <制御建屋 地下2階>	電源	125V蓄電池 2A ~125V直流水主母線盤 2A及び 125V直流水主母線盤 2A-1電路 125V蓄電池 2B ~125V直流水主母線盤 2B及び 125V直流水主母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ~125V直流水主母線盤 2B電路	125V代替蓄電池 ~125V直流水 主母線盤 2A-4 及び 125V直流水 墓地の昇盤 2A 及び 125V直流水 主母線盤 2B-1 及び 125V直流水 墓地の昇盤 2B 電路	250V蓄電池 ~250V直流水 主母線盤 電路	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、系準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属機器内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		漏水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																													
	非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備																														
電源	125V蓄電池 2A <制御建屋地下2階、制御建屋地下1階、主JF制御建屋地下甲1階> 125V蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V蓄電池 2B <原子炉建屋地下上中2階 (原子炉建屋付属機器内)>	125V代替蓄電池 <制御建屋 地下2階>	250V蓄電池 <制御建屋 地下2階>																													
電源	125V蓄電池 2A ~125V直流水主母線盤 2A及び 125V直流水主母線盤 2A-1電路 125V蓄電池 2B ~125V直流水主母線盤 2B及び 125V直流水主母線盤 2B-1電路 125V蓄電池 2B ~125V直流水主母線盤 2B電路	125V代替蓄電池 ~125V直流水 主母線盤 2A-4 及び 125V直流水 墓地の昇盤 2A 及び 125V直流水 主母線盤 2B-1 及び 125V直流水 墓地の昇盤 2B 電路	250V蓄電池 ~250V直流水 主母線盤 電路																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																														
	非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備																														
地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、系準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。																															
津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属機器内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																															
火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																															
漏水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。																															

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は、制御建屋地上2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-58に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1"> <caption>表3.14-58 想定する環境条件及び荷重条件(125V 代替蓄電池)</caption> <tbody> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池 常設代替直流電源設備の250V 蓄電池は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-59に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1"> <caption>表3.14-59 想定する環境条件及び荷重条件(250V 蓄電池)</caption> <tbody> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の操作に必要な各遮断器については、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち125V系統は、交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち250V系統は、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表3.14-60～62に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<p>表3.14-60 操作対象機器 (125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流 主母線盤 2A 用)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流 主母線盤 2B 用)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替 充電器用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替 充電器用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-61 操作対象機器 (設計基準事故対応設備の全交流電動機喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から 1時間まで経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流電源 切替盤 2A (必要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流電源 切替盤 2B (必要な負荷)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-62 操作対象機器 (設計基準事故対応設備の交流電源及び直流電源の喪失から 8時間まで経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流 主母線盤 2A 用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流 主母線盤 2B 用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替 充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替 充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流電源 切替盤 2A (必要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流電源 切替盤 2B (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		泊発電所3号炉	設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																												
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流 主母線盤 2A 用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																													
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流 主母線盤 2B 用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																													
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																													
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																													
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替 充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																													
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替 充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																												
125V 直流電源 切替盤 2A (必要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																													
125V 直流電源 切替盤 2B (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																												
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																													
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																													

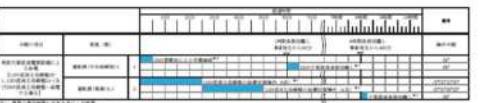
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>以下に、常設代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 250V 蓄電池 常設代替直流電源設備の250V 蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は、表3.14-63に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 性能の確認として、125V 代替蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。 (57-4)</p> <p>表3.14-63 125V 代替蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>b. 250V 蓄電池</p> <p>常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、表3.14-64に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表3.14-64 250V蓄電池の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち125V系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の125V系統のうち125V代替蓄電池は、本来の用途以外の用途には使用しない。</p> <p>常設代替直流電源設備の250V系統のうち250V蓄電池は、通常時において本来の用途である常用直流電源設備として電源供給しており、常設代替直流電源設備として電源供給元を切り替える操作は不要とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表3.14-60～62と同様である。</p> <p>これにより図3.14-27で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	 <p>図3.14-27 常設代替直流電源設備による電源供給 (全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流水源喪失から1時間後及び8時間後の負荷切離し操作のタイムチャート)*</p> <p>*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的座力に係る審査基準」への適合状況についての「3.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池は、表3.14-65に示すように、通常時は非常用直流電源設備と切り離すことで隔離する系統構成としており、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 常設代替直流電源設備のうち250V蓄電池は、通常時は常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p> <p>表3.14-65 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 低速主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 低速主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	125V 低速主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	125V 低速主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切	
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態											
非常用直流電源設備	125V 低速主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切											
非常用直流電源設備	125V 低速主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切											
			設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）											

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.14-60～62に示す。これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約2,000Ahを有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約6,000Ahを有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>常設代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.4.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-10)</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.5 可搬型代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.5.1 設備概要</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、直流電源が必要な設備に電源供給を行う常設代替直流電源設備である「125V代替蓄電池」及び「250V蓄電池」並びに代替所内電気設備から受電した交流電源を直流電源に変換する「125V代替充電器」及び「250V充電器」並びに代替所内電気設備に電源供給を行う可搬型代替交流電源設備である「電源車」、「軽油タンク」、「ガスタービン発電設備軽油タンク」及び「タンクローリー」並びに電源車を接続する「電源車接続口（原子炉建屋西側）」及び「電源車接続口（原子炉建屋東側）」並びに代替所内電気設備として電路を構成する「緊急用高圧母線2G系」、「緊急用動力変圧器2G系」及び「緊急用低圧母線2G系」で構成する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち125V系統は、電源車を代替所内電気設備並びに125V代替充電器及び125V代替蓄電池を経由し、125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち250V系統は、電源車を代替所内電気設備並びに250V充電器及び250V蓄電池を経由し、250V直流主母線盤に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-28～35に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-66に示す。</p> <p>本系統のうち125V系統は、125V直流主母線盤2A-1、125V直流主母線盤2B-1、125V直流電源切替盤2A及び125V直流電源切替盤2Bを操作して系統構成を行った後、125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給し、その後、電源車を所定の接続先である電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）に接続し、電源車の操作ボタンにより起動することで、125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に合計24時間以上、電源供給することが可能である。</p> <p>また、本系統のうち250V系統は、250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給し、その後、電源車から250V充電器を受電することにより、必要な負荷に合計24時間以上、電源供給することが可能である。</p>	<p>2.14.2.4 可搬型代替直流電源設備</p> <p>2.14.2.4.1 設備概要</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型直流電源用発電機」、可搬型直流電源用発電機から受電した交流電源を直流電源に変換する「可搬型直流変換器」、可搬型直流電源用発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」と「燃料タンク（SA）」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型直流電源用発電機まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」、可搬型直流電源用発電機を接続する「可搬型直流電源接続盤1」及び「可搬型直流電源接続盤2」並びに可搬型直流変換器を接続する「A後備蓄電池接続盤」及び「B後備蓄電池接続盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機を可搬型直流変換器を経由し、A直流母線及びB直流母線に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>本系統の概要図を図2.14-26～31に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14-68に示す。</p> <p>本系統は、可搬型直流電源用発電機を所定の接続先である可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2に接続し、可搬型直流変換器を所定の接続先であるA後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤に接続した後、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の操作器により起動し、A直流母線又はB直流母線に接続することで、必要な負荷に合計24時間以上、電源供給することが可能である。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：操作ボタン→泊：操作器

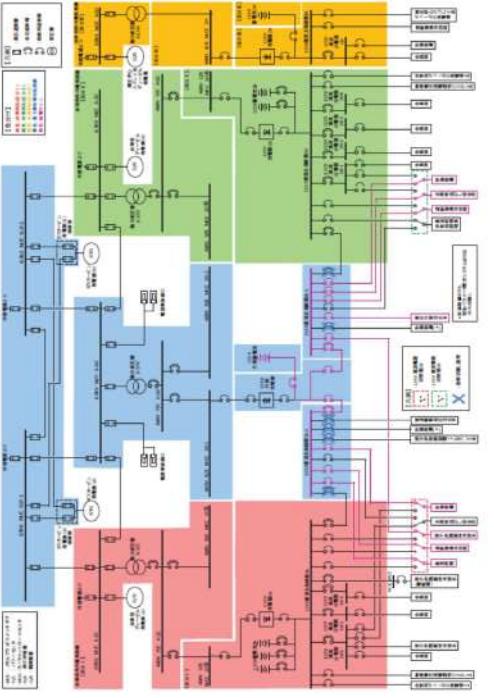
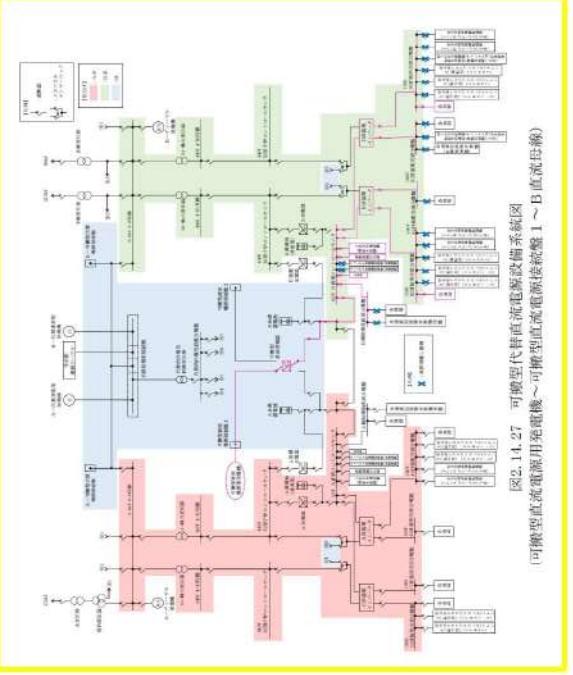
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備の軽油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を電源車に補給することで電源車の運転を継続する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.5.3項に詳細を示す。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機の燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA)より可搬型タンクローリーを用いて可搬型直流電源用発電機に燃料を補給することで可搬型直流電源用発電機の運転を継続する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.4.3項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 3.14-28 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失直後～8時間後)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

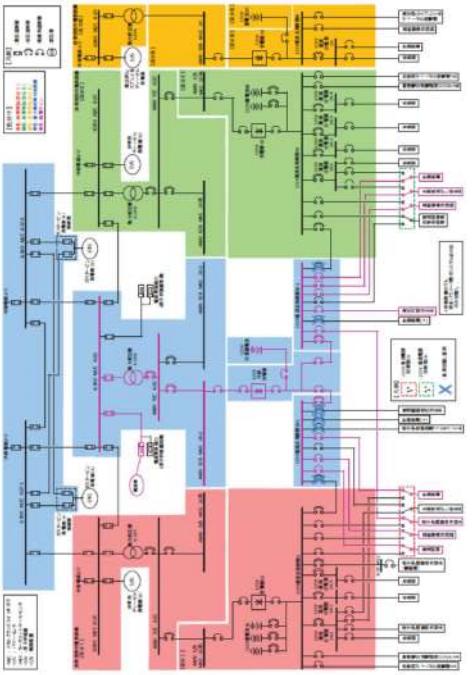
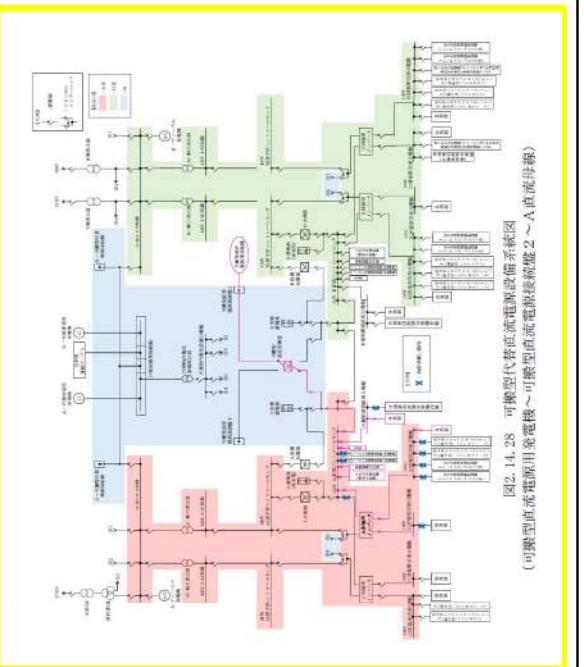
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-29 可搬型代替直流電源設備系統図(125V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失8時間後～24時間後)</p>	 <p>図2.14-27 可搬型代替直流電源設備系統図 ～可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源設備系統盤1～B直並母線</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

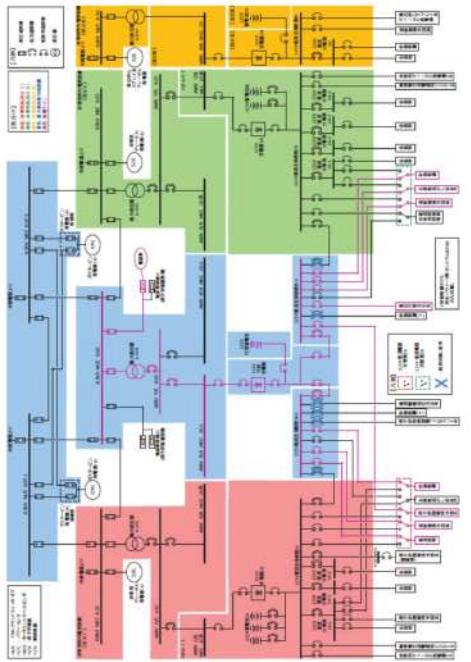
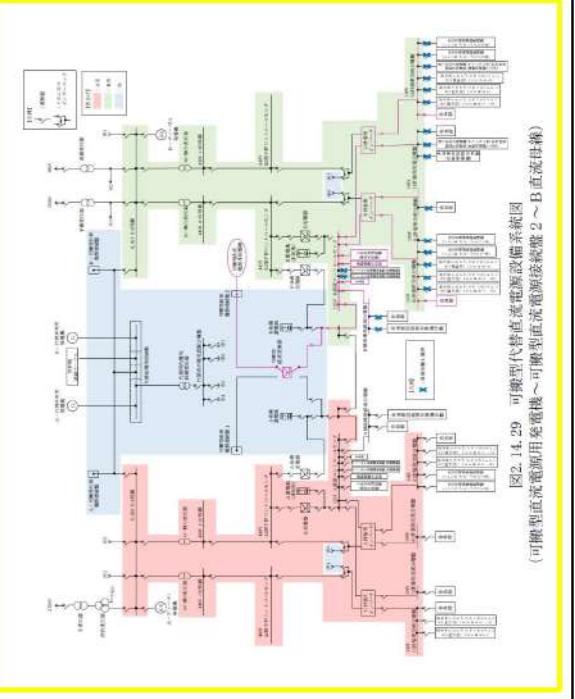
灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

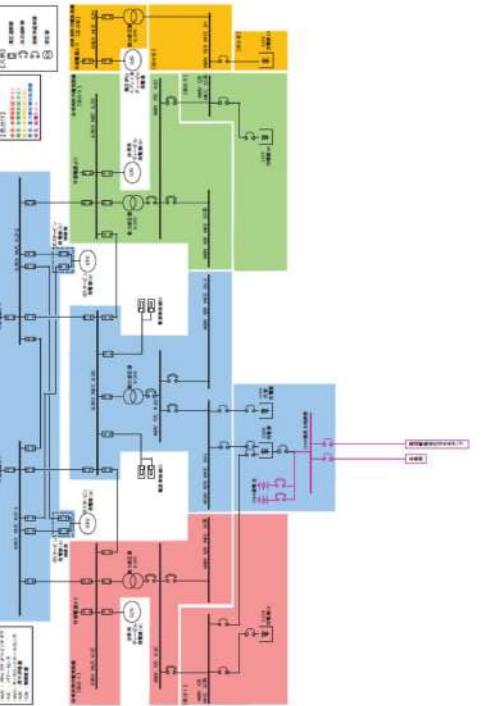
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-30 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設設備専用式直流電源設備喪失 24 時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続)</p>	 <p>図2.14-28 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源装置 2～A直流水箱)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

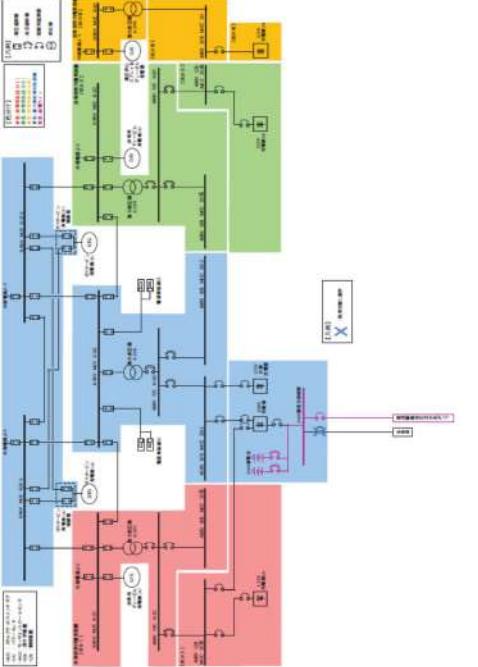
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-31 可搬型代持直流水源設備系統図(125V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口(原子炉建屋裏側)接続)</p>	 <p>図3.14-29 可搬型代持直流水源設備系統図 (可搬型直流水源用発電機～可搬型代持直流水源接続盤2～B直流水線)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

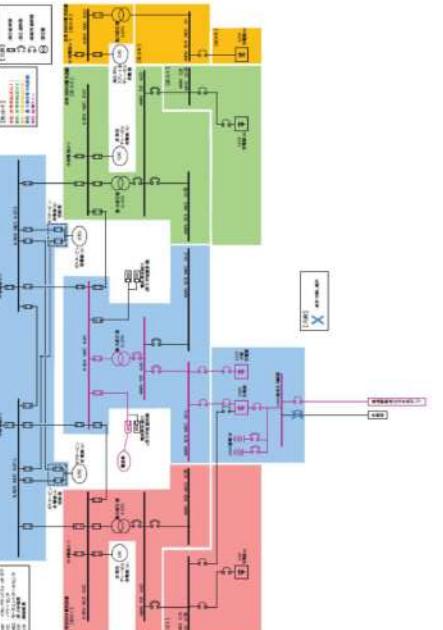
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-32 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失直後～1時間後)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

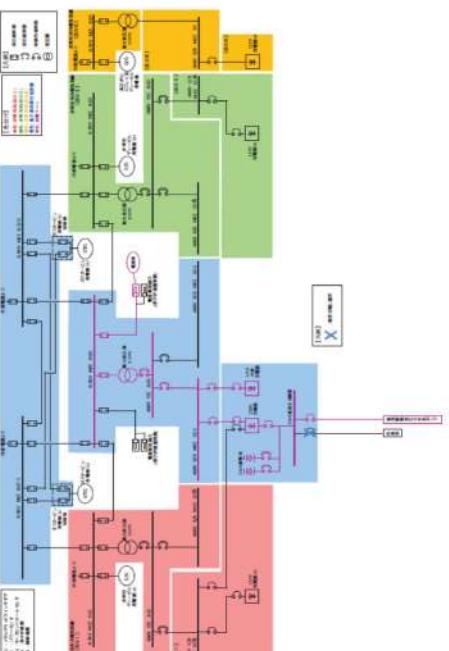
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-33 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V系) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失1時間後～24時間後)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-34 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流熱力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失 24 時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

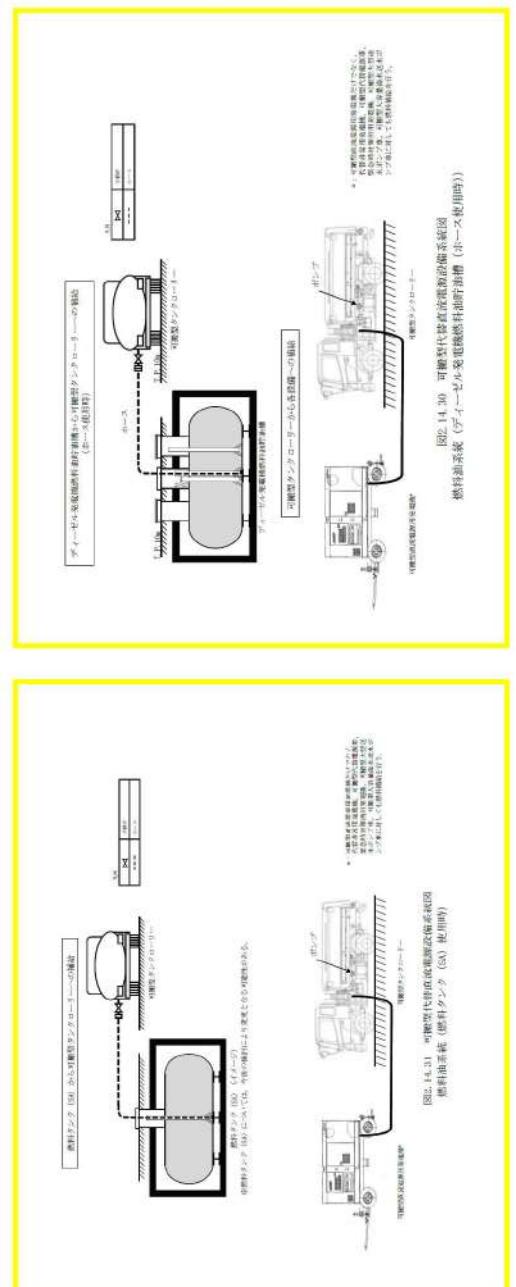
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-35 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V系) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電池直流電源設備喪失24時間後以降) (電瓶車接続口 (原子炉建屋東側) 接続)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.30 可搬式代替品充電油燃料油供給装置 燃料油系統（ディーゼル充電油燃料油供給装置）</p> <p>図2.14.31 可搬式代替品充電油燃料油供給装置 燃料油系統（燃料タンク（SA）使用時）</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 57 条 電源設備

泊発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																					
<p>表 3.14-66 可搬型代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">主要設備</td><td>125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 制御シングル【常設】 ガスターピン発電設備軽油タンク*1【常設】 タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr> <td>—</td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧給水システムディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスターピン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td></tr> <tr> <td>125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器 ～125V 直流主母線 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線電路【常設】</td></tr> <tr> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用母線 2G 系 *** ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) *** ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 【常設】</td></tr> <tr> <td>電路</td></tr> <tr> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用母線 2G 系 *** ～250V 充電器 ～250V 直流電源切替盤 (電源車接続口(原子炉建屋)) *** ～250V 直流主母線電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助） **</td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線 2A-1 電路【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電路【常設】 250V 直流主母線盤【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)及び高圧給水システムディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *2：ガスターピン発電設備軽油タンクは、ガスターピン発電設備軽油タンク(A)、ガスターピン発電設備軽油タンク(B)及びガスターピン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：電源車接続口(原子炉建屋)は、電源車接続口(原子炉建屋西側 1)、電源車接続口(原子炉建屋西側 2)、電源車接続口(原子炉建屋東側 1)及び電源車接続口(原子炉建屋東側 2)により構成される。 *4：緊急用母線 2G 系は、400V バワーセンタ 4-2G、400V 原子炉建屋モータコントロールセントラル 2G-1 及び 400V 原子炉建屋モータコントロールセントラル 2G-2 により構成される。 *5：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 制御シングル【常設】 ガスターピン発電設備軽油タンク*1【常設】 タンクローリー【可搬】	—	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧給水システムディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスターピン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器 ～125V 直流主母線 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線電路【常設】	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用母線 2G 系 *** ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) *** ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 【常設】	電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用母線 2G 系 *** ～250V 充電器 ～250V 直流電源切替盤 (電源車接続口(原子炉建屋)) *** ～250V 直流主母線電路【常設】	計装設備（補助） **	125V 直流主母線 2A-1 電路【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電路【常設】 250V 直流主母線盤【常設】	<p>表 2.14-68 可搬型代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主要設備</td><td>可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr> <td>—</td></tr> <tr> <td>ホース【可搬】</td></tr> <tr> <td rowspan="3">電路</td><td>可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路 (可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路)</td></tr> <tr> <td>6～A 母線電圧 6～B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助） *</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1～ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A 2～ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1～ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び B 2～ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2：可搬型直流電源接続盤は、可搬型直流電源接続盤 1 及び可搬型直流電源接続盤 2 により構成される。 *3：A 直流母線は、A 直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B 直流母線は、B 直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	—	ホース【可搬】	電路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路 (可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路)	6～A 母線電圧 6～B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧	計装設備（補助） *	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																							
主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 制御シングル【常設】 ガスターピン発電設備軽油タンク*1【常設】 タンクローリー【可搬】																							
	—																							
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧給水システムディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスターピン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																							
	125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器 ～125V 直流主母線 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線電路【常設】																							
	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用母線 2G 系 *** ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)) *** ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並に 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 【常設】																							
電路																								
電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ** ～緊急用母線 2G 系 *** ～250V 充電器 ～250V 直流電源切替盤 (電源車接続口(原子炉建屋)) *** ～250V 直流主母線電路【常設】																								
計装設備（補助） **																								
125V 直流主母線 2A-1 電路【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電路【常設】 250V 直流主母線盤【常設】																								
設備区分	設備名																							
主要設備	可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																							
	—																							
	ホース【可搬】																							
電路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路 (可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤～A 直流母線*1 又は B 直流母線*2 電路)																							
	6～A 母線電圧 6～B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧																							
	計装設備（補助） *																							

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V代替蓄電池 個数：1 電圧：125V 容量：約2,000Ah 取付箇所：制御建屋地上2階</p> <p>(2) 250V蓄電池 個数：1 電圧：250V 容量：約6,000Ah 取付箇所：制御建屋地下2階</p> <p>(3) 電源車 エンジン 台数：4（予備1*） 使用燃料：軽油 発電機 台数：4（予備1*） 種類：三相同期発電機 容量：約400kVA（1台当たり） 力率：0.85（遅れ） 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 設置場所：屋外 （原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）</p> <p>保管場所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</p> <p>*：可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>(4) 125V代替充電器 個数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約700A 取付箇所：制御建屋地下1階</p>	<p>2.14.2.4.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型直流電源用発電機 エンジン 台数：2（予備2） 使用燃料：軽油 発電機 台数：2（予備2） 形式：突極回転界磁形同期発電機 容量：約125kVA（1台当たり） 力率：0.8（遅れ） 電圧：200V 周波数：50Hz 設置場所：屋外 （3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）</p> <p>保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）</p> <p>(2) 可搬型直流変換器 台数：1（予備2） 直流出力電圧：150V（使用電圧125V） 直流出力電流：200A 取付場所：原子炉補助建屋T.P.10.3m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 250V充電器 個 数：1 直流出力電圧：258.7V 直流出力電流：約400A 取付箇所：制御建屋地下2階</p> <p>(6) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基） 容量：約110kL（1基当たり） ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取付箇所：屋外</p> <p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：3 容量：約110kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50°C 取付箇所：屋外</p>	<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基数：4 容量：約146m³（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付場所：屋外</p> <p>(4) 燃料タンク（SA） 型式：横置円筒形 基数：1 容量：約50m³ 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) タンクローリー</p> <p>容 量：約 4.0kL (1台当たり) 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：約 24kPa [gage] 最高使用温度：40°C 台 数：2 (予備 1) 設 置 場 所：屋外 保 管 場 所：屋外 (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)</p>	<p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>容 量：約 1kL (1台当たり) 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：約 24kPa 最高使用温度：40°C 台 数：2 (予備 2) 設 置 場 所：屋外 保 管 場 所：屋外 (1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))</p>	設備名称の相違（タンクローリー）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保 可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-67で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。 125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替充電器及び250V充電器は、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びに125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hと異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と位置的分散を図る設計とする。 電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池及び電源車から125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1までの系統並びに250V蓄電池及び電源車から250V直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hから125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2Hまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。 電源の冷却方式については、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 また、125V代替充電器及び250V充電器により交流を直流に変換できることで、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hを用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表3.14-68で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p>	<p>2.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保 可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14-69で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型タンクローリーは、屋外のディーゼル発電機建屋から離れた場所に設置又は保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに原子炉建屋内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置又は保管することで、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池（非常用）からA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、可搬型直流電源用発電機の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 また、可搬型直流変換器により交流を直流に変換できることで、蓄電池（非常用）を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、可搬型直流電源用発電機は発電機搭載燃料として位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表2.14-70で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設置場所の相違</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p>
	(57-2, 57-3, 57-9, 57-10)	(57-2, 57-4, 57-9, 57-10)	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																											
	<p>表3.14-67 可搬型代替直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型代替直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池2A <新規建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び新規建屋地上1階></td> <td>125V代替蓄電池 <新規建屋地下1階></td> <td>250V蓄電池 <新規建屋 地上2階></td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池2H <原子炉建屋地上中2階 (原子炉建屋付属構内)></td> <td>125V代替蓄電池 <新規建屋 地下1階*></td> <td>250V光電池 <新規建屋 地下2階></td> </tr> <tr> <td>125V充電器2A 125V充電器2B <いづれも新規建屋地下1階*></td> <td>電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)></td> <td>電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)></td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧供心スブレイブディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属構内)></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電池</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～125V充電器2A電路</td> <td>電源車接続口 (原子炉建屋) ～125V代替充電器 電路</td> <td>電源車 ～電源車接続口 (原子炉建屋) ～250V光電池 電路</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機(B) ～125V充電器2B電路</td> <td>125V代替蓄電池 及び 125V代替光電池 ～125V蓄電池</td> <td>250V蓄電池 及び 250V光電池 ～250V直流水 電路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源方式</td> <td>高圧供心スブレイブディーゼル発電機 ～125V光電器2B電路</td> <td>主母線2A-1 及び 125V直流水主母線2A及び 125V直流水母線2B-1電路</td> <td>主母線2A-1 及び 125V直流水 電源車母線2A 及び 125V直流水主母線2B-1 主母線2B-1 及び 125V直流水 電源車母線2B 電路</td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流水主母線2A及び 125V直流水母線2B-1電路</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源の冷却方式</td> <td>125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流水主母線2B電路</td> <td>主母線2B-1 及び 125V直流水 電源車母線2B 電路</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td> <td>設計基準事故対応設備</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料流路</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電及び 交流電力を蓄電電力に変換</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絞りタンク <屋外></td> <td>絞りタンク <屋外></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料ディシランク 高圧供心スブレイブディーゼル発電設備 燃料ディシランク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)></td> <td>ガスタービン発電設備絞りタンク <屋外> 電源車(非常燃料) <屋外></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外></td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧供心スブレイブディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いづれも屋内></td> <td>タンク式～リ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m></td> <td>可搬型直流電源用発電機(発電 機搭載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 区分Iである125V充電器2A、区分IIである125V充電器2B及び125V代替充電器は、各区分ごとに区画された部屋にそれぞれ設置することに土り、物理的な分離設計とする。</p>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	電源	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	125V蓄電池2A <新規建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び新規建屋地上1階>	125V代替蓄電池 <新規建屋地下1階>	250V蓄電池 <新規建屋 地上2階>	125V蓄電池2H <原子炉建屋地上中2階 (原子炉建屋付属構内)>	125V代替蓄電池 <新規建屋 地下1階*>	250V光電池 <新規建屋 地下2階>	125V充電器2A 125V充電器2B <いづれも新規建屋地下1階*>	電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)>	電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)>	非常用ディーゼル発電機 高圧供心スブレイブディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属構内)>			電池	非常用ディーゼル発電機(A) ～125V充電器2A電路	電源車接続口 (原子炉建屋) ～125V代替充電器 電路	電源車 ～電源車接続口 (原子炉建屋) ～250V光電池 電路	非常用ディーゼル発電機(B) ～125V充電器2B電路	125V代替蓄電池 及び 125V代替光電池 ～125V蓄電池	250V蓄電池 及び 250V光電池 ～250V直流水 電路	電源方式	高圧供心スブレイブディーゼル発電機 ～125V光電器2B電路	主母線2A-1 及び 125V直流水主母線2A及び 125V直流水母線2B-1電路	主母線2A-1 及び 125V直流水 電源車母線2A 及び 125V直流水主母線2B-1 主母線2B-1 及び 125V直流水 電源車母線2B 電路	125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流水主母線2A及び 125V直流水母線2B-1電路			電源の冷却方式	125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流水主母線2B電路	主母線2B-1 及び 125V直流水 電源車母線2B 電路					燃料源	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備		非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備		燃料流路	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び 交流電力を蓄電電力に変換		水冷式	空冷式		燃料源	水冷式	空冷式		絞りタンク <屋外>	絞りタンク <屋外>		燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料ディシランク 高圧供心スブレイブディーゼル発電設備 燃料ディシランク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)>	ガスタービン発電設備絞りタンク <屋外> 電源車(非常燃料) <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧供心スブレイブディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いづれも屋内>	タンク式～リ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	可搬型直流電源用発電機(発電 機搭載燃料) <屋外>					<p>表2.14-69 可搬型代替直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型代替直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> <td>可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> </tr> <tr> <td>A充電器 B充電器 <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> <td>可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路脇西側60m エリア)></td> </tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機～ A充電器電路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機～ B充電器電路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A蓄電池及びA充電器～ A直流水母線電路</td> <td>可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流水母線又はB直流水母線電路</td> </tr> <tr> <td>B蓄電池及びB充電器～ B直流水母線電路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>交流電力を直流電力に変換</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td> <td>設計基準事故対応設備</td> <td>重大事故等対応設備</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型代替直流電源設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m></td> <td>アーバン発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <デイゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> <td></td> <td>可搬型タンクローリー[※] <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ : 設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	電源	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	A蓄電池 B蓄電池 <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	A充電器 B充電器 <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路脇西側60m エリア)>	A-ディーゼル発電機～ A充電器電路		B-ディーゼル発電機～ B充電器電路		A蓄電池及びA充電器～ A直流水母線電路	可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流水母線又はB直流水母線電路	B蓄電池及びB充電器～ B直流水母線電路		電源方式	蓄電池による給電	交流電力を直流電力に変換	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	燃料流路	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	アーバン発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <デイゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>		可搬型タンクローリー [※] <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																																																																																												
電源	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																																																																																												
	125V蓄電池2A <新規建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び新規建屋地上1階>	125V代替蓄電池 <新規建屋地下1階>	250V蓄電池 <新規建屋 地上2階>																																																																																																											
125V蓄電池2H <原子炉建屋地上中2階 (原子炉建屋付属構内)>	125V代替蓄電池 <新規建屋 地下1階*>	250V光電池 <新規建屋 地下2階>																																																																																																												
125V充電器2A 125V充電器2B <いづれも新規建屋地下1階*>	電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)>	電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4 保管エリア)>																																																																																																												
非常用ディーゼル発電機 高圧供心スブレイブディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属構内)>																																																																																																														
電池	非常用ディーゼル発電機(A) ～125V充電器2A電路	電源車接続口 (原子炉建屋) ～125V代替充電器 電路	電源車 ～電源車接続口 (原子炉建屋) ～250V光電池 電路																																																																																																											
	非常用ディーゼル発電機(B) ～125V充電器2B電路	125V代替蓄電池 及び 125V代替光電池 ～125V蓄電池	250V蓄電池 及び 250V光電池 ～250V直流水 電路																																																																																																											
電源方式	高圧供心スブレイブディーゼル発電機 ～125V光電器2B電路	主母線2A-1 及び 125V直流水主母線2A及び 125V直流水母線2B-1電路	主母線2A-1 及び 125V直流水 電源車母線2A 及び 125V直流水主母線2B-1 主母線2B-1 及び 125V直流水 電源車母線2B 電路																																																																																																											
	125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流水主母線2A及び 125V直流水母線2B-1電路																																																																																																													
電源の冷却方式	125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流水主母線2B電路	主母線2B-1 及び 125V直流水 電源車母線2B 電路																																																																																																												
燃料源	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																																																																																												
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																																																																																												
燃料流路	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び 交流電力を蓄電電力に変換																																																																																																												
	水冷式	空冷式																																																																																																												
燃料源	水冷式	空冷式																																																																																																												
	絞りタンク <屋外>	絞りタンク <屋外>																																																																																																												
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料ディシランク 高圧供心スブレイブディーゼル発電設備 燃料ディシランク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属構内)>	ガスタービン発電設備絞りタンク <屋外> 電源車(非常燃料) <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>																																																																																																											
	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧供心スブレイブディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いづれも屋内>	タンク式～リ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	可搬型直流電源用発電機(発電 機搭載燃料) <屋外>																																																																																																										
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																																																																																												
電源	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																																																																																												
	A蓄電池 B蓄電池 <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>																																																																																																												
A充電器 B充電器 <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型直流電源用発電機 <屋外 (1号炉西側31mエリア、 2号炉東側31mエリア(a)、 2号炉東側31mエリア(b)及び 展望台行管理道路脇西側60m エリア)>																																																																																																													
A-ディーゼル発電機～ A充電器電路																																																																																																														
B-ディーゼル発電機～ B充電器電路																																																																																																														
A蓄電池及びA充電器～ A直流水母線電路	可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流水母線又はB直流水母線電路																																																																																																													
B蓄電池及びB充電器～ B直流水母線電路																																																																																																														
電源方式	蓄電池による給電	交流電力を直流電力に変換																																																																																																												
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																																																												
燃料源	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																																																																																												
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																																																																																												
燃料流路	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	アーバン発電機 燃料油貯油槽 <屋外>																																																																																																											
	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <デイゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>		可搬型タンクローリー [※] <屋外 (1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>																																																																																																											

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>表3.14-53 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型直流電源設備</td> <td></td> </tr> </table> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</p>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型直流電源設備		<p>表3.14-68 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td></td> </tr> </table> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共一-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共一-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</p>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備		<p>表2.14.70 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td></td> </tr> </table> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共一-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共一-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</p>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備		
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																			
非常用直流電源設備	可搬型直流電源設備																				
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																			
非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																				
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																			
非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																				

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.5.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.5.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (I) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii)適合性 基本方針については、「<u>2.3.3 環境条件等</u>」に示す。 a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、制御建屋地上2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-69に示す設計とする。 (57-2) <table border="1"> <caption>表3.14-69 想定する環境条件及び荷重条件(125V代替蓄電池)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「<u>2.1.2 耐震設計の基本方針</u>」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の250V蓄電池は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-70に示す設計とする。 (57-2) <table border="1"> <caption>表3.14-70 想定する環境条件及び荷重条件(250V蓄電池)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「<u>2.1.2 耐震設計の基本方針</u>」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> </p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 <u>2.1.2 耐震設計の基本方針</u> 」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 <u>2.1.2 耐震設計の基本方針</u> 」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (I) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii)適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.3 環境条件等</u>」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 <u>2.1.2 耐震設計の基本方針</u> 」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 <u>2.1.2 耐震設計の基本方針</u> 」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（原子炉建屋西側又は東側）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-71に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-71 想定する環境条件及び荷重条件(電源車)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 125V代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替充電器は、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-72に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-72 想定する環境条件及び荷重条件(125V代替充電器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.71に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.71 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型直流電源用発電機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、可搬型で原子炉補助建屋T.P.10.3mに保管及び設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.72に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.72 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型直流変換器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																																																										
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>e. 250V充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-73に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-73 想定する環境条件及び荷重条件(250V充電器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-74に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-74 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>e. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14-73に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14-73 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備名称の相違（燃料油貯油槽）														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-75に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-75 想定する環境条件及び荷重条件（ガスタービン発電設備軽油タンク）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
	<p>d. 燃料タンク（SA）</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.74に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.74 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク（SA））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「3.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>h. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-76に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-76 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機器を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な燃料移送系の各機器並びに電源車及び代替所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち125V系統は、交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち250V系統は、交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表3.14-77～82に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機器を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14-75に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14-75 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機器を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1-10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な燃料油系統の各機器並びに可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器、可搬型代替直流電源設備及び非常用直流電源設備の各遮断器については、設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表2.14-76～79に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機器を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p> <p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系→泊：燃料油系統 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機器を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機器を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機器を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																
	<p>表3.14-77 操作対象機器 (軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/G(A) 軽油タンク(A) 出口扉</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A) 軽油タンク(C) 出口扉</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A) 軽油タンク(E) 出口扉</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B) 軽油タンク(B) 出口扉</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B) 軽油タンク(D) 出口扉</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B) 軽油タンク(F) 出口扉</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HVCS B/6 軽油タンク 出口扉</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A) 軽油タンク(A) 移出ロア止め栓</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A) 軽油タンク(C) 移出ロア止め栓</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A) 軽油タンク(E) 移出ロア止め栓</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B) 軽油タンク(B) 移出ロア止め栓</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B) 軽油タンク(D) 移出ロア止め栓</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B) 軽油タンク(F) 移出ロア止め栓</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HVCS B/6 軽油タンク 移出ロア止め栓</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/G(A) 軽油タンク(A) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A) 軽油タンク(C) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A) 軽油タンク(E) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B) 軽油タンク(B) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B) 軽油タンク(D) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B) 軽油タンク(F) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		HVCS B/6 軽油タンク 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A) 軽油タンク(A) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A) 軽油タンク(C) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A) 軽油タンク(E) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B) 軽油タンク(B) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B) 軽油タンク(D) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B) 軽油タンク(F) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		HVCS B/6 軽油タンク 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>表2.14.76 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.77 操作対象機器 (燃料タンク(SA)～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>燃料タンク(SA) 給油口</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.78 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～可搬型直流水源用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース引出し</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は						B-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は						B-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口						可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク(SA) 給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																														
B/G(A) 軽油タンク(A) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(A) 軽油タンク(C) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(A) 軽油タンク(E) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(B) 軽油タンク(B) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(B) 軽油タンク(D) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(B) 軽油タンク(F) 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
HVCS B/6 軽油タンク 出口扉	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(A) 軽油タンク(A) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(A) 軽油タンク(C) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(A) 軽油タンク(E) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(B) 軽油タンク(B) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(B) 軽油タンク(D) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
B/G(B) 軽油タンク(F) 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
HVCS B/6 軽油タンク 移出ロア止め栓	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																															
吐出弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																														
A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は																																																																																																																																																																																																			
B-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は																																																																																																																																																																																																			
B-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口																																																																																																																																																																																																			
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																															
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																														
燃料タンク(SA) 給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																															
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																														
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																															
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																														
	<p>表3.14-78 操作対象機器 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源系統)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>GTG 軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(A) 松出日止め弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(B) 松出日止め弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(C) 松出日止め弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ボーズ接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-79 操作対象機器 (125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤2A-1及び 125V 直流主母線盤2B-1電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(125V 直流 主母線盤2A用)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(125V 直流 主母線盤2B用)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(125V 代替 充電器用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(125V 代替 充電器用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-80 操作対象機器 (設計基準事故対応設備の交流電源及び直流電源の喪失から 1時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V 直流 主母線盤 2A側</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流電源 切替盤2A (必要な負荷)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流 主母線盤 2B側</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流電源 切替盤2B (必要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr><td>250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>制御建屋 地下2階</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク(A)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(A) 松出日止め弁	全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B) 松出日止め弁	全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C) 松出日止め弁	全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ボーズ接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(125V 直流 主母線盤2A用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(125V 直流 主母線盤2B用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(125V 代替 充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(125V 代替 充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流 主母線盤 2A側	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流電源 切替盤2A (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流 主母線盤 2B側	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流電源 切替盤2B (必要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下2階	中央制御室	スイッチ 操作		<p>表3.14-79 操作対象機器 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器 ～A直流母線又はB直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型直流 電源用発電機</td><td>停止 →運転</td><td>屋外 (3号炉東 側32mエリ ア又は3号 炉西側32m エリア)</td><td>屋外 (3号炉東 側32mエリ ア又は3号 炉西側32m エリア)</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr><td>遮断器</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr><td>A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr><td>B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr><td>A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型直流 電源用発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東 側32mエリ ア又は3号 炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東 側32mエリ ア又は3号 炉西側32m エリア)	操作器 操作		遮断器	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	操作器 操作		A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	操作器 操作		B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	操作器 操作		A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	操作器 操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																												
GTG 軽油タンク(A)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(B)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(C)出口弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(A) 松出日止め弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(B) 松出日止め弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(C) 松出日止め弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
車載ポンプ	停止 運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																													
吐出弁	全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
ホース	ボーズ接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																												
125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(125V 直流 主母線盤2A用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(125V 直流 主母線盤2B用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																																																																																																													
125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																																																																																																													
125V 直流主母線盤2A-1 遮断器(125V 代替 充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
125V 直流主母線盤2B-1 遮断器(125V 代替 充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																												
125V 直流 主母線盤 2A側	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
125V 直流電源 切替盤2A (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
125V 直流 主母線盤 2B側	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
125V 直流電源 切替盤2B (必要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下2階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																												
可搬型直流 電源用発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東 側32mエリ ア又は3号 炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東 側32mエリ ア又は3号 炉西側32m エリア)	操作器 操作																																																																																																																																																																													
遮断器	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	操作器 操作																																																																																																																																																																													
A後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	操作器 操作																																																																																																																																																																													
B後備蓄電池接続盤 遮断器 (可搬型直流変換器 受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	操作器 操作																																																																																																																																																																													
A直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A後備蓄電池接続盤) 又は B直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10, 3m	操作器 操作																																																																																																																																																																													

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>表3.14-81 操作対象機器 (設計基準事故対応設備の交流電源及び直流電源の喪失から 8時間を超えた時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>△→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>△→切</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-82 操作対象機器 (電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) ～125V 代替充電器路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源車</td><td>発電機 停止→運転</td><td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td><td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td><td rowspan="2">スイッチ 操作</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>切→入</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラフ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	△→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	△→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	電源車	発電機 停止→運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作		切→入			6.9kV メタクラフ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	<p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																				
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	△→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																					
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	△→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																				
電源車	発電機 停止→運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作																																					
	切→入																																								
6.9kV メタクラフ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																				

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、原子炉建屋に設置する電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、屋外に設置する可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることで可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：操作スイッチ、操作パネル→泊：操作器 <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p>
	<p>d. 125V 代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 125V 代替充電器は操作不要である。</p> <p>(57-3)</p>	<p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋の設置場所まで移動可能な設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流変換器は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
	<p>e. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 250V 充電器は操作不要である。</p> <p>(57-3)</p>		<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
	<p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>操作対象の相違</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク 可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を手動弁としていること、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>d. 燃料タンク (SA) 可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>h. タンクローリー 可搬型代替直流電源設備のタンクローリーは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。 タンクローリーは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 タンクローリーは、D/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁並びにGTG軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>e. 可搬型タンクローリー 可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。 可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方法により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者 識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 操作対象箇所の相違 記載表現の相違（車輪止め） 記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p>
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は、表 3.14-83 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 代替蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-83 125V 代替蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は、表 3.14-84 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V 蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-84 250V 蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
			設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）																										

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、表3.14-85に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-85 電源車の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>d. 125V代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替充電器は、表3.14-86に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V代替充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V代替充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認			停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認			<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、表2.14-80に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表2.14-80 可搬型直流電源用発電機の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解点検</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、表2.14-81に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、可搬型直流変換器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認			<p>設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運転）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																								
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																								
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																								
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																								
停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																								
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																								
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																								
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	機能・性能試験	可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認																																								
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																								
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																								
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認																																								

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>表 3.14-86 125V 代替充電器の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>e. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、表3.14-87に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>250V充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-87 250V 充電器の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>充電器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、表3.14-88に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 2.14.81 可搬型直流変換器の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>可搬型直流変換器の出力電圧の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表2.14.82に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流変換器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認
発電用原子炉の状態	項目	内容																																							
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																							
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																							
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																							
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																							
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																																							
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																							
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																							
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																							
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																							
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流変換器の出力電圧の確認																																							
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																							
外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																								
			<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>																																						

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p>表3.14-80 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表3.14-89に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-89 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>表2.14.82 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																								
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																								
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																								
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																								
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																								
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																								
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																								
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																								
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																								
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																								
開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.83 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.83 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
発電用原子炉の状態	項目	内容											
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認											
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認											
	<p>h. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーは、表 3.14-90 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p>	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは、表 2.14.84 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 										

第57条 電源設備

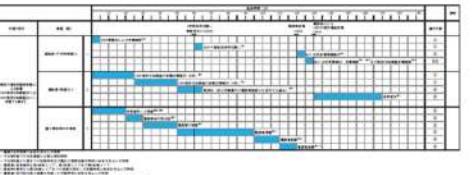
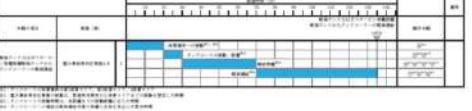
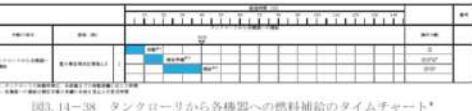
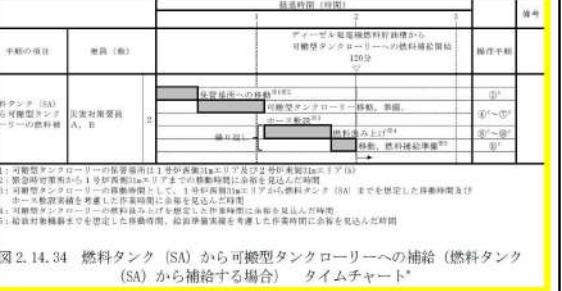
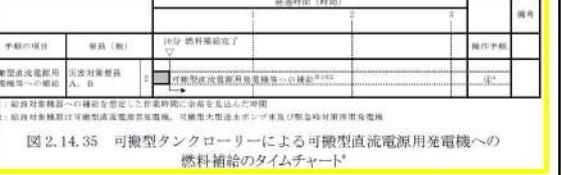
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>表3.14-90 タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統の操作の対象機器は表 3.14-77～82 と同様である。 所内常設蓄電式直流電源設備から可搬型代替直流電源設備の 125V 系統へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料系統の操作は、D/G 軽油タンク出口弁、D/G 軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G 軽油タンク出口弁、HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁、GTG 軽油タンク出口弁及び GTG 軽油タンク払出口止め弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統は、通常時において本来の用途である常用直流電源設備として電源供給しており、可搬型代替直流電源設備の 250V 系統として電源供給を行う場合は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。なお、必要な可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統の操作の対象機器は表 3.14-77～82 と同様である。</p> <p>表 2.14-84 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.4.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替直流電源設備の操作の対象機器は表 2.14-76～79 と同様である。 所内常設蓄電式直流電源設備から可搬型代替直流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料系統の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口及び燃料タンク（SA）給油口を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																	
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																	
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																	
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																	
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																	
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																	
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																	
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中 又は停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																	
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																	
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を打探等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																	
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																	

第57条 電源設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>これにより図3.14-36～38で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p>(57-3)</p>  <p>図3.14-36 可搬型代替直流電源設備による電源供給のタイムチャート*</p>	<p>これにより、図2.14.32～35で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p>(57-4)</p>  <p>図2.14.32 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)の給電のタイムチャート*</p>	
	 <p>図3.14-37 給油タンク又はガスターイン発電設備燃料タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>	 <p>図2.14.33 ディーゼル発電機燃料油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート(ホース使用時)*</p>	
	 <p>図3.14-38 タンクローリーから各機器への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	 <p>図2.14.34 燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(燃料タンク(SA)から補給する場合) タイムチャート*</p>	
		 <p>図2.14.35 可搬型タンクローリーによる可搬型直流電源用発電機への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち電源車及びタンクローリーは、表3.14-91に示すように、電源となる電源車を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリーを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池及び125V代替充電器は、表3.14-91に示すように、通常時は非常用直流電源設備と切り離すことで隔離する系統構成としており、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち250V蓄電池及び250V充電器は、通常時は常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリーは、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表2.14-85に示すように、電源となる可搬型直流電源用発電機を可搬型直流変換器と切り離し、可搬型直流変換器を非常用直流電源設備と切り離し、また、可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4, 57-6)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違（車輪止め）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
	<p>表 3.14-91 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替主電源用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替主電源用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽油タンク(D) 私出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽油タンク(E) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽油タンク(F) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>表 3.14-95 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型直流電源接続盤1 可搬型直流電源接続盤2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>燃料タンク(SA)給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>他系統との隔離箇所の相違</td> </tr> <tr> <td></td><td> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> </td><td> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> </td><td></td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替主電源用)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替主電源用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(D) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時 切離し		<p>表 3.14-95 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型直流電源接続盤1 可搬型直流電源接続盤2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>燃料タンク(SA)給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤1 可搬型直流電源接続盤2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	所内常設蓄電式直流電源設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止	他系統との隔離箇所の相違		<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>	
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																									
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替主電源用)	電気作動	通常時切																																																																																									
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替主電源用)	電気作動	通常時切																																																																																									
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用)	電気作動	通常時切																																																																																									
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	電気作動	通常時切																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(C) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(D) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(D) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(F) 私出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																									
	<p>表 3.14-95 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>可搬型直流電源接続盤1 可搬型直流電源接続盤2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>燃料タンク(SA)給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤1 可搬型直流電源接続盤2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	所内常設蓄電式直流電源設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止	他系統との隔離箇所の相違																																																																										
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																									
非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤1 可搬型直流電源接続盤2 A後備蓄電池接続盤 B後備蓄電池接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																									
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																									
所内常設蓄電式直流電源設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止																																																																																									
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>																																																																																										

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-77～82 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.2.5.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約 2,000Ah を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約 6,000Ah を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>c. 125V 代替充電器 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、125V 代替蓄電池による電源供給の後に、電源車を用いて 125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、直流出力電流約 700A を有する設計とし、125V 代替蓄電池による電源供給と合わせて、合計 24 時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.76～79 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>2.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 250V充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、250V蓄電池による電源供給の後に、電源車を用いて250V充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、直流出力電流約400Aを有する設計とし、250V蓄電池による電源供給と合わせて、合計24時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>(57-5)</p>		設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
	<p>e. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約91kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約49.0kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
	<p>f. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約91kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>		設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
		<p>b. 燃料タンク(SA)</p> <p>可搬型代替直流電源設備の燃料タンク(SA)は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、<u>3.14.2.5.3項</u>に記載のとおりである。 (57-2, 57-3, 57-10)</p> <p>3.14.2.5.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.2 容量等</u>」に示す。</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、<u>2.14.2.4.3項</u>に記載のとおりである。 (57-2, 57-4, 57-10)</p> <p>2.14.2.4.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.2 容量等</u>」に示す。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管するが、これは、可搬型代替交流電源設備である電源車と兼用することとする。</p> <p>なお、バックアップ用の1台は、可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。</p> <p>具体的には、電源車は、125V代替充電器及び250V充電器の最大負荷の合計約248kWに対して、十分に余裕な容量を確保するため、約400kVA(340kW)/台の電源車を1台有する設計とする。</p> <p>また、電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を電源車に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型直流電源用発電機は、可搬型直流変換器の最大出力約30kWに対して、十分に余裕な容量を確保するため、約125kVA(100kW)2台の可搬型直流電源用発電機を1台有する設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリーを用いて燃料を可搬型直流電源用発電機に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
		<p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、必要となる負荷は約158.5Aに対して、十分に余裕な容量を確保するため、直流出力約200A2台の可搬型直流変換器が1台必要である。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の接続が必要な電源車ケーブル及びタンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表3.14-92～94に対象設備の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p> <p>表3.14-92 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) 及び電源車接続口(原子炉建屋東側) ～125V直流水主母線盤2a-L及びCF125V直流水主母線盤2b-L電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td> <td>屋外(原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	コネクタ接続	<p>c. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の接続が必要な可搬型直流電源用発電機ケーブル及び可搬型タンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表2.14-86～88に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>表2.14-86 接続対象機器設置場所 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤 A直流母線又はB直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2</td> <td>屋外(3号炉建屋西側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流変換器</td> <td>A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤</td> <td>原子炉建屋T.P.10, 3m</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2	屋外(3号炉建屋西側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続	可搬型直流変換器	A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤	原子炉建屋T.P.10, 3m	ボルト・ネジ接続	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																				
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	コネクタ接続																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																				
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2	屋外(3号炉建屋西側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続																				
可搬型直流変換器	A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤	原子炉建屋T.P.10, 3m	ボルト・ネジ接続																				

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側) 又は電源車接続口(原子炉建屋東側)へコネクタ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p> <p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用工具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>表3.14-93 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～電源車接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.14-94 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>ガスタービン発電設備 軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続	<p>表2.14.87 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型直流電源用発電機接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>可搬型直流電源用 発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.88 接続対象機器設置場所 (燃料タンク(SA)～可搬型直流電源用発電機接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th> <th>接続先機器名</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>燃料タンク(SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>可搬型直流電源用 発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、一般的に用いられる工具を用いることで可搬型代替電源接続盤1又は可搬型代替電源接続盤2へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、一般的に用いられる工具を用いることでA後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>c. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																
タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																
タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																
タンクローリー	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																
タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																
可搬型タンクローリー	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																
可搬型タンクローリー	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																
可搬型タンクローリー	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続																																																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、原子炉建屋の異なる面に位置的分散を図った二箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリーを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型変換器は、原子炉補助建屋内の異なる区画に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>c. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.3 環境条件等</u>」に示す。 可搬型代替直流電源設備の<u>電源車</u>及び<u>タンクローリー</u>の接続場所は、表<u>3.14-92～94</u>と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の<u>電源車</u>及び<u>タンクローリー</u>は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、<u>第2保管エリア</u>、<u>第3保管エリア</u>及び<u>第4保管エリア</u>の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.3 環境条件等</u>」に示す。 可搬型代替直流電源設備の<u>可搬型直流電源用発電機</u>、<u>可搬型直流変換器</u>及び<u>可搬型タンクローリー</u>の接続場所は、表<u>2.14-86～88</u>と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の<u>可搬型直流電源用発電機</u>及び<u>可搬型タンクローリー</u>は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、<u>非常用交流電源設備</u>及び<u>常設代替交流電源設備</u>と、100m以上の離隔で位置的分散を図り、<u>1号炉西側31mエリア</u>、<u>2号炉東側31mエリア(a)</u>、<u>2号炉東側31mエリア(b)</u>及び展望台行管理道路脇西側60mエリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池と原子炉補助建屋内の異なる区画に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（タンクローリー） 保管場所の相違</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。 (57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備又は重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 3.14-95 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。 (57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。 (57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備又は重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 2.14-89 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。 (57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>表 3.14-96 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流水源設備</th> <th>内蔵蓄電池式 直流水源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流水源設備</td> <td>125V 交流器 2A 125V 充電器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 交流器 2B <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)></td> <td>125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地上 1階*> 125V 蓄電池 2A <制御建屋地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 蓄電池地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*></td> <td>125V 代替充電器 <制御建屋 地下 1階*> 250V 蓄電池 <制御建屋 地下 2階*> 蓄電池 <屋外 (第2保養エリア、 第3保養エリア 及び第4 保管エリア)></td> <td> <p>灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> </td></tr> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧心心スプレイ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)></td> <td>125V 蓄電池 2A <制御建屋地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 蓄電池地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*></td> <td>125V 代替蓄電池 <制御建屋 地上 2階*> 蓄電池 <屋外 (第2保養エリア、 第3保養エリア 及び第4 保管エリア)></td> <td> <p>表 2.14.89 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流水源設備</th> <th>所内常設蓄電式 直流水源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td> <td> <p>可搬型直流水源用発電機 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></p> <p>可搬型直流水源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア及び 1, 2号炉北側 31m エリア)></p> </td></tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～A充電器電路 B-ディーゼル発電機～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器～A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～B直流水母線電路</td> <td>A蓄電池～A直流水母線電路 B蓄電池～B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路</td> <td> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> </td></tr> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>交流電力を直流水に変換</td></tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td></tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>—</td> <td> <p>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></p> <p>燃料タンク (SA) <屋外></p> </td></tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> <td>—</td> <td> <p>可搬型タンクローリー <屋外 (展望台行管理道路駁西側 60m エリア、1号炉西側 31m エリア及び 2号炉東側 31m エリア)></p> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用直流水源設備	内蔵蓄電池式 直流水源設備	直流水源設備	125V 交流器 2A 125V 充電器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 交流器 2B <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)>	125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地上 1階*> 125V 蓄電池 2A <制御建屋地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 蓄電池地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*>	125V 代替充電器 <制御建屋 地下 1階*> 250V 蓄電池 <制御建屋 地下 2階*> 蓄電池 <屋外 (第2保養エリア、 第3保養エリア 及び第4 保管エリア)>	<p>灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧心心スプレイ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)>	125V 蓄電池 2A <制御建屋地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 蓄電池地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*>	125V 代替蓄電池 <制御建屋 地上 2階*> 蓄電池 <屋外 (第2保養エリア、 第3保養エリア 及び第4 保管エリア)>	<p>表 2.14.89 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流水源設備</th> <th>所内常設蓄電式 直流水源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td> <td> <p>可搬型直流水源用発電機 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></p> <p>可搬型直流水源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア及び 1, 2号炉北側 31m エリア)></p> </td></tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～A充電器電路 B-ディーゼル発電機～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器～A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～B直流水母線電路</td> <td>A蓄電池～A直流水母線電路 B蓄電池～B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路</td> <td> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> </td></tr> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>交流電力を直流水に変換</td></tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td></tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>—</td> <td> <p>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></p> <p>燃料タンク (SA) <屋外></p> </td></tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> <td>—</td> <td> <p>可搬型タンクローリー <屋外 (展望台行管理道路駁西側 60m エリア、1号炉西側 31m エリア及び 2号炉東側 31m エリア)></p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用直流水源設備	所内常設蓄電式 直流水源設備	電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	A蓄電池 B蓄電池 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	<p>可搬型直流水源用発電機 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></p> <p>可搬型直流水源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア及び 1, 2号炉北側 31m エリア)></p>	電路	A-ディーゼル発電機～A充電器電路 B-ディーゼル発電機～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器～A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～B直流水母線電路	A蓄電池～A直流水母線電路 B蓄電池～B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路	<p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p>	電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	交流電力を直流水に変換	電源の冷却方式	水冷式	—	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	—	<p>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></p> <p>燃料タンク (SA) <屋外></p>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	—	<p>可搬型タンクローリー <屋外 (展望台行管理道路駁西側 60m エリア、1号炉西側 31m エリア及び 2号炉東側 31m エリア)></p>
項目	設計基準事故対応設備			重大事故等対応設備																																												
	非常用直流水源設備	内蔵蓄電池式 直流水源設備																																														
直流水源設備	125V 交流器 2A 125V 充電器 2B <いずれも制御建屋 地下 1階*> 125V 交流器 2B <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)>	125V 交流器 2B <いずれも制御建屋 地上 1階*> 125V 蓄電池 2A <制御建屋地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 蓄電池地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*>	125V 代替充電器 <制御建屋 地下 1階*> 250V 蓄電池 <制御建屋 地下 2階*> 蓄電池 <屋外 (第2保養エリア、 第3保養エリア 及び第4 保管エリア)>	<p>灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>																																												
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧心心スプレイ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地上 1階 (原子炉建屋付属機内)>	125V 蓄電池 2A <制御建屋地下 2階 制御建屋地下 1階 及び 蓄電池地下 1階*> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下 1階*>	125V 代替蓄電池 <制御建屋 地上 2階*> 蓄電池 <屋外 (第2保養エリア、 第3保養エリア 及び第4 保管エリア)>	<p>表 2.14.89 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流水源設備</th> <th>所内常設蓄電式 直流水源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td> <td> <p>可搬型直流水源用発電機 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></p> <p>可搬型直流水源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア及び 1, 2号炉北側 31m エリア)></p> </td></tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～A充電器電路 B-ディーゼル発電機～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器～A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～B直流水母線電路</td> <td>A蓄電池～A直流水母線電路 B蓄電池～B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路</td> <td> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> </td></tr> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>交流電力を直流水に変換</td></tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td></tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>—</td> <td> <p>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></p> <p>燃料タンク (SA) <屋外></p> </td></tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> <td>—</td> <td> <p>可搬型タンクローリー <屋外 (展望台行管理道路駁西側 60m エリア、1号炉西側 31m エリア及び 2号炉東側 31m エリア)></p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備	非常用直流水源設備	所内常設蓄電式 直流水源設備	電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	A蓄電池 B蓄電池 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	<p>可搬型直流水源用発電機 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></p> <p>可搬型直流水源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア及び 1, 2号炉北側 31m エリア)></p>	電路	A-ディーゼル発電機～A充電器電路 B-ディーゼル発電機～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器～A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～B直流水母線電路	A蓄電池～A直流水母線電路 B蓄電池～B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路	<p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p>	電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	交流電力を直流水に変換	電源の冷却方式	水冷式	—	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	—	<p>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></p> <p>燃料タンク (SA) <屋外></p>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	—	<p>可搬型タンクローリー <屋外 (展望台行管理道路駁西側 60m エリア、1号炉西側 31m エリア及び 2号炉東側 31m エリア)></p>														
項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備																																													
	非常用直流水源設備	所内常設蓄電式 直流水源設備																																														
電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	A蓄電池 B蓄電池 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	<p>可搬型直流水源用発電機 <原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></p> <p>可搬型直流水源用発電機 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア及び 1, 2号炉北側 31m エリア)></p>																																													
電路	A-ディーゼル発電機～A充電器電路 B-ディーゼル発電機～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器～A直流水母線電路 B蓄電池及びB充電器～B直流水母線電路	A蓄電池～A直流水母線電路 B蓄電池～B直流水母線電路 A後備蓄電池～A直流水母線電路 B後備蓄電池～B直流水母線電路	<p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p> <p>可搬型直流水源用発電機～可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水源用発電機</p>																																													
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	交流電力を直流水に変換																																													
電源の冷却方式	水冷式	—	空冷式																																													
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	—	<p>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></p> <p>燃料タンク (SA) <屋外></p>																																													
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	—	<p>可搬型タンクローリー <屋外 (展望台行管理道路駁西側 60m エリア、1号炉西側 31m エリア及び 2号炉東側 31m エリア)></p>																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

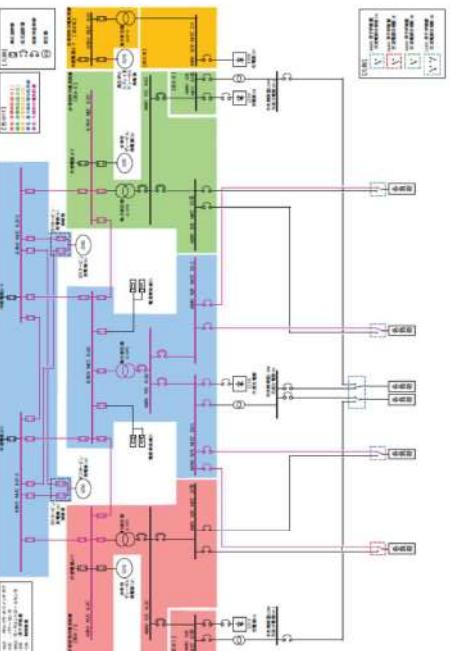
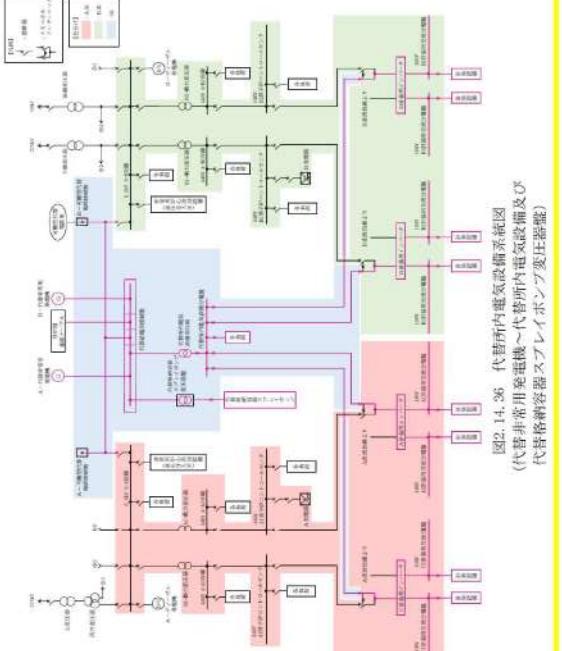
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">項目</td> <td>設計基準多段対応設備</td> <td colspan="2">重大事故等対応設備</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備 内蔵蓄電池式 直流水源設備</td> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電及び 交流電力を直流電力に変換</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源の 冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td> <td>軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル 発電設備 燃料タンク 高圧ガスブレーカ系 ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも 屋外が構成 地上2階 (原子炉建屋 付属建物)></td> <td>—</td> <td>軽油タンク <屋外> ガスター・ビン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車(原動燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料油路</td> <td>非常用ディーゼル 発電設備 燃料供給ポンプ 高圧ガスブレーカ系 ディーゼル発電設備 燃料供給ポンプ <いずれも屋外></td> <td>—</td> <td>タンクローリー <屋外> (第1保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 区分Iである125V蓄電池2A及び125V充電器2A並びに区分IIである125V蓄電池2B及び125V充電器2B並びに125V代替充電器は、各区分ごとに区画された部屋にそれぞれ設置することにより、物理的な分離設計とする。</p>	項目	設計基準多段対応設備	重大事故等対応設備		非常用直流電源設備 内蔵蓄電池式 直流水源設備	可搬型代替直流電源設備		電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び 交流電力を直流電力に変換		電源の 冷却方式	水冷式	—	空冷式	燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル 発電設備 燃料タンク 高圧ガスブレーカ系 ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも 屋外が構成 地上2階 (原子炉建屋 付属建物)>	—	軽油タンク <屋外> ガスター・ビン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車(原動燃料) <屋外>	燃料油路	非常用ディーゼル 発電設備 燃料供給ポンプ 高圧ガスブレーカ系 ディーゼル発電設備 燃料供給ポンプ <いずれも屋外>	—	タンクローリー <屋外> (第1保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準多段対応設備		重大事故等対応設備																						
	非常用直流電源設備 内蔵蓄電池式 直流水源設備	可搬型代替直流電源設備																							
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び 交流電力を直流電力に変換																							
電源の 冷却方式	水冷式	—	空冷式																						
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル 発電設備 燃料タンク 高圧ガスブレーカ系 ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも 屋外が構成 地上2階 (原子炉建屋 付属建物)>	—	軽油タンク <屋外> ガスター・ビン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車(原動燃料) <屋外>																						
	燃料油路	非常用ディーゼル 発電設備 燃料供給ポンプ 高圧ガスブレーカ系 ディーゼル発電設備 燃料供給ポンプ <いずれも屋外>	—	タンクローリー <屋外> (第1保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																					

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.6 代替所内電気設備</p> <p>3.14.2.6.1 設備概要</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から必要な設備に電源を供給するための電路を確保することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、電路を構成する「ガスターイン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線2F系」、「緊急用高圧母線2G系」、「緊急用動力変圧器2G系」、「緊急用低圧母線2G系」、「緊急用交流電源切替盤2G系」、「緊急用交流電源切替盤2C系」、「緊急用交流電源切替盤2D系」、「非常用高圧母線2C系」及び「非常用高圧母線2D系」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-39～41に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-96に示す。</p> <p>本系統は、緊急用高圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を操作して系統構成することにより、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用する。</p> <p>代替所内電気設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.6.3項に詳細を示す。 所内電気設備への接近性の確保については3.14.2.6.4項に詳細を示す。</p>	<p>2.14.2.5 代替所内電気設備</p> <p>2.14.2.5.1 設備概要</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「代替非常用発電機」及び「可搬型代替電源車」、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」と「燃料タンク(SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から代替非常用発電機及び可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」、可搬型代替電源車を接続する「A—可搬型代替電源接続盤」及び「B—可搬型代替電源接続盤」並びに電路を構成する「代替所内電気設備変圧器」、「代替所内電気設備分電盤」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図2.14-36～41に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14-90に示す。</p> <p>本系統は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を起動し、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて代替非常用発電機又は可搬型代替電源車に燃料を補給することで代替非常用発電機又は可搬型代替電源車の運転を継続する。</p> <p>代替所内電気設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.5.3項に詳細を示す。 所内電気設備への接近性の確保については2.14.2.5.4項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>	

第57条 電源設備

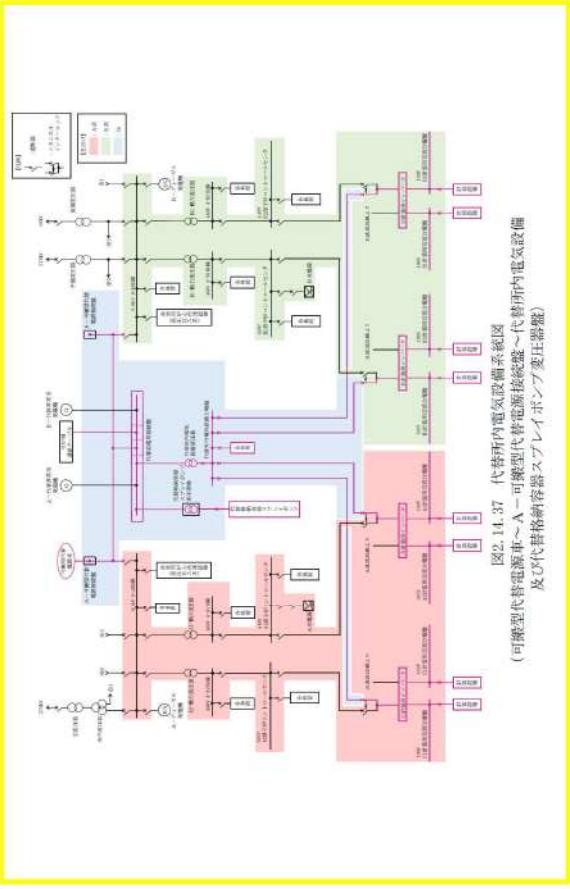
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.14-39 代替所内電気設備系統図	 図2.14-26 代替所内電気設備系統図 (代替非常用空電機→代替所内電気設備及び代替格納容器スライポン変圧器盤)	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.37 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源車～A～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備 及び代替機械制御器スブレイボンブレーカー)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

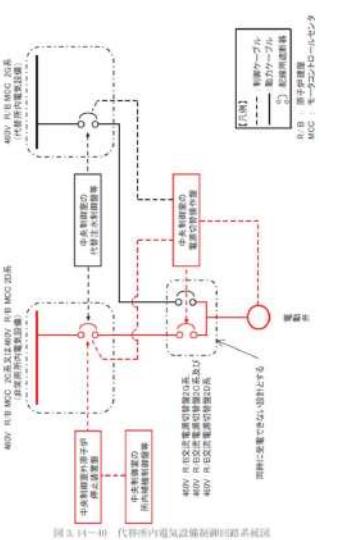
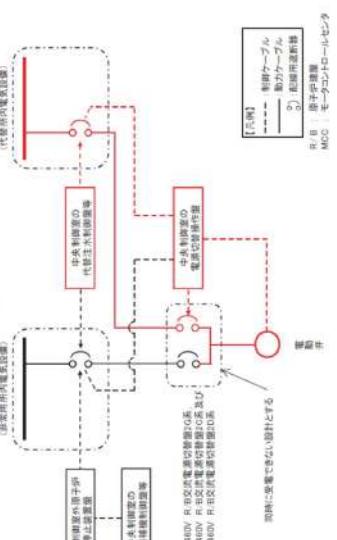
灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>泊発電所 3号炉</p> <p>図2.14.38 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源車～B～可搬型代替電源車～A)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

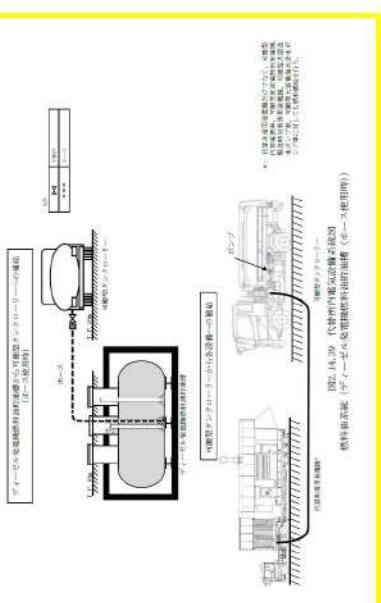
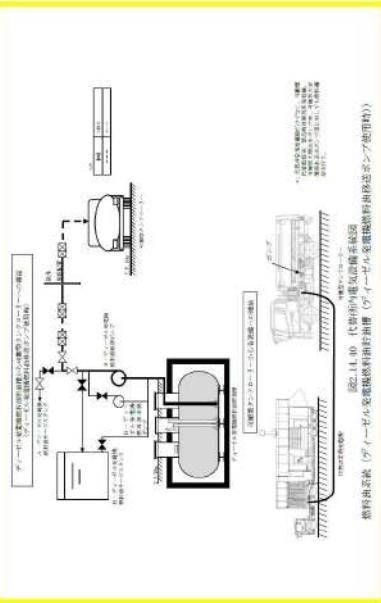
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-40 代替所内電気設備制御回路系統図 (400V 原子炉建屋モータコントロールセントラル系又は 400V 原子炉建屋モータコントロールセントラル系から電源供給時 (低圧代替注水系の例))</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
	 <p>図 3.14-41 代替所内電気設備制御回路系統図 (400V 原子炉建屋モータコントロールセントラル系から電源供給時 (低圧代替注水系の例))</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>[図2.14.4] 長崎原電気設備会社 燃料運送機</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>表3.14-96 代替所内電気設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td> ガスタービン発電機接続盤[*]【常設】 常用高圧母線 2P 系^{**}【常設】 常用高圧母線 2P 系^{***}【常設】 常用動力変圧器 20 系^{**}【常設】 常用高圧母線 2G 系^{**}【常設】 常用交流遮断器切替盤 2G 系^{**}【常設】 常用交流遮断器切替盤 2G 系^{***}【常設】 常用高圧母線 2G 系^{**}【常設】 常用高圧母線 2D 系^{**}【常設】 </td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料運送</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電路</td><td> 6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 台線選択【常設】 6-2C 母線選択【常設】 6-2D 母線選択【常設】 </td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）^{**}</td><td> * 1 : ガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機(A)接続盤及びガスタービン発電機(B)接続盤により構成される。 * 2 : 常用高圧母線 2P 系は、6.9kV メタクラ 6-2F-1 及び 6.9kV メタクラ 6-2F-2 により構成される。 * 3 : 常用高圧母線 2G 系は、6.9kV メタクラ 6-2G により構成される。 * 4 : 常用動力変圧器 20 系は、動力変圧器 6-2G により構成される。 * 5 : 常用高圧母線 2G 系は、460V パワーセンタ 4-2G、460V 原子炉建屋モータコントローランタ 2G-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントローランタ 2G-2 により構成される。 * 6 : 常用交流遮断器切替盤 2G 系は、460V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2G および 120V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2G により構成される。 * 7 : 常用交流遮断器切替盤 2C 系は、460V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2C により構成される。 * 8 : 常用高圧母線 2D 系は、460V メタクラ 6-2C により構成される。 * 9 : 常用高圧母線 2C 系は、6.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 * 10 : 常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 * 11 : 計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。 </td></tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	ガスタービン発電機接続盤 [*] 【常設】 常用高圧母線 2P 系 ^{**} 【常設】 常用高圧母線 2P 系 ^{***} 【常設】 常用動力変圧器 20 系 ^{**} 【常設】 常用高圧母線 2G 系 ^{**} 【常設】 常用交流遮断器切替盤 2G 系 ^{**} 【常設】 常用交流遮断器切替盤 2G 系 ^{***} 【常設】 常用高圧母線 2G 系 ^{**} 【常設】 常用高圧母線 2D 系 ^{**} 【常設】	附属設備	—	燃料運送	—	電路	6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 台線選択【常設】 6-2C 母線選択【常設】 6-2D 母線選択【常設】	計装設備（補助） ^{**}	* 1 : ガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機(A)接続盤及びガスタービン発電機(B)接続盤により構成される。 * 2 : 常用高圧母線 2P 系は、6.9kV メタクラ 6-2F-1 及び 6.9kV メタクラ 6-2F-2 により構成される。 * 3 : 常用高圧母線 2G 系は、6.9kV メタクラ 6-2G により構成される。 * 4 : 常用動力変圧器 20 系は、動力変圧器 6-2G により構成される。 * 5 : 常用高圧母線 2G 系は、460V パワーセンタ 4-2G、460V 原子炉建屋モータコントローランタ 2G-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントローランタ 2G-2 により構成される。 * 6 : 常用交流遮断器切替盤 2G 系は、460V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2G および 120V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2G により構成される。 * 7 : 常用交流遮断器切替盤 2C 系は、460V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2C により構成される。 * 8 : 常用高圧母線 2D 系は、460V メタクラ 6-2C により構成される。 * 9 : 常用高圧母線 2C 系は、6.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 * 10 : 常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 * 11 : 計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。	<p>表2.14-90 代替所内電気設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td> 代替非常用発電機[■]【常設】 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽[■]【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽[■]【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替所内電気設備変圧器【常設】 代替所内電気設備分電盤【常設】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】 </td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td> ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続[■]【可搬】 </td></tr> <tr> <td>電路</td><td> 代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤[■]～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】) </td></tr> <tr> <td>計装設備</td><td> 6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧 </td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）[■]</td><td> ■ 1 : 代替非常用発電機は、A—代替非常用発電機及びB—代替非常用発電機により構成される。 ■ 2 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 ■ 2—2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB—2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 ■ 3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽[■]は、A—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽[■]及びB—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽[■]により構成される。 ■ 4 : 可搬型代替電源接続盤は、A—可搬型代替電源接続盤及びB—可搬型代替電源接続盤により構成される。 ■ 5 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。 </td></tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	代替非常用発電機 [■] 【常設】 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替所内電気設備変圧器【常設】 代替所内電気設備分電盤【常設】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続 [■] 【可搬】	電路	代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤 [■] ～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)	計装設備	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧	計装設備（補助） [■]	■ 1 : 代替非常用発電機は、A—代替非常用発電機及びB—代替非常用発電機により構成される。 ■ 2 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 ■ 2—2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB—2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 ■ 3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] は、A—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 及びB—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] により構成される。 ■ 4 : 可搬型代替電源接続盤は、A—可搬型代替電源接続盤及びB—可搬型代替電源接続盤により構成される。 ■ 5 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																												
主要設備	ガスタービン発電機接続盤 [*] 【常設】 常用高圧母線 2P 系 ^{**} 【常設】 常用高圧母線 2P 系 ^{***} 【常設】 常用動力変圧器 20 系 ^{**} 【常設】 常用高圧母線 2G 系 ^{**} 【常設】 常用交流遮断器切替盤 2G 系 ^{**} 【常設】 常用交流遮断器切替盤 2G 系 ^{***} 【常設】 常用高圧母線 2G 系 ^{**} 【常設】 常用高圧母線 2D 系 ^{**} 【常設】																												
附属設備	—																												
燃料運送	—																												
電路	6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 台線選択【常設】 6-2C 母線選択【常設】 6-2D 母線選択【常設】																												
計装設備（補助） ^{**}	* 1 : ガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機(A)接続盤及びガスタービン発電機(B)接続盤により構成される。 * 2 : 常用高圧母線 2P 系は、6.9kV メタクラ 6-2F-1 及び 6.9kV メタクラ 6-2F-2 により構成される。 * 3 : 常用高圧母線 2G 系は、6.9kV メタクラ 6-2G により構成される。 * 4 : 常用動力変圧器 20 系は、動力変圧器 6-2G により構成される。 * 5 : 常用高圧母線 2G 系は、460V パワーセンタ 4-2G、460V 原子炉建屋モータコントローランタ 2G-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントローランタ 2G-2 により構成される。 * 6 : 常用交流遮断器切替盤 2G 系は、460V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2G および 120V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2G により構成される。 * 7 : 常用交流遮断器切替盤 2C 系は、460V 原子炉建屋交流遮断器切替盤 2C により構成される。 * 8 : 常用高圧母線 2D 系は、460V メタクラ 6-2C により構成される。 * 9 : 常用高圧母線 2C 系は、6.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 * 10 : 常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 * 11 : 計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。																												
設備区分	設備名																												
主要設備	代替非常用発電機 [■] 【常設】 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替所内電気設備変圧器【常設】 代替所内電気設備分電盤【常設】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																												
附属設備	—																												
燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続 [■] 【可搬】																												
電路	代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤 [■] ～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)																												
計装設備	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧																												
計装設備（補助） [■]	■ 1 : 代替非常用発電機は、A—代替非常用発電機及びB—代替非常用発電機により構成される。 ■ 2 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 ■ 2—2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB—2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 ■ 3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] は、A—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 及びB—1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] により構成される。 ■ 4 : 可搬型代替電源接続盤は、A—可搬型代替電源接続盤及びB—可搬型代替電源接続盤により構成される。 ■ 5 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 代替非常用発電機 エンジン 台数：2 使用燃料：軽油 出力：約1,450kW（1台当たり）</p> <p>発電機 台数：2 型式：防滴保護、空気冷却自己自由通風型 容量：約1,725kVA（1台当たり） 力率：0.8（遅れ） 電圧：6.6kV 周波数：50Hz 取付箇所：屋外（3号炉東側32mエリア）</p> <p>(2) 可搬型代替電源車 エンジン 台数：2（予備2） 使用燃料：軽油 発電機 台数：2（予備2） 型式：回転界磁形同期発電機 容量：約2,200kVA（1台当たり） 力率：0.8（遅れ） 電圧：6.6kV 周波数：50Hz 設置場所：屋外 （3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア） 保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基數：4 容量：約146m³（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p>	<p>2.14.2.5.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 代替非常用発電機 エンジン 台数：2 使用燃料：軽油 出力：約1,450kW（1台当たり）</p> <p>発電機 台数：2 型式：防滴保護、空気冷却自己自由通風型 容量：約1,725kVA（1台当たり） 力率：0.8（遅れ） 電圧：6.6kV 周波数：50Hz 取付箇所：屋外（3号炉東側32mエリア）</p> <p>(2) 可搬型代替電源車 エンジン 台数：2（予備2） 使用燃料：軽油 発電機 台数：2（予備2） 型式：回転界磁形同期発電機 容量：約2,200kVA（1台当たり） 力率：0.8（遅れ） 電圧：6.6kV 周波数：50Hz 設置場所：屋外 （3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア） 保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基數：4 容量：約146m³（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 燃料タンク (SA)</p> <p>型 式：横置円筒形 基 数：1 容 量：約 50m³ 使 用 燃 料：軽油 最 高 使用 壓 力：大気圧 最 高 使用 温 度：40°C 取 付 管 所：屋外</p> <p>(5) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>型 式：齒車形 台 数：2 容 量：約 26m³/h (1台当たり) 吐 出 壓 力：約 0.3MPa [gage] 最 高 使用 温 度：50°C 原 動 機 出 力：約 11kW (1台当たり) 取 付 管 所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p> <p>(6) 可搬型タンクローリー</p> <p>容 量：約 4 kL (1台当たり) 使 用 燃 料：軽油 最 高 使用 壓 力：約 24kPa 最 高 使用 温 度：40°C 台 数：2 (予備 2) 設 置 場 所：屋外 保 管 場 所：屋外 (1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリー への燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p>
	<p>(1) ガスターイン発電機接続盤</p> <p>個 数：2 定 格 電 壓：7.2kV 定 格 電 流：約 1,200A 取 付 管 所：緊急用電気品建屋地下1階</p> <p>(2) 緊急用高圧母線 2F系</p> <p>個 数：2 定 格 電 壓：7.2kV 定 格 電 流：約 1,200A 取 付 管 所：緊急用電気品建屋地下1階</p>		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(3) 緊急用高圧母線 2G系 個 数：1 定 格 電 壓：7.2kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箱 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）		設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）
	(4) 緊急用動力変圧器 2G系 個 数：1 冷 却：自冷 容 量：約750kVA 定 格 電 壓：1次側 6.75kV 2次側 460V 取 付 箱 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）	(7) 代替所内電気設備変圧器 台 数：1 冷 却：自冷 容 量：約300kVA 定 格 電 壓：1次側 6,600V 2次側 460V 取 付 箱 所：原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	設備名称の相違（代替所内電気設備）
	(5) 緊急用低圧母線 2G系 個 数：1 (460V パワーセンタ) 2 (460V 原子炉建屋モータコントロールセ ンタ) 定 格 電 壓：600V 定 格 電 流：約3,000A (460V パワーセンタ) 約800A (460V 原子炉建屋モータコントロー ルセンタ) 取 付 箱 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）	(8) 代替所内電気設備分電盤 台 数：1 定 格 電 壓：440V 定 格 電 流：約600A 取 付 箱 所：原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	設備名称の相違（代替所内電気設備）
	(6) 緊急用交流電源切替盤 2G系 個 数：1 定 格 電 壓：600V 取 付 箱 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）	(9) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 台 数：1 冷 却：自冷 容 量：約1,000kVA 定 格 電 壓：1次側 6,600V 2次側 400V 取 付 箱 所：原子炉補助建屋 T.P. 24.8m	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）
	(7) 緊急用交流電源切替盤 2C系 個 数：1 定 格 電 壓：600V 取 付 箱 所：原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 緊急用交流電源切替盤 2D系 個 数 : 1 定 格 電 壓 : 600V 取 付 箱 所 : 原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(9) 非常用高圧母線 2C系 個 数 : 1 定 格 電 壓 : 6.9kV 定 格 電 流 : 約1,200A 取 付 箱 所 : 原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(10) 非常用高圧母線 2D系 個 数 : 1 定 格 電 壓 : 6.9kV 定 格 電 流 : 約1,200A 取 付 箱 所 : 原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）</p>		<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6.3 独立性及び位置的分散の確保 代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-97で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系及び緊急用交流電源切替盤2D系は、設計基準事故対処設備である非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系及び非常用高圧母線2H系と位置的分散された緊急用電気品建屋（地下階）又は原子炉建屋付属棟内の異なる区画にそれぞれ配置し、同時に機能が喪失しない設計とする。 電路については、代替所内電気設備を、非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によつて同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。 代替所内電気設備は、表3.14-98で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用所内電気設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>2.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保 代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14-91で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。 電源については、代替非常用発電機をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設計とする。また、可搬型代替電源車をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）に保管し、設置位置についてもディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設計とする。 電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車は空冷式としてることで、多様性を有する設計とする。 燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、代替非常用発電機は発電機搭載燃料とし、可搬型代替電源車は車載燃料として、位置的分散された設計とする。 電源盤については、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を、設計基準事故対処設備である非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)と位置的分散された原子炉補助建屋内の異なる区画にそれぞれ配置し、同時に機能が喪失しない設計とする。</p> <p>電路については、代替所内電気設備を、非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によつて同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。 代替所内電気設備は、表2.14-92で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用所内電気設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B 設置場所の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<table border="1"> <caption>表3.14-97 代替所内電気設備の位置的分散</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源盤</td> <td>非常用所内電気設備</td> <td>非常用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用交流電源切替盤 2F系 緊急用交流電源切替盤 2F系 <いずれも 原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2F系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2F系電路 高圧印心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2F系電路</td> <td>電池系 ～非常用高圧母線 2F系及び 非常用高圧母線 2F系電路 電池車 ～緊急用低圧母線 2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2F系及び 非常用高圧母線 2F系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2F系電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線 2F系 非常用高圧母線 2F系 非常用高圧母線 2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>非常用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	電源盤	非常用所内電気設備	非常用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用交流電源切替盤 2F系 緊急用交流電源切替盤 2F系 <いずれも 原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2F系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2F系電路 高圧印心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2F系電路	電池系 ～非常用高圧母線 2F系及び 非常用高圧母線 2F系電路 電池車 ～緊急用低圧母線 2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2F系及び 非常用高圧母線 2F系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2F系電路	電源供給先	非常用高圧母線 2F系 非常用高圧母線 2F系 非常用高圧母線 2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	<p>表2.14-91 代替所内電気設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備 <屋外(3号炉東側 32m エリア)> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m></td> </tr> <tr> <td>電源盤</td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> <td>可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア) 及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア> 代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> <td>代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> <td>重大事故等対応設備 代替所内電気設備 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m></td> <td>代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> <td>可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア) (bl)> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	電源	非常用所内電気設備	代替所内電気設備 <屋外(3号炉東側 32m エリア)> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	電源盤	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア) 及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア> 代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路	電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	重大事故等対応設備 代替所内電気設備 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外>		ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア) (bl)> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																								
電源盤	非常用所内電気設備	非常用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用交流電源切替盤 2F系 緊急用交流電源切替盤 2F系 <いずれも 原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>																																								
電源	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2F系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2F系電路 高圧印心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2F系電路	電池系 ～非常用高圧母線 2F系及び 非常用高圧母線 2F系電路 電池車 ～緊急用低圧母線 2F系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2F系及び 非常用高圧母線 2F系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2F系電路																																								
電源供給先	非常用高圧母線 2F系 非常用高圧母線 2F系 非常用高圧母線 2F系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 2F系 緊急用高圧母線 2F系 <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>																																								
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備																																								
電源	非常用所内電気設備	代替所内電気設備 <屋外(3号炉東側 32m エリア)> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>																																								
電源盤	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア) 及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア> 代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m>																																								
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路																																								
電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	重大事故等対応設備 代替所内電気設備 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m>																																								
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																								
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外>																																								
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外>																																								
	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア) (bl)> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表3.14-98 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td><td>代替所内電気設備</td><td></td></tr> <tr> <td>地震</td><td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすること、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属地内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付属機内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td></td></tr> <tr> <td>漏水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備		地震	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすること、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属地内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付属機内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		漏水	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。		<p>表2.14-92 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>非常用所内電気設備</td><td>代替所内電気設備</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>漏水</td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	地震	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	津波	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		漏水	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。			設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。		<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																					
非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																						
地震	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすること、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。																																						
津波	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属地内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付属機内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																						
火災	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																						
漏水	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。																																						
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																					
地震	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																					
津波	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわることのない設計とする。																																						
火災	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																						
漏水	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																						
	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。																																						

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.6.4 所内電気設備への接近性の確保 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p>(57-6)</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>(1) 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>(2) 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>(3) 地震による内部溢水の影響 原子炉建屋付属棟内に溢水源となる耐震B,Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万が一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付属棟内)への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)及び原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置することにより、接近性の向上を図る設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>3.14.2.6.5 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.6.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>2.14.2.5.4 所内電気設備への接近性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉補助建屋T.P.10.3mに設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p>(57-7)</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>(1) 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>(2) 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>(3) 地震による内部溢水の影響 原子炉補助建屋内に溢水源となる耐震B,Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万が一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉補助建屋T.P.10.3mへの接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉補助建屋T.P.17.8m及び原子炉補助建屋T.P.24.8mに設置することにより、接近性の向上を図る設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室又は設置場所から操作可能な設計とする。</p> <p>2.14.2.5.5 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.5.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設置場所の相違</p> <p>設置場所の相違</p> <p>操作場所の相違</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>代替所内電気設備の代替非常用発電機は、屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.93に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1"> <caption>表2.14.93 想定する環境条件及び荷重条件（代替非常用発電機）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.94に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1"> <caption>表2.14.94 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型代替電源車）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.95に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.95 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
		<p>d. 燃料タンク（SA）</p> <p>代替所内電気設備の燃料タンク（SA）は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.96に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.96 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク（SA））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.97 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.97 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>f. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア (b) に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.98 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.98 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型タンクローリー）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 地震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固定等で固定可能な設計とする。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は、緊急用電気品建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、緊急用電気品建屋（地下階）の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-99に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表3.14-99 想定する環境条件及び荷重条件（ガスタービン発電機接続盤）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を湛水する系統への影響</td> <td>海水を湛水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 断層設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を湛水する系統への影響	海水を湛水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 断層設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を湛水する系統への影響	海水を湛水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 断層設計の基本方針」に示す。）																
風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
	<p>b. 緊急用高圧母線2F系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線2F系は、緊急用電気品建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、緊急用電気品建屋（地下階）の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-100に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表3.14-100 想定する環境条件及び荷重条件（緊急用高圧母線2F系）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を湛水する系統への影響</td> <td>海水を湛水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 断層設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を湛水する系統への影響	海水を湛水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 断層設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を湛水する系統への影響	海水を湛水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 断層設計の基本方針」に示す。）																
風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系は、原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-101 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表 3.14-101 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用高圧母線 2G 系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																														
風(台風)・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は、原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-102 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表 3.14-102 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用動力変圧器 2G 系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は、原子炉補助建屋 T.P. 17.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14-99 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表 2.14-99 想定する環境条件及び荷重条件(代替所内電気設備変圧器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備名称の相違(代替所内電気設備) 設置場所の相違
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																														
風(台風)・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																														
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>e. 緊急用低圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系は、原子炉建屋地上 2階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-103 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>表 3.14-103 想定する環境条件及び荷重条件（緊急用低圧母線 2G 系）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は、原子炉補助建屋 T.P. 17.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14-100 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>表 2.14-100 想定する環境条件及び荷重条件（代替所内電気設備分電盤）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋 T.P. 24.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14-101 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>表 2.14-101 想定する環境条件及び荷重条件（代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>															
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2G 系は、原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-104に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-104 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用交流電源切替盤 2G 系)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
	<p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2C 系は、原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-105に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-105 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用交流電源切替盤 2C 系)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D 系は、原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-106に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-106 想定する環境条件及び荷重条件（緊急用交流電源切替盤 2D 系）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は、原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-107に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-107 想定する環境条件及び荷重条件（非常用高圧母線 2C 系）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>j. 非常用高圧母線 2D 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2D 系は、原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-108 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表 3.14-108 想定する環境条件及び荷重条件（非常用高圧母線 2D 系）</caption> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を過水する系統への影響</td> <td>海水を過水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備で、操作が必要な緊急用高圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系については、中央制御室又は設置場所で容易に操作可能な設計とする。 なお、緊急用高圧母線 2F 系の遮断器は自動投入するが、中央制御室又は設置場所においても容易に操作可能な設計とする。 表 3.14-109～112 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を過水する系統への影響	海水を過水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作が必要な燃料油系統の各機器並びに代替非常用発電機、可搬型代替電源車、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤の各遮断器については、中央制御室又は設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-102～108 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を過水する系統への影響	海水を過水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で構造を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																									
	<p>表2.14-109 操作対象機器 (ガスタービン発電機を緊急用高圧母線2G系に接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要(自動投入)</td> <td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要(自動投入)</td> <td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2G 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-1用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤2G</td> <td>入</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤2C</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋交流電源切替盤2D</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14-110 操作対象機器 (ガスタービン発電機を非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系に接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要(自動投入)</td> <td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要(自動投入)</td> <td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2C用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要(自動投入)</td> <td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2F-2 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2D用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要(自動投入)</td> <td>中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2C 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-1用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ6-2D 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-2用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入 操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器名称 状態の変化 設置場所 操作場所 操作方法 備考</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤2G 入 原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内) - 操作不要</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤2C 入 原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内) - 操作不要</p> <p>460V 原子炉建屋交流電源切替盤2D 入 原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内) - 操作不要</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2G 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋交流電源切替盤2G	入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋交流電源切替盤2C	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋交流電源切替盤2D	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2C用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2F-2 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2D用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2C 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ6-2D 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-2用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能	<p>表2.14-102 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は</td> <td>閉止</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は</td> <td>開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は</td> <td>停止</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14-103 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口通路サンプリング弁</td> <td>全閉</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口A側連絡弁 又は燃料油移送ポンプ出口B側連絡弁</td> <td>全開</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-燃料油サービスタンク入口弁 又はB-燃料油サービスタンク入口弁</td> <td>全開</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-燃料油サービスタンク油面制御弁 又はB-燃料油サービスタンク油面制御弁</td> <td>全閉</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ) 又はB-ディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーマンホール</td> <td>閉止</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外</td> <td>原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14-104 操作対象機器 (燃料タンク(SA)～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク(SA)給油口</td> <td>閉止</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーホース接続</td> <td>停止</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は	閉止	屋外	屋外	手動操作		A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は	開放	屋外	屋外	手動操作		B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は	停止	屋外	屋外	操作器操作		B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口通路サンプリング弁	全閉	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作		燃料油移送ポンプ出口A側連絡弁 又は燃料油移送ポンプ出口B側連絡弁	全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービスタンク入口弁 又はB-燃料油サービスタンク入口弁	全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービスタンク油面制御弁 又はB-燃料油サービスタンク油面制御弁	全閉	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作		A-ディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ) 又はB-ディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)	切→入	原子炉建屋 T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		可搬型タンクローリーマンホール	閉止	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外	原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク(SA)給油口	閉止	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリーホース接続	停止	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2G 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
460V 原子炉建屋交流電源切替盤2G	入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
460V 原子炉建屋交流電源切替盤2C	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
460V 原子炉建屋交流電源切替盤2D	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2F-1 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2C用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2F-2 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2D用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要(自動投入)	中央制御室 又は設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2C 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
6.9kV メタクラ6-2D 遠隔器 (6.9kV メタクラ6-2F-2用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																							
A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は	閉止	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																								
A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は	開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																								
B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は	停止	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																								
B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																								
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																							
燃料油移送ポンプ出口通路サンプリング弁	全閉	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																								
燃料油移送ポンプ出口A側連絡弁 又は燃料油移送ポンプ出口B側連絡弁	全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																								
A-燃料油サービスタンク入口弁 又はB-燃料油サービスタンク入口弁	全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																								
A-燃料油サービスタンク油面制御弁 又はB-燃料油サービスタンク油面制御弁	全閉	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																								
A-ディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ) 又はB-ディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)	切→入	原子炉建屋 T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																								
可搬型タンクローリーマンホール	閉止	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																								
ホース	ホース接続	原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外	原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外	手動操作																																																																																																																																																																																								
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																							
燃料タンク(SA)給油口	閉止	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																								
可搬型タンクローリーホース接続	停止	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																								
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<p>表 3.14-111 操作対象機器 (電源車を常用高圧母線 2C 系に接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-29 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td><td>切 → 人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 内 電気設備側 交流電源 切替盤 26</td><td>人 → 切 切 → 人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 非常用圧縮機 交流電源 切替盤 26</td><td>人 → 切 切 → 人</td><td>原子炉建屋 地上 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 非常用圧縮機 交流電源 切替盤 20</td><td>人 → 切 切 → 人</td><td>原子炉建屋 地上 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-29 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋 内 電気設備側 交流電源 切替盤 26	人 → 切 切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋 非常用圧縮機 交流電源 切替盤 26	人 → 切 切 → 人	原子炉建屋 地上 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	460V 原子炉建屋 非常用圧縮機 交流電源 切替盤 20	人 → 切 切 → 人	原子炉建屋 地上 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	<p>表 2.14-105 操作対象機器 (可搬型タンクローラー～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車路線)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローラー 給油ポンプ</td><td>停止 → 運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース引出し</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローラー 給油ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	操作器 操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 						
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																				
6.9kV メタクラ 6-29 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
460V 原子炉建屋 内 電気設備側 交流電源 切替盤 26	人 → 切 切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
460V 原子炉建屋 非常用圧縮機 交流電源 切替盤 26	人 → 切 切 → 人	原子炉建屋 地上 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
460V 原子炉建屋 非常用圧縮機 交流電源 切替盤 20	人 → 切 切 → 人	原子炉建屋 地上 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																				
可搬型タンクローラー 給油ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	操作器 操作																																																					
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																																																					
	<p>表 3.14-112 操作対象機器 (電源車を非常用高圧母線 2D 系に接続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td><td>切 → 人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)</td><td>切 → 人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)</td><td>切 → 人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)</td><td>切 → 人</td><td>原子炉建屋 地下 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)</td><td>切 → 人</td><td>原子炉建屋 地下 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)	切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)	切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)	切 → 人	原子炉建屋 地下 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)	切 → 人	原子炉建屋 地下 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	<p>表 2.14-106 操作対象機器 (代替非常用発電機 ～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機</td><td>発電機 停止 → 運転</td><td>屋外 (3号東側 32m エリア)</td><td>中央制御室</td><td>操作器 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td></td><td>遮断器 切 → 人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機	発電機 停止 → 運転	屋外 (3号東側 32m エリア)	中央制御室	操作器 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能		遮断器 切 → 人					<p>設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																				
6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)	切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)	切 → 人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)	切 → 人	原子炉建屋 地下 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-26 用)	切 → 人	原子炉建屋 地下 1 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																				
A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機	発電機 停止 → 運転	屋外 (3号東側 32m エリア)	中央制御室	操作器 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																				
	遮断器 切 → 人																																																								
	<p>表 2.14-107 操作対象機器 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤 ～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型 代替電源車</td><td>発電機 停止 → 運転</td><td>屋外 (3号東側 32m エリア)</td><td>屋外 (3号東側 32m エリア)</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>遮断器 切 → 人</td><td>又は 3 号 西側 32m エリア)</td><td>又は 3 号 西側 32m エリア)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型 代替電源車	発電機 停止 → 運転	屋外 (3号東側 32m エリア)	屋外 (3号東側 32m エリア)	操作器 操作			遮断器 切 → 人	又は 3 号 西側 32m エリア)	又は 3 号 西側 32m エリア)			<p>設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																				
可搬型 代替電源車	発電機 停止 → 運転	屋外 (3号東側 32m エリア)	屋外 (3号東側 32m エリア)	操作器 操作																																																					
	遮断器 切 → 人	又は 3 号 西側 32m エリア)	又は 3 号 西側 32m エリア)																																																						
	<p>表 2.14-108 操作対象機器 (代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備 変圧器遮断器</td><td>切 → 人</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>代替所内電気設備 分電盤遮断器</td><td>切 → 人</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	代替所内電気設備 変圧器遮断器	切 → 人	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	操作器 操作		代替所内電気設備 分電盤遮断器	切 → 人	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	操作器 操作		<p>設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																				
代替所内電気設備 変圧器遮断器	切 → 人	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	操作器 操作																																																					
代替所内電気設備 分電盤遮断器	切 → 人	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	原子炉補助 建屋 T.P. 17.8m	操作器 操作																																																					

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 代替所内電気設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。また、代替非常用発電機は2台同期運転が可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>b. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設置場所でのディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 代替所内電気設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。また、代替非常用発電機は2台同期運転が可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>b. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設置場所でのディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンブリッジ弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>f. 可搬型タンクローリー</p> <p>代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計するとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方法により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>操作対象箇所の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p>
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤 代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は操作不要である。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>b. 緊急用高圧母線 2F 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、ガスタービン発電機起動時に自動投入されるため、重大事故等時に操作を必要としない。なお、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作も可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系 代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は操作不要である。 (57-2, 57-3)</p> <p>e. 緊急用低圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系は操作不要である。 (57-2, 57-3)</p> <p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2G 系は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2C 系は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>g. 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は、設置場所での操作スイッチにより操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>h. 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は、設置場所での操作スイッチにより操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D系は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>i. 非常用高圧母線 2C系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>j. 非常用高圧母線 2D系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2D系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号) (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p>		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
			設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
		<p>(3) <u>試験及び検査</u>(設置許可基準規則第43条第1項第三号) (i) <u>要求事項</u> 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) <u>適合性</u> 基本方針については、「<u>1.1.10.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>代替所内電気設備の代替非常用発電機は、表2.14.109に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.109 代替非常用発電機の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>既掲負荷による代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	既掲負荷による代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	既掲負荷による代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認													
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認													
	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
		<p>b. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、表2.14.110に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
		<p>表 2.14.110 可搬型代替電源車の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表 2.14.111 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔壁弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表 2.14.111 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																							
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																							
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗品の取替え																							
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.112 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.112 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）		
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認													
	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
		<p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.113 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.113 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行ひ、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行ひ、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行ひ、振動、異音、異臭等の有無を確認													
	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗品の取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>f. 可搬型タンクローリー</p> <p>代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、表2.14.114に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能のように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能のようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.114 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認													
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認													
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は、表3.14-113に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機接続盤の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-113 ガスタービン発電機接続盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
	特性試験	絶縁抵抗の確認													
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>b. 緊急用高圧母線 2F 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系は、表 3.14-114 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2F 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-114 緊急用高圧母線 2F 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）									
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系は、表 3.14-115 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2G 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-115 緊急用高圧母線 2G 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）									
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
	<p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は、表 3.14-116 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用動力変圧器 2G 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-116 緊急用動力変圧器 2G 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は、表 2.14-115 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替所内電気設備変圧器の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表 2.14-115 代替所内電気設備変圧器の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	特性試験	絶縁抵抗の確認	停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																						
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																						
運転中	特性試験	絶縁抵抗の確認																						
停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																						

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>e. 緊急用低圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系は、表 3.14-117 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用低圧母線 2G 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-117 緊急用低圧母線 2G 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は、表 2.14.116 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.116 代替所内電気設備分電盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中 又は 停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																					
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																					
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																					
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																					
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																					
	<p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2G 系は、表 3.14-118 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用交流電源切替盤 2G 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-118 緊急用交流電源切替盤 2G 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表 2.14.117 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.117 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中 又は 停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																					
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																					
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																					
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																					
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																					

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2C 系は、表 3.14-119 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。 緊急用交流電源切替盤 2C 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-119 緊急用交流電源切替盤 2C 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認													
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
	<p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D 系は、表 3.14-120 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。 緊急用交流電源切替盤 2D 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-120 緊急用交流電源切替盤 2D 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認													
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
	<p>i. 非常用高圧母線 2C 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は、表 3.14-121 に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。 非常用高圧母線 2C 系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-121 非常用高圧母線 2C 系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td></td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認													
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

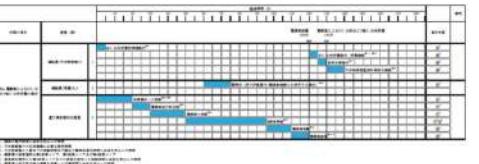
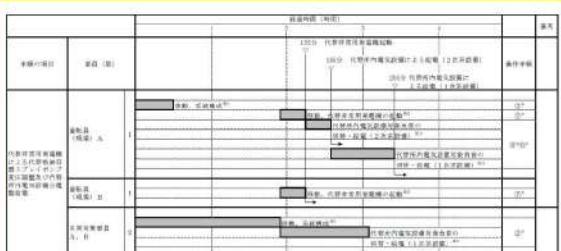
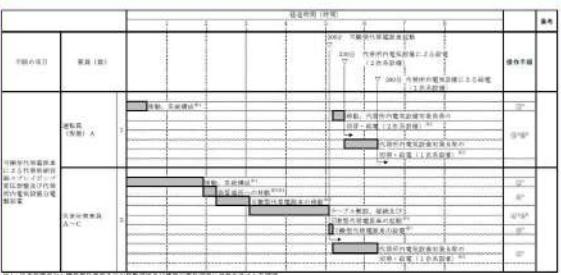
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>j. 非常用高圧母線2D系 代替所内電気設備の非常用高圧母線2D系は、表3.14-122に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。非常用高圧母線2D系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-122 非常用高圧母線2D系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 代替所内電気設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、代替所内電気設備は遮断器を設けることにより通常時の系統構成から遮断器操作により速やかな切替えが可能な設計とする。 切替え操作の対象機器は表3.14-109～112と同様である。 これにより図3.14-42及び図3.14-43で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p>(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認													
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「1.4.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、代替所内電気設備は遮断器を設けることにより通常時の系統構成から遮断器操作により速やかな切替えが可能な設計とする。 切替え操作の対象機器は表2.14.102～108と同様である。 これにより、図2.14.42～48で示すタイムチャートのとおり速やかに電源供給が可能である。</p> <p>(57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-42 電源車による緊急用低圧母線26系受電のタイムチャート*</p>	 <p>図2.14.42 代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機）のタイムチャート*</p>	タイムチャートの相違
	 <p>図3.14-43 ガスタービン発電機による緊急用低圧母線26系受電のタイムチャート*</p>	 <p>図2.14.43 代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）のタイムチャート*</p>	
		 <p>図2.14.44 ディーゼル発電機燃料油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート（ホース使用時）*</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 2.14.45 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)*</p> <p>※1: 可搬型タンクローリーの荷役時間(1号が西側1号エリア及び2号が東側1号エリア)</p> <p>※2: 荷役時間(2号)から1号が西側1号エリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※3: 可搬型タンクローリーの荷役時間(2号)から2号が東側1号エリアまでの移動時間及びオース版設置未終了した作業時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※4: 可搬型タンクローリーの荷役時間(1号)から1号が東側1号エリアまでの移動時間及びオース版設置未終了した作業時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※5: 可搬型タンクローリーの荷役時間(1号)から2号が東側1号エリアまでの移動時間及びオース版設置未終了した作業時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※6: 可搬型タンクローリーの荷役時間(2号)を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※7: 中止搬運までを想定した移動時間、荷役準備未終了時間及び他の操作時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>※8: 燃料油移送ポンプ運転準備に余裕を見込んだ時間</p> <p>※9: 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>	タイムチャートの相違

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は、表3.14-123に示すように、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系及び緊急用低圧母線2G系は、通常時は遮断器により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>図 2.14.48 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	<p>タイムチャートの相違</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は、表2.14.118に示すように、電源となる代替非常用発電機及び可搬型代替電源車並びに電路を構成する代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、通常時は遮断器により接続先の系統から切り離し、また、可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、代替非常用発電機、可搬型代替電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</p> <p>設備名称の相違(代替所内電気設備)</p> <p>設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違(可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
	<p>表3.14-123 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2C遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2C遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2D遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2D遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2P (代替所内電気設備側)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 3P (代替所内電気設備側)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2P (代替所内電気設備側)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2P (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 3P (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2P (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	<p>表2.14-118 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6-A メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>A-計装用インバータ 交流電源切換器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>B-計装用インバータ 交流電源切換器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>C-計装用インバータ 交流電源切換器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>D-計装用インバータ 交流電源切換器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> <td>E-V 水素濃度計電源盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> <td>F-Aニュクス空気浄化ファン 電源切換器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>A-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>A-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> <td>B-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> <td>B-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> <td>代替所内電気設備変圧器遮断器 (代替所内電気設備分電盤)</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> <td>代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用所内電気設備	6-A メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	可搬型代替交流電源設備	A-計装用インバータ 交流電源切換器盤	手動	通常時切	可搬型代替交流電源設備	B-計装用インバータ 交流電源切換器盤	手動	通常時切	可搬型代替交流電源設備	C-計装用インバータ 交流電源切換器盤	手動	通常時切	可搬型代替交流電源設備	D-計装用インバータ 交流電源切換器盤	手動	通常時切	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	E-V 水素濃度計電源盤	手動	通常時切	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	F-Aニュクス空気浄化ファン 電源切換器盤	手動	通常時切	ディーゼル発電機	A-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	ディーゼル発電機	A-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	B-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	B-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	代替所内電気設備変圧器遮断器 (代替所内電気設備分電盤)	手動	通常時切	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)	手動	通常時切	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																												
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	電気作動	通常時切																																																																																												
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)	電気作動	通常時切																																																																																												
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)	電気作動	通常時切																																																																																												
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G用)	電気作動	通常時切																																																																																												
非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2P (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																												
非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 3P (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																												
非常用所内電気設備	400V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2P (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																												
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																												
非常用所内電気設備	6-A メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																												
非常用所内電気設備	6-B メタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																												
可搬型代替交流電源設備	A-計装用インバータ 交流電源切換器盤	手動	通常時切																																																																																												
可搬型代替交流電源設備	B-計装用インバータ 交流電源切換器盤	手動	通常時切																																																																																												
可搬型代替交流電源設備	C-計装用インバータ 交流電源切換器盤	手動	通常時切																																																																																												
可搬型代替交流電源設備	D-計装用インバータ 交流電源切換器盤	手動	通常時切																																																																																												
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	E-V 水素濃度計電源盤	手動	通常時切																																																																																												
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	F-Aニュクス空気浄化ファン 電源切換器盤	手動	通常時切																																																																																												
ディーゼル発電機	A-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																												
ディーゼル発電機	A-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																												
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	B-1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																												
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	B-2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																												
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	代替所内電気設備変圧器遮断器 (代替所内電気設備分電盤)	手動	通常時切																																																																																												
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)	手動	通常時切																																																																																												
	<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.14-109～112に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、中央制御室、緊急用電気品建屋又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.2.6.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p>	<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表2.14-102～108に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外、中央制御室又は原子炉辅助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>2.14.2.5.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p>	<p>操作場所の相違</p>																																																																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。	(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。 a. 代替非常用発電機 代替所内電気設備の代替非常用発電機は、重大事故時に必要な容量約 340kW に余裕を考慮し、約 1,380kW/台（力率 0.8において約 1,725kVA/台）を 2 台有する設計とし、約 2,760kW を確保する設計とする。 (57-5) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 182.3kL を上回る、容量約 540kL を有する設計とする。 (57-5) c. 燃料タンク（SA） 代替所内電気設備の燃料タンク（SA）は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 44.2kL を上回る、容量約 50kL を有する設計とする。 (57-5) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型代替電源車の燃料消費量を上回る、容量約 26m ³ /h/台、吐出圧力約 0.3MPa 及び原動機出力約 11kW/台を 2 台有する設計とする。 (57-5)	設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）
	a. ガスタービン発電機接続盤 代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機 1 台が接続可能であることから、ガスタービン発電機 1 台の定格電流である約 377A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）
	b. 緊急用高圧母線 2F 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系は、ガスタービン発電機 2 台が接続可能であることから、ガスタービン発電機 2 台の定格電流である約 754A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)		設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系は、ガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流である約 754A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系 代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は、重大事故等時に必要な容量約 340kVA に余裕を考慮し、約 750kVA を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>e. 緊急用低圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系のうち、460V バワーセンタにおいては、重大事故等時に必要な容量約 942A に対し、余裕を有する定格電流である約 3,000A を有する設計とし、460V 原子炉建屋モータコントロールセンタにおいては、重大事故等時に必要な容量約 289A に対し、余裕を有する定格電流である約 800A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系 対象外である。</p> <p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系 対象外である。</p> <p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系 対象外である。</p> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は、ガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流である約 754A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p>		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
	<p>e. 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は、重大事故等時に必要な容量約 167kVA に余裕を考慮し、約 300kVA を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>f. 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は、重大事故等時に必要な容量約 230A に対し、余裕を有する定格電流である約 600A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>g. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、重大事故等時に必要な容量約 209kVA に余裕を考慮し、約 1,000kVA を有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>	
			<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>j. 非常用高圧母線 2D系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2D系は、ガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流である約 754A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 代替所内電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、<u>3.14.2.6.3 項</u>に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 代替所内電気設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、<u>2.14.2.5.3 項</u>に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2.14.2.5.5.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。 保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。 具体的には、可搬型代替電源車は、代替非常用発電機が使用できない場合、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源供給する。 必要となる負荷は、重大事故時に必要な容量約340kWに余裕を考慮し、約2,200kVA(1,760kW)2台の可搬型代替電源車が1台必要である。 また、可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を可搬型代替電源車に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>b. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。 容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される代替非常用発電機又は可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ代替非常用発電機又は可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。 保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の接続が必要な可搬型代替電源車ケーブルは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表2.14.119～122に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>表2.14.119 接続対象機器設置場所 (可搬型代替電源車～A可搬型代替電源接続盤又はB可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td><td>A可搬型代替電源接続盤又はB可搬型代替電源接続盤</td><td>屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）</td><td>ボルト・ネジ接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.120 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td><td>屋外</td><td>ホース挿入による接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.121 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出入口連絡 サンプリングライン</td><td>原子炉建屋 L.P.17.8m</td><td>握手接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.122 接続対象機器設置場所 (燃料タンク(SA)～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>燃料タンク(SA)</td><td>屋外</td><td>ホース挿入による接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型代替電源車	A可搬型代替電源接続盤又はB可搬型代替電源接続盤	屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）	ボルト・ネジ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出入口連絡 サンプリングライン	原子炉建屋 L.P.17.8m	握手接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型代替電源車	A可搬型代替電源接続盤又はB可搬型代替電源接続盤	屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）	ボルト・ネジ接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出入口連絡 サンプリングライン	原子炉建屋 L.P.17.8m	握手接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、一般的に用いられる工具を用いることで A=可搬型代替電源接続盤又は B=可搬型代替電源接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>代替所内電気設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>代替所内電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方法で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ電源供給する場合において、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。 代替所内電気設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.119～122と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 代替所内電気設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備のうち、可搬型代替電源車から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ電源供給する系統並びにディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）から代替非常用発電機又は可搬型代替電源車まで燃料を移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.14.123で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		<p style="text-align: center;">表 2.14.123 代替所内電気設備の多様性及び位置の分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m></td> <td>代替非常用発電機 <屋外 (3号炉東側 32m エリア)></td> <td>可搬型代替電源車 <屋外 (1号炉西側 31m エリア, 2号炉東側 31m エリア及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> <td>代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> <td>可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td> <td>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m> 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m></td> <td>燃料タンク (SA) <屋外></td> <td>燃料タンク (SA) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> <td>代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外></td> <td>可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>可搬型タンクローリー¹ <屋外 (展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア)></td> <td>可搬型タンクローリー¹ <屋外 (展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア)></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	代替所内電気設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	代替非常用発電機 <屋外 (3号炉東側 32m エリア)>	可搬型代替電源車 <屋外 (1号炉西側 31m エリア, 2号炉東側 31m エリア及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア)>	電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-B) 電路	代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路	電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m> 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式	項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	代替所内電気設備	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>		ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	燃料タンク (SA) <屋外>	燃料タンク (SA) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>			可搬型タンクローリー ¹ <屋外 (展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア)>	可搬型タンクローリー ¹ <屋外 (展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア)>			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備			重大事故等対処設備																																																	
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	代替所内電気設備																																																		
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	代替非常用発電機 <屋外 (3号炉東側 32m エリア)>	可搬型代替電源車 <屋外 (1号炉西側 31m エリア, 2号炉東側 31m エリア及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア)>																																																		
電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-B) 電路	代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路																																																		
電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17.8m> 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m>																																																		
電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式																																																		
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																																		
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	代替所内電気設備																																																		
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>																																																		
	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	燃料タンク (SA) <屋外>	燃料タンク (SA) <屋外>																																																		
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																																																		
		可搬型タンクローリー ¹ <屋外 (展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア)>	可搬型タンクローリー ¹ <屋外 (展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア)>																																																		
		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>																																																		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>3.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>3.14.3.1.1 設備概要</p> <p>非常用交流電源設備は、外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「非常用ディーゼル発電機」及び「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機」並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料を保管する「軽油タンク」並びに非常用ディーゼル発電機近傍で燃料を保管する「非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク」及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機近傍で燃料を保管する「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク」並びに軽油タンクから非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクに燃料を補給する「非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ」及び軽油タンクから高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクに燃料を補給する「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ」並びに非常用所内電気設備として電路を構成する「非常用高圧母線2C系」、「非常用高圧母線2D系」及び「非常用高圧母線2H系」で構成する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機は、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系の電源喪失を検出し、自動起動することで、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系に電源を供給する。非常用ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクから非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で供給され、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクから自重で非常用ディーゼル発電機に供給される。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、非常用高圧母線2H系の電源喪失を検出し、自動起動することで、非常用高圧母線2H系に電源を供給する。高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクから高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で供給され、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクから自重で高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に供給される。</p>	<p>2.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>2.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>2.14.3.1.1 設備概要</p> <p>非常用交流電源設備は、外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「ディーゼル発電機」、ディーゼル発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」、ディーゼル発電機近傍で燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油サービスタンク」及びディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクに燃料を補給する「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」、並びに非常用所内電気設備として電路を構成する「非常用高圧母線(6-A)」及び「非常用高圧母線(6-B)」で構成する。</p> <p>ディーゼル発電機は、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)の電源喪失を検出し、自動起動することで、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)に電源を供給する。ディーゼル発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクにディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて自動で供給され、ディーゼル発電機燃料油サービスタンクから自重でディーゼル発電機に供給される。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <p>・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p>

第57条 電源設備

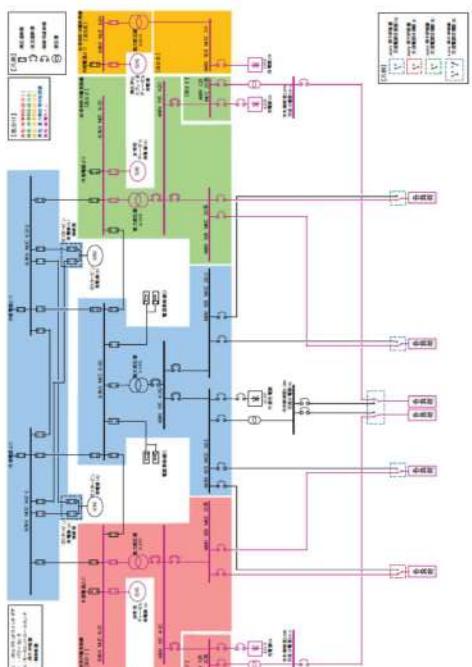
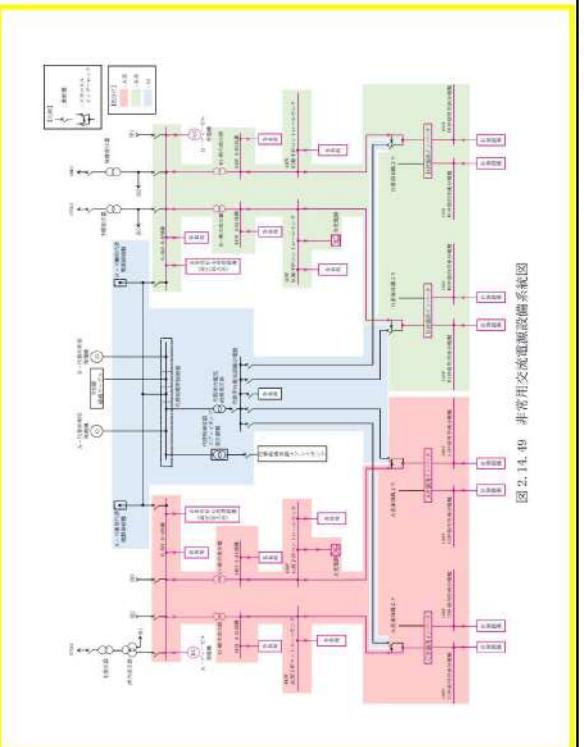
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)、ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)、高圧窒素ガス供給系(非常用)、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)、低圧代替注水系(可搬型)、残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)、残留熱除去系(サプレッションブル水冷却モード)、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)、計装設備及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-44及び図3.14-45に、本系統に関する重大事故等対処設備(設計基準拡張)一覧を表3.14-124に示す。</p> <p>本系統は設計基準事故対処設備であるとともに、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置づける。</p>	<p>非常用交流電源設備のうちディーゼル発電機は、原子炉出力抑制(自動)、原子炉出力抑制(手動)、ほう酸水注入、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側からの除熱、炉心注水、代替炉心注水、再循環運転、代替再循環運転、格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ、余熱除去運転、低圧注水、低圧再循環、格納容器内自然対流冷却、原子炉格納容器下部への注水、水素濃度制御設備、水素濃度監視設備、アニラス空気浄化設備による水素排出、アニラス部の水素濃度監視、使用済燃料ビットの監視、計測制御装置、中央制御室空調装置、可搬型照明(SA)、放射性物質の濃度低減、通信連絡設備へ電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備名称の相違(D/G) 炉型による給電対象設備の相違 ・D/Gから電源を供給する設備の相違</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

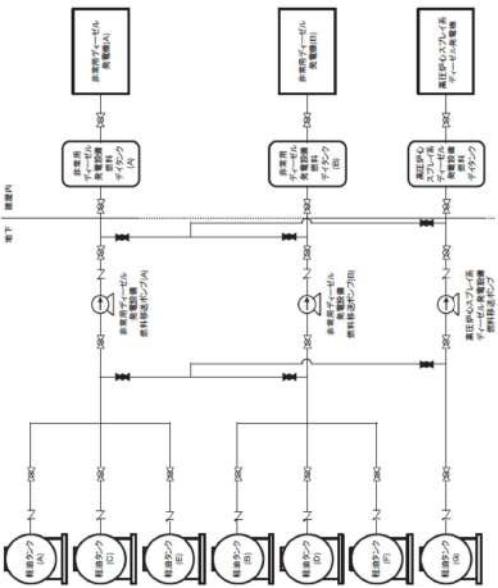
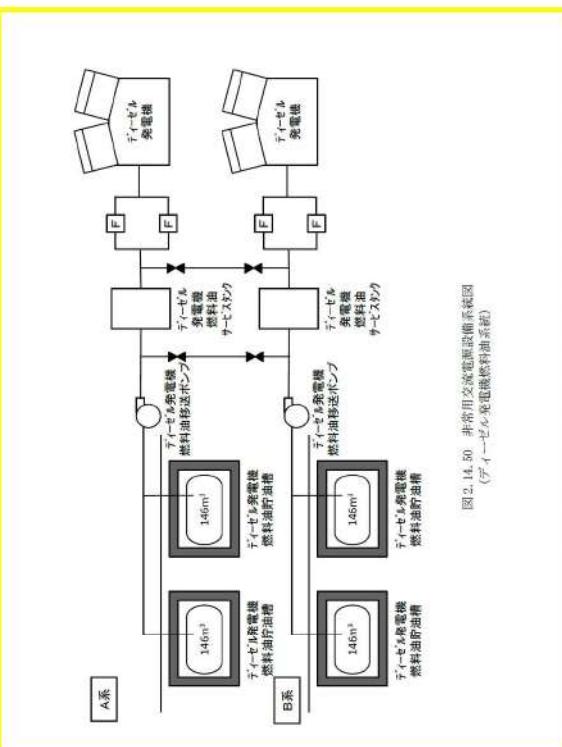
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 3.14-44 非常用交流電源設備系統図	 図 2.14.49 非常用交流電源設備系統図	<p>設備名称の相違 (D/G)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-45 非常用交流電源設備系統図 (非常用ディーゼル発電設備及び高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送系)</p>	 <p>図2.14.50 非常用交流電源設備系統図 (ディーゼル発電燃料供給系統)</p>	<p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<p>表3.14-124 非常用交流電源設備に関する重大事故等対処設備(設計基準範囲)一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td><td>非常用ディーゼル発電機[*]【常設】</td></tr> <tr><td>高圧9号心スプレイホースディーゼル発電機【常設】</td></tr> <tr><td>非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク^{**}【常設】</td></tr> <tr><td>高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備燃料ディタンク【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">附属設備</td><td>軽油タンク^{**}【常設】</td></tr> <tr><td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ^{**}【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料油路</td><td>高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備燃料移送ポンプ^{**}【常設】</td></tr> <tr><td>非常用ディーゼル発電機</td></tr> <tr> <td rowspan="3">電路</td><td>-非常用ディーゼル発電機</td></tr> <tr><td>-非常用高圧母線 2C系^{**}及び非常用高圧母線 2D系^{**}電路【常設】</td></tr> <tr><td>-高圧9号心スプレイホースディーゼル発電機</td></tr> <tr> <td rowspan="2">計装設備(補助)^{**}</td><td>-非常用高圧母線 2D系^{**}高電壓【常設】</td></tr> <tr><td>6-2C母線電圧【常設】</td></tr> <tr> <td></td><td> <p>* 1 : 非常用ディーゼル発電機は、非常用ディーゼル発電機(A)及び非常用ディーゼル発電機(B)により構成される。</p> <p>* 2 : 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク(A)及び非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク(B)により構成される。</p> <p>* 3 : 軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)及び高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備軽油タンク(F)により構成される。</p> <p>* 4 : 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(A)及び非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(B)により構成される。</p> <p>* 5 : 非常用高圧母線 2C系は、6.9kV メタクラ6-2Cにより構成される。</p> <p>* 6 : 非常用高圧母線 2D系は、6.9kV メタクラ6-2Dにより構成される。</p> <p>* 7 : 非常用高圧母線 2D系は、6.9kV メタクラ6-2Dにより構成される。</p> <p>* 8 : 計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> </td><td> <p>表2.14-124 非常用交流電源設備に関する重大事故等対処設備(設計基準範囲)一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td><td>ディーゼル発電機[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油サービスタンク[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ[■]【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">附属設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料油路</td><td>ディーゼル発電機～非常用高圧母線(6-A)[■]及び非常用高圧母線(6-B)[■]電路【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備(補助)[■]</td></tr> <tr> <td></td><td> <p>#1 : ディーゼル発電機は、A-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機により構成される。</p> <p>#2 : ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク及びB-ディーゼル発電機燃料油サービスタンクにより構成される。</p> <p>#3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>#4 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p> <p>#5 : 非常用高圧母線(6-A)は、6-A メタクラにより構成される。</p> <p>#6 : 非常用高圧母線(6-B)は、6-B メタクラにより構成される。</p> <p>#7 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> </td></tr> </tbody> </table> </td><td> <p>設備名称の相違 (D/G)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> </td></tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	非常用ディーゼル発電機 [*] 【常設】	高圧9号心スプレイホースディーゼル発電機【常設】	非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク ^{**} 【常設】	高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備燃料ディタンク【常設】	附属設備	軽油タンク ^{**} 【常設】	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ^{**} 【常設】	燃料油路	高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ^{**} 【常設】	非常用ディーゼル発電機	電路	-非常用ディーゼル発電機	-非常用高圧母線 2C系 ^{**} 及び非常用高圧母線 2D系 ^{**} 電路【常設】	-高圧9号心スプレイホースディーゼル発電機	計装設備(補助) ^{**}	-非常用高圧母線 2D系 ^{**} 高電壓【常設】	6-2C母線電圧【常設】		<p>* 1 : 非常用ディーゼル発電機は、非常用ディーゼル発電機(A)及び非常用ディーゼル発電機(B)により構成される。</p> <p>* 2 : 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク(A)及び非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク(B)により構成される。</p> <p>* 3 : 軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)及び高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備軽油タンク(F)により構成される。</p> <p>* 4 : 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(A)及び非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(B)により構成される。</p> <p>* 5 : 非常用高圧母線 2C系は、6.9kV メタクラ6-2Cにより構成される。</p> <p>* 6 : 非常用高圧母線 2D系は、6.9kV メタクラ6-2Dにより構成される。</p> <p>* 7 : 非常用高圧母線 2D系は、6.9kV メタクラ6-2Dにより構成される。</p> <p>* 8 : 計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	<p>表2.14-124 非常用交流電源設備に関する重大事故等対処設備(設計基準範囲)一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td><td>ディーゼル発電機[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油サービスタンク[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ[■]【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">附属設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料油路</td><td>ディーゼル発電機～非常用高圧母線(6-A)[■]及び非常用高圧母線(6-B)[■]電路【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備(補助)[■]</td></tr> <tr> <td></td><td> <p>#1 : ディーゼル発電機は、A-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機により構成される。</p> <p>#2 : ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク及びB-ディーゼル発電機燃料油サービスタンクにより構成される。</p> <p>#3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>#4 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p> <p>#5 : 非常用高圧母線(6-A)は、6-A メタクラにより構成される。</p> <p>#6 : 非常用高圧母線(6-B)は、6-B メタクラにより構成される。</p> <p>#7 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> </td></tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	ディーゼル発電機 [■] 【常設】	ディーゼル発電機燃料油サービスタンク [■] 【常設】	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 【常設】	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ [■] 【常設】	附属設備	-	ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】	燃料油路	ディーゼル発電機～非常用高圧母線(6-A) [■] 及び非常用高圧母線(6-B) [■] 電路【常設】	計装設備(補助) [■]		<p>#1 : ディーゼル発電機は、A-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機により構成される。</p> <p>#2 : ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク及びB-ディーゼル発電機燃料油サービスタンクにより構成される。</p> <p>#3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>#4 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p> <p>#5 : 非常用高圧母線(6-A)は、6-A メタクラにより構成される。</p> <p>#6 : 非常用高圧母線(6-B)は、6-B メタクラにより構成される。</p> <p>#7 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	<p>設備名称の相違 (D/G)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
設備区分	設備名																																							
主要設備	非常用ディーゼル発電機 [*] 【常設】																																							
	高圧9号心スプレイホースディーゼル発電機【常設】																																							
	非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク ^{**} 【常設】																																							
	高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備燃料ディタンク【常設】																																							
附属設備	軽油タンク ^{**} 【常設】																																							
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ^{**} 【常設】																																							
燃料油路	高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ^{**} 【常設】																																							
	非常用ディーゼル発電機																																							
電路	-非常用ディーゼル発電機																																							
	-非常用高圧母線 2C系 ^{**} 及び非常用高圧母線 2D系 ^{**} 電路【常設】																																							
	-高圧9号心スプレイホースディーゼル発電機																																							
計装設備(補助) ^{**}	-非常用高圧母線 2D系 ^{**} 高電壓【常設】																																							
	6-2C母線電圧【常設】																																							
	<p>* 1 : 非常用ディーゼル発電機は、非常用ディーゼル発電機(A)及び非常用ディーゼル発電機(B)により構成される。</p> <p>* 2 : 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク(A)及び非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク(B)により構成される。</p> <p>* 3 : 軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)及び高圧9号心スプレイホースディーゼル発電設備軽油タンク(F)により構成される。</p> <p>* 4 : 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(A)及び非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(B)により構成される。</p> <p>* 5 : 非常用高圧母線 2C系は、6.9kV メタクラ6-2Cにより構成される。</p> <p>* 6 : 非常用高圧母線 2D系は、6.9kV メタクラ6-2Dにより構成される。</p> <p>* 7 : 非常用高圧母線 2D系は、6.9kV メタクラ6-2Dにより構成される。</p> <p>* 8 : 計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	<p>表2.14-124 非常用交流電源設備に関する重大事故等対処設備(設計基準範囲)一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td><td>ディーゼル発電機[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油サービスタンク[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽[■]【常設】</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ[■]【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">附属設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料油路</td><td>ディーゼル発電機～非常用高圧母線(6-A)[■]及び非常用高圧母線(6-B)[■]電路【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備(補助)[■]</td></tr> <tr> <td></td><td> <p>#1 : ディーゼル発電機は、A-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機により構成される。</p> <p>#2 : ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク及びB-ディーゼル発電機燃料油サービスタンクにより構成される。</p> <p>#3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>#4 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p> <p>#5 : 非常用高圧母線(6-A)は、6-A メタクラにより構成される。</p> <p>#6 : 非常用高圧母線(6-B)は、6-B メタクラにより構成される。</p> <p>#7 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> </td></tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	ディーゼル発電機 [■] 【常設】	ディーゼル発電機燃料油サービスタンク [■] 【常設】	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 【常設】	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ [■] 【常設】	附属設備	-	ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】	燃料油路	ディーゼル発電機～非常用高圧母線(6-A) [■] 及び非常用高圧母線(6-B) [■] 電路【常設】	計装設備(補助) [■]		<p>#1 : ディーゼル発電機は、A-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機により構成される。</p> <p>#2 : ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク及びB-ディーゼル発電機燃料油サービスタンクにより構成される。</p> <p>#3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>#4 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p> <p>#5 : 非常用高圧母線(6-A)は、6-A メタクラにより構成される。</p> <p>#6 : 非常用高圧母線(6-B)は、6-B メタクラにより構成される。</p> <p>#7 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	<p>設備名称の相違 (D/G)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>																						
設備区分	設備名																																							
主要設備	ディーゼル発電機 [■] 【常設】																																							
	ディーゼル発電機燃料油サービスタンク [■] 【常設】																																							
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 [■] 【常設】																																							
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ [■] 【常設】																																							
附属設備	-																																							
	ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】																																							
燃料油路	ディーゼル発電機～非常用高圧母線(6-A) [■] 及び非常用高圧母線(6-B) [■] 電路【常設】																																							
	計装設備(補助) [■]																																							
	<p>#1 : ディーゼル発電機は、A-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機により構成される。</p> <p>#2 : ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク及びB-ディーゼル発電機燃料油サービスタンクにより構成される。</p> <p>#3 : ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B-1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB-2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>#4 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p> <p>#5 : 非常用高圧母線(6-A)は、6-A メタクラにより構成される。</p> <p>#6 : 非常用高圧母線(6-B)は、6-B メタクラにより構成される。</p> <p>#7 : 計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機 エンジン 種類：4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関 台数：2 出力：約 6,100kW (1台当たり) 回転数：500rpm 起動方式：圧縮空気起動 起動時間：約10秒 使用燃料：軽油</p> <p>発電機 種類：横軸回転界磁三相同期発電機 台数：2 容量：約 7,625kVA (1台当たり) 力率：0.80 (遅れ) 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 回転数：500rpm 取付箇所：原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)</p> <p>(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 エンジン 種類：4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関 台数：1 出力：約 3,000kW 回転数：1,000rpm 起動方式：圧縮空気起動 起動時間：約13秒 使用燃料：軽油</p> <p>発電機 種類：横軸回転界磁三相同期発電機 台数：1 容量：約 3,750kVA 力率：0.80 (遅れ) 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 回転数：1,000rpm 取付箇所：原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)</p>	<p>2.14.3.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ディーゼル発電機 エンジン 型式：4サイクルたて形 16気筒ディーゼル機関 台数：2 出力：約 5,600kW (1台当たり) 回転速度：約 750min⁻¹ 起動方式：圧縮空気起動 起動時間：約10秒 使用燃料：軽油</p> <p>発電機 型式：横置・回転界磁形・三相同期発電機 台数：2 容量：約 7,000kVA (1台当たり) 力率：0.8 (遅れ) 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 回転速度：約 750min⁻¹ 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m</p>	<p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(3) 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク 種類：たて置円筒形 容量：約20m ³ （1基当たり） 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：45°C 基 数：2 取付箇所：原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)	(2) ディーゼル発電機燃料油サービスタンク 型式：たて置円筒形 容量：約13m ³ （1基当たり） 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：50°C 基 数：1 取付箇所：原子炉建屋T.P.17.8m	設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。
	(4) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク 種類：たて置円筒形 容量：約14m ³ 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：45°C 基 数：1 取付箇所：原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)		
	(5) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基 数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基） 容量：約110kL（1基当たり） ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取付箇所：屋外	(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基 数：4 容量：約146m ³ （1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外	
	(6) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 種類：スクリュー式 台 数：2 容量：約4.0m ³ /h（1台当たり） 全圧力：約0.5MPa 最高使用温度：66°C 原動機出力：約2.2kW（1台当たり） 取付箇所：屋外	(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 型式：槽車形 台 数：2 容量：約26m ³ /h（1台当たり） 吐出圧力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約11kW（1台当たり） 取付箇所：ディーゼル発電機建屋T.P.6.2m	
	(7) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 種類：スクリュー式 台 数：1 容量：約4.0m ³ /h（1台当たり） 全圧力：約0.5MPa 最高使用温度：66°C 原動機出力：約2.2kW（1台当たり） 取付箇所：屋外		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>3.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>非常用交流電源設備については、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>非常用交流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、軽油タンク及び非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものとする。</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機</p> <p>非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機は、原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-125に示す設計とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表3.14-125 想定する環境条件及び荷重条件（非常用ディーゼル発電機）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>非常用交流電源設備については、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「1.3 重大事故等対処設備」に示す基本方針のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>非常用交流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備のディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものとする。</p> <p>(1) ディーゼル発電機</p> <p>非常用交流電源設備のディーゼル発電機は、ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.14-125に示す設計とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表2.14-125 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 1.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G） 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																													
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																													
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																													
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																													
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																													
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																													
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																													
環境条件等	対応																													
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																													
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																													
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																													
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 1.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																													
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																													
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																													

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用交流電源設備の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-126に示す設計とする。</p> <p>表3.14-126 想定する環境条件及び荷重条件 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク 非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-127に示す設計とする。</p> <p>表3.14-127 想定する環境条件及び荷重条件 (非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		炉型による非常用電源設備構成の相違
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
			<p>設備名称の相違 (D/G 燃料油移送設備) 設備名称の相違 (D/G) 設置場所の相違</p> <p>表2.14.126 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油サービスタンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(4) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク 非常用交流電源設備の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-128に示す設計とする。</p> <p>表3.14-128 想定する環境条件及び荷重条件 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 軽油タンク 非常用交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-129に示す設計とする。</p> <p>表3.14-129 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		炉型による非常用電源設備構成の相違
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
			設備名称の相違（燃料油貯油槽）																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(6) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-130に示す設計とする。</p> <p>表3.14-130 想定する環境条件及び荷重条件 (非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>非常用交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14-128に示す設計とする。</p> <p>表2.14-128 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違 (D/G 燃料油移送設備) 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
	<p>(7) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>非常用交流電源設備の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件等を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.14-131に示す設計とする。</p> <p>表3.14-131 想定する環境条件及び荷重条件 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、非常用ディーゼル発電設備燃料タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク、軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは操作不要並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は中央制御室にて操作可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>															
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用交流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等時においても使用する設計とする。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>非常用交流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等時においても使用する設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能、外観の確認及び分解が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。

第57条 電源設備

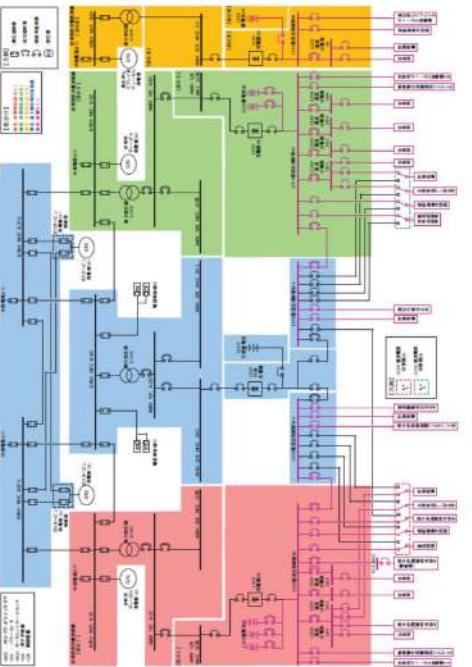
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.2 非常用直流電源設備</p> <p>3.14.3.2.1 設備概要</p> <p>通常用直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V蓄電池2A」、「125V蓄電池2B」及び「125V蓄電池2H」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V充電器2A」、「125V充電器2B」及び「125V充電器2H」で構成する。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから重大事故等対処設備に8時間電源供給を行い、並びに125V蓄電池2Hから重大事故等対処設備（設計基準拡張）に8時間電源供給を行う。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-46に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-132に示す。</p> <p>本系統は設計基準事故対処設備であるとともに、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2Bを重大事故等対処設備として位置づけ、また、125V蓄電池2H及び125V充電器2Hを想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。</p>		設備・運用の相違（設計基準拡張）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 3.14-46 非常用直流電源設備系統図		設備・運用の相違（設計基準拡張）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>表3.14-132 非常用直流水源設備に関する重大事故等対応設備及び重大事故等対応設備（設計基準拡張）一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V蓄電池2H【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 125V充電器2H【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流水母線盤2A及び125V直流水母線盤2A-1電路【常設】 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流水母線盤2B及び125V直流水母線盤2B-1電路【常設】 125V蓄電池2H及び125V充電器2H ～125V直流水母線盤2H電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*</td><td>125V直流水母線2A電路【常設】 125V直流水母線2B電路【常設】 125V直流水母線2A-1電路【常設】 125V直流水母線2B-1電路【常設】 HPN5(125V直流水母線盤)【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1：計装設備については、「3.1. 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V蓄電池2H【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 125V充電器2H【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流水母線盤2A及び125V直流水母線盤2A-1電路【常設】 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流水母線盤2B及び125V直流水母線盤2B-1電路【常設】 125V蓄電池2H及び125V充電器2H ～125V直流水母線盤2H電路【常設】	計装設備（補助）*	125V直流水母線2A電路【常設】 125V直流水母線2B電路【常設】 125V直流水母線2A-1電路【常設】 125V直流水母線2B-1電路【常設】 HPN5(125V直流水母線盤)【常設】		設備・運用の相違（設計基準拡張）
設備区分	設備名														
主要設備	125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V蓄電池2H【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 125V充電器2H【常設】														
附属設備	—														
燃料流路	—														
電路	125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流水母線盤2A及び125V直流水母線盤2A-1電路【常設】 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流水母線盤2B及び125V直流水母線盤2B-1電路【常設】 125V蓄電池2H及び125V充電器2H ～125V直流水母線盤2H電路【常設】														
計装設備（補助）*	125V直流水母線2A電路【常設】 125V直流水母線2B電路【常設】 125V直流水母線2A-1電路【常設】 125V直流水母線2B-1電路【常設】 HPN5(125V直流水母線盤)【常設】														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 8,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び 制御建屋地下中1階</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(3) 125V 蓄電池 2H 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 400Ah 取 付 箇 所：原子炉建屋地上中2階(原子炉建屋付属棟内)</p> <p>(4) 125V 充電器 2A 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(5) 125V 充電器 2B 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(6) 125V 充電器 2H 個 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 50A 取 付 箇 所：原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付属棟内)</p>		設備・運用の相違（設計基準拡張）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>3.14.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>常用直流電源設備については、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>非常用直流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備については、設計基準事故時の直流電源供給機能を兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>非常用直流電源設備については、制御建屋地下2階、制御建屋地下1階、制御建屋地下中1階、原子炉建屋地上中2階（原子炉建屋付属棟内）及び原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう表3.14-133に示す設計とする。</p> <p>表3.14-133 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波に上りその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、非常用直流電源設備は操作不要である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波に上りその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（設計基準拡張）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする。（詳細は「2.1.2 緊急設計の基本方針」に示す。）																
風（台風）・積雪	制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波に上りその機能が損なわれない設計とする。																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

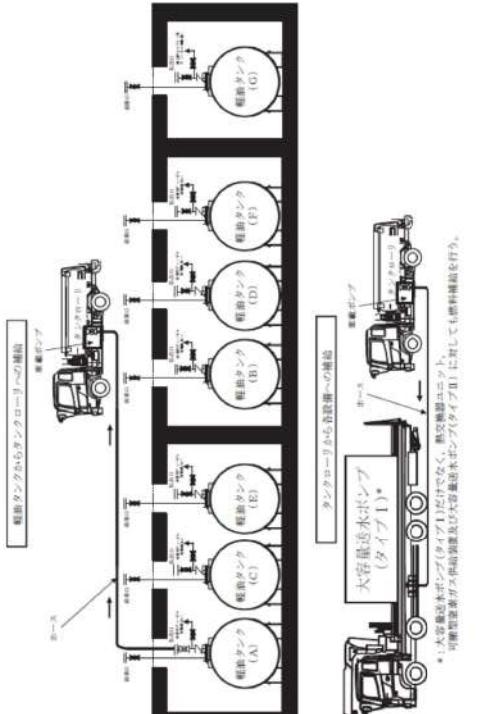
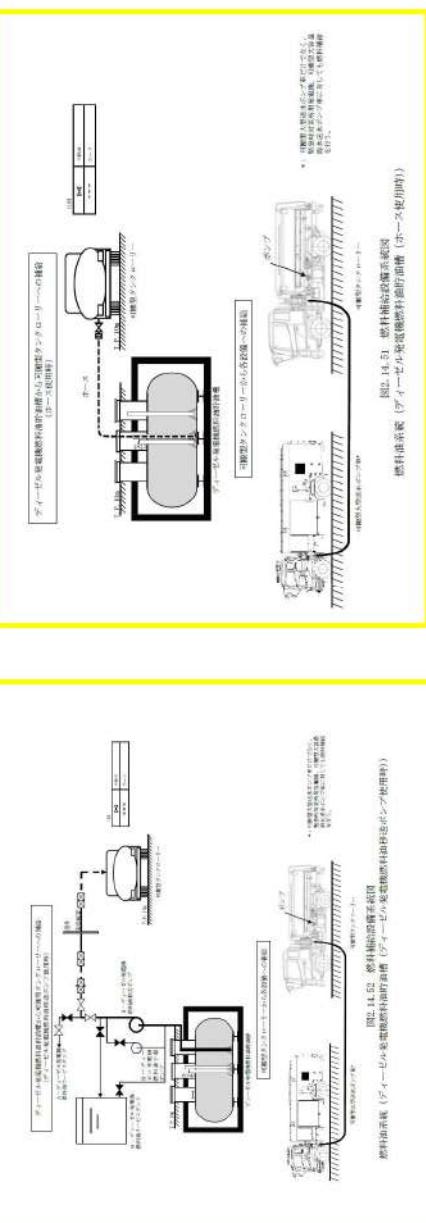
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用直流電源設備については、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等時においても使用する設計とする。</p> <p>また、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V蓄電池2H、125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		設備・運用の相違（設計基準拡張）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.3 燃料補給設備</p> <p>3.14.3.3.1 設備概要</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇することを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>本設備は、燃料を保管する「軽油タンク」及び「ガスタービン発電設備軽油タンク」並びに軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから燃料を運搬する「タンクローリー」並びに流路である「非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁」、「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁」、「ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁」及び「ホース」で構成する。</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ(タイプII)は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</p> <p>本設備の概要図を図3.14-47及び図3.14-48に、本設備に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-134に示す。</p>	<p>2.14.3.2 燃料補給設備</p> <p>2.14.3.2.1 設備概要</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇することを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>本設備は、燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク(SA)」並びに「ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)」から燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」並びに流路である「ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁」及び「ホース・接続口」で構成する。</p> <p>緊急時対策所用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの軽油の補給は、配管・弁類及びホースを用いる設計とする。</p> <p>本設備の概要図を図2.14-51～53に、本設備に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14-129に示す。</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>記載の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補給時に使用する配管・弁類の記載を追加した。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-47 燃料補給設備系統図 (軽油タンク)</p>	 <p>図3.14-47 燃料供給設備系統図 (ディーゼル機関用) 図3.14-51 燃料供給設備系統図 (ガス turbine用)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-48 燃料補給設備系統図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	<p>図3.14-48 燃料補給設備系統図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>表 3.14-134 燃料補給設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>軽油タンク^{*1}【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク^{*2}【常設】 タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧内心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td> </tr> <tr> <td>燃料補給先</td> <td>タンクローリー 大容量送水ポンプ(タイプI)【可搬】 熱交換器ユニット【可搬】 可搬型蓄圧ガス供給装置【可搬】 大容量送水ポンプ(タイプII)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧内心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。</p> <p>*2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。</p>	設備区分	設備名	主要設備	軽油タンク ^{*1} 【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク ^{*2} 【常設】 タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料源	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧内心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	燃料補給先	タンクローリー 大容量送水ポンプ(タイプI)【可搬】 熱交換器ユニット【可搬】 可搬型蓄圧ガス供給装置【可搬】 大容量送水ポンプ(タイプII)【可搬】	電路	—	<p>表 2.14-129 燃料補給設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽^{*1}【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ^{*2}【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td> </tr> <tr> <td>燃料補給先</td> <td>可搬型タンクローリー 緊急時対策用発電機 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1—ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>*2：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A—ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB—ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{*1} 【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*2} 【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料源	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	燃料補給先	可搬型タンクローリー 緊急時対策用発電機 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型大容量海水送水ポンプ車	電路	—	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																														
主要設備	軽油タンク ^{*1} 【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク ^{*2} 【常設】 タンクローリー【可搬】																														
附属設備	—																														
燃料源	—																														
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧内心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																														
燃料補給先	タンクローリー 大容量送水ポンプ(タイプI)【可搬】 熱交換器ユニット【可搬】 可搬型蓄圧ガス供給装置【可搬】 大容量送水ポンプ(タイプII)【可搬】																														
電路	—																														
設備区分	設備名																														
主要設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{*1} 【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*2} 【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																														
附属設備	—																														
燃料源	—																														
燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																														
燃料補給先	可搬型タンクローリー 緊急時対策用発電機 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型大容量海水送水ポンプ車																														
電路	—																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：6 (1系列につき3基) ：1 (1系列につき1基) 容量：約110kL (1基当たり) ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取付箇所：屋外</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：3 容量：約110kL (1基当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50°C 取付箇所：屋外</p>	<p>2.14.3.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 種類：横置円筒形 基数：4 容量：約146m³ (1基当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(2) 燃料タンク (SA) 型式：横置円筒形 基数：1 容量：約50m³ 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 種類：蓄車形 台数：2 容量：約26m³/h (1台当たり) 吐出圧力：約0.3MPa [gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約11kW (1台当たり) 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) タンクローリー</p> <p>容　　量：約4.0kL (1台当たり) 使　用　燃　料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40°C 台　　数：2 (予備1) 設　置　場　所：屋外 保　管　場　所：屋外</p> <p style="color:red;">(第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)</p>	<p>(4) 可搬型タンクローリー</p> <p>容　　量：約4 kL (1台当たり) 使　用　燃　料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40°C 台　　数：2 (予備2) 設　置　場　所：屋外 保　管　場　所：屋外</p> <p style="color:red;">(1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	<p>3.14.3.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>燃料補給設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と共に要因によって同時にその機能が損なわれるがないよう、表3.14-135で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>燃料補給設備は、表3.14-136で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>表3.14-135 燃料補給設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td><td>非常用交流電源設備</td><td>燃料補給設備</td></tr> <tr> <td>軽油タンク <屋外></td><td>軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td><td>非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク <屋外> 高圧保安スイッチ付ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地盤上2階 原子炉建屋付振袖内></td><td>ガスクービング装置 軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料送送ボンブ <いずれも屋外></td><td>タンクローリー <屋外> (第2保管ユニアリア、 第3保管ユニアリア及び 第4保管ユニアリア)></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-136 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通要因故障</td><td>通常用交流電源設備</td><td>燃料補給設備</td></tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震モダラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震モダラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付振袖内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管ユニアリア、第3保管ユニアリア及び第4保管ユニアリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に機能することのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> </tbody> </table> <p>3.14.3.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。</p> <p>2.14.3.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>燃料補給設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と共に要因によって同時にその機能が損なわれるがないよう、表2.14-130で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>燃料補給設備は、表2.14-131で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>表2.14-130 可搬型代替電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td><td>非常用交流電源設備</td><td>燃料補給設備</td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外></td><td>燃料タンク(SA) <屋外></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料路</td><td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m></td><td>可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外></td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td><td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14-131 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通要因故障</td><td>非常用交流電源設備</td><td>可搬型代替電源設備</td></tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> </tbody> </table> <p>2.14.3.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.3.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。</p>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	燃料源	非常用交流電源設備	燃料補給設備	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>	燃料源	非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク <屋外> 高圧保安スイッチ付ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地盤上2階 原子炉建屋付振袖内>	ガスクービング装置 軽油タンク <屋外>	非常用ディーゼル発電設備 燃料送送ボンブ <いずれも屋外>	タンクローリー <屋外> (第2保管ユニアリア、 第3保管ユニアリア及び 第4保管ユニアリア)>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共通要因故障	通常用交流電源設備	燃料補給設備	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震モダラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震モダラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付振袖内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管ユニアリア、第3保管ユニアリア及び第4保管ユニアリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に機能することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	燃料源	非常用交流電源設備	燃料補給設備	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	燃料タンク(SA) <屋外>	燃料路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共通要因故障	非常用交流電源設備	可搬型代替電源設備	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																											
燃料源	非常用交流電源設備	燃料補給設備																																																											
	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>																																																											
燃料源	非常用ディーゼル発電設備 燃料タンク <屋外> 高圧保安スイッチ付ディーゼル発電設備 燃料タンク <いずれも原子炉建屋地盤上2階 原子炉建屋付振袖内>	ガスクービング装置 軽油タンク <屋外>																																																											
	非常用ディーゼル発電設備 燃料送送ボンブ <いずれも屋外>	タンクローリー <屋外> (第2保管ユニアリア、 第3保管ユニアリア及び 第4保管ユニアリア)>																																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																											
共通要因故障	通常用交流電源設備	燃料補給設備																																																											
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震モダラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震モダラス設計とし、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれる可能性のない設計とする。																																																											
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付振袖内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の燃料補給設備は、基準津波の影響を受けない第2保管ユニアリア、第3保管ユニアリア及び第4保管ユニアリアへ保管及び屋外に設置することで、津波が共通要因となり、同時に機能することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																										
火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																											
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の燃料補給設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																											
燃料源	非常用交流電源設備	燃料補給設備																																																											
	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	燃料タンク(SA) <屋外>																																																											
燃料路	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <原子炉建屋 T.P. 17.8m>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																																																											
	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>																																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																											
共通要因故障	非常用交流電源設備	可搬型代替電源設備																																																											
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Ssクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																											
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉建屋及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																										
火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																											
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																											

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.14-137に示す設計とする。</p> <p>燃料補給設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.14-138に示す設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.14-139に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-137 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.14-138 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA)は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14-132～133に示す設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14-134に示す設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア (b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14-135に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14-132 想定する環境条件及び荷重条件(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー） 保管場所の相違</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p>表 2.14.133 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク（SA））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.134 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.135 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型タンクローリー）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 合適性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 合適性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留等で固定可能な設計とする。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料補給設備を運転する場合は、タンクローリーの配備及び軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクへのホース接続を行い、軽油の抜き取りを実施した後、タンクローリーを大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ(タイプII)の近傍に移動及びホースの接続を行い、タンクローリーを起動することで燃料の補給を行う。</p> <p>燃料補給設備の操作に必要な各機器及びホースを表3.14-140及び表3.14-141に示す。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁としていること、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を手動弁としていること、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。</p> <p>タンクローリーは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。</p> <p>また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、D/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁並びにGTG軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、確実に操作可能な設計とする。</p> <p>表3.14-140及び表3.14-141に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>燃料補給設備を運転する場合は、可搬型タンクローリーの配備及びディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)又はディーゼル発電機燃料油移送ポンプへのホース接続を行い、軽油の抜き取りを実施した後、可搬型タンクローリーを緊急時対策用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車の近傍に移動及びホースの接続を行い、可搬型タンクローリーを起動することで燃料の補給を行う。</p> <p>燃料補給設備の操作に必要な各機器及びホースを表2.14.136～139に示す。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の燃料タンク(SA)は、燃料タンク(SA)給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。</p> <p>また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びT.P.10.3m原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク(SA)まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方法により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>表2.14.136～139に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>操作対象の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者 識別に係る記載表現の相違 <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>操作対象箇所の相違</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																														
	<p>表3.14-140 操作対象機器 (軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(D)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS B/G軽油タンク 出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A) 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C) 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(E) 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B) 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(D)軽油タンク(D) 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS B/G軽油タンク 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 → 駆動</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-141 操作対象機器 (ガスター・ビン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>GTG 軽油タンク(A)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(B)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(C)出口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(A) 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(B) 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク(C) 芯出口止止め弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 → 駆動</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(D)軽油タンク(F)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		HPCS B/G軽油タンク 出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(A) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(E) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(D)軽油タンク(D) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		HPCS B/G軽油タンク 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 → 駆動	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク(A)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(A) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 → 駆動	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>表2.14-136 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td>閉止 → 開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 → 駆動</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14-137 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>燃料油移送ポンプ出口連 絡サンプリング弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>燃料油移送ポンプ出口A 側連結弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連結弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁</td><td>全閉 → 全開</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)</td><td>切 → 入</td><td>原子炉建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー^{マシンホール}</td><td>閉止 → 開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m 及び屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14-138 操作対象機器 (燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>燃料タンク (SA) 給油口</td><td>閉止 → 開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 → 駆動</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作		A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は						B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は						B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口						可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 駆動	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口連 絡サンプリング弁	全閉 → 全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作		燃料油移送ポンプ出口A 側連結弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連結弁	全閉 → 全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全閉 → 全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁	全閉 → 全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作		A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 → 入	原子炉建屋 T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		可搬型タンクローリー ^{マシンホール}	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外	原子炉建屋 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク (SA) 給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 駆動	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
B/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(D)軽油タンク(F)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
HPCS B/G軽油タンク 出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(A) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(C) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(A)軽油タンク(E) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(B)軽油タンク(B) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
B/G(D)軽油タンク(D) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
HPCS B/G軽油タンク 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
車載ポンプ	停止 → 駆動	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
吐出弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
GTG 軽油タンク(A)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(B)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(C)出口弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(A) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(B) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク(C) 芯出口止止め弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
車載ポンプ	停止 → 駆動	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
吐出弁	全閉 → 全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は																																																																																																																																																																																																																																																																																	
B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は																																																																																																																																																																																																																																																																																	
B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口																																																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 駆動	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
燃料油移送ポンプ出口連 絡サンプリング弁	全閉 → 全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
燃料油移送ポンプ出口A 側連結弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連結弁	全閉 → 全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全閉 → 全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁	全閉 → 全開	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 → 入	原子炉建屋 T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型タンクローリー ^{マシンホール}	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
ホース	ホース接続	原子炉建屋 T.P. 17.8m ～屋外	原子炉建屋 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
燃料タンク (SA) 給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 駆動	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																																													
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																																													

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
		<p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンクは、表3.14-142に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>燃料補給設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表3.14-143に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p>	<p>表2.14-139 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～各燃料補給先流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース引出し</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表2.14-140に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																	
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																		
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料補給設備のタンクローリーは、表 3.14-144 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なよう油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>燃料補給設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.141 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.142 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、表 2.14.143 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なよう油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

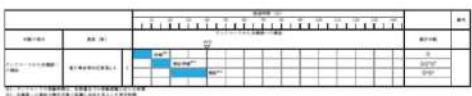
第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
	<p>表3.14-142 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-143 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-144 ダンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	<p>表2.14-130 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14-141 燃料タンク(SA)の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク(SA)内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14-142 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14-143 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク(SA)内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																																																																																
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																																																																																
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																																																																																
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																																																																																
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																																																																																
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
	発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																															
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク(SA)内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
	発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																															
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																																																																																
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																																																																																
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																																																																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																																																																
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																																																																																
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																																																																																
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																																																																																
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																																																																																

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーは、本来の用途以外の用途には使用しない。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、本来の用途以外の用途として使用するため、切り替えて使用する。</p> <p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を設けることにより速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>なお、必要な燃料補給設備の操作の対象機器は表3.14-140及び表3.14-141と同様である。</p> <p>これにより、図3.14-49及び図3.14-50で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>  <p>図3.14-49 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>  <p>図3.14-50 タンクローリーから各機器への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>* : 「商用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	<p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリー及び燃料タンク(SA)は、本来の用途以外の用途には使用しない。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、本来の用途以外の用途として使用するため、切り替えて使用する。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>なお、必要な燃料補給設備の操作の対象機器は表2.14-136～139と同様である。</p> <p>これにより、図2.14-51～56で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>  <p>図2.14-54 可搬型タンクローリーによる各機器への燃料補給のタイムチャート (ホース使用時)*</p> <p>* : ①: 可搬型タンクローリーの保管場所は、各炉内側21mエリア及び各炉外側21mエリア②: 対象時間内から1号炉内側21mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間③: ②: 対象時間内から1号炉外側21mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間④: 可搬型タンクローリーの燃料合み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間⑤: 可搬型タンクローリーの燃料合み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間⑥: 可搬型タンクローリーによる各機器への燃料補給までの移動時間</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>操作対象の相違</p> <p>タイムチャートの相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 2.14.55 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時) *</p> <p>※1: 可搬型タンクローリーの荷役開始は1号伊西側31mエリア及び2号伊東側31mエリア (h)。 ※2: 1号伊西側31mエリア及び2号伊東側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間 ※3: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号伊西側31mエリアから2号伊東側31mエリアまでの移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※4: 可搬型タンクローリーの荷役終了後、荷役用車両を運転して1号伊西側31mエリアから2号伊東側31mエリアを運転して荷役用車両を運転して1号伊西側31mエリア及び2号伊東側31mエリア (h)。 ※5: 可搬型タンクローリーの荷役終了後を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※6: 前項対象機器までを想定した移動時間、前項準備実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※7: 中央制御室から搬送操作装置までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 ※8: 燃料移送ポンプ受電準備に余裕を見込んだ時間 ※9: 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>	タイムチャートの相違
(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号) <ul style="list-style-type: none"> (i) 要求事項 <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> (ii) 適合性 <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> 	(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号) <ul style="list-style-type: none"> (i) 要求事項 <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> (ii) 適合性 <p>基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> 	 <p>図 2.14.56 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 (燃料タンク (SA) から補給する場合) タイムチャート*</p> <p>※1: 可搬型タンクローリーの荷役開始は1号伊西側31mエリア及び2号伊東側31mエリア (h) ※2: 1号伊西側31mエリア及び2号伊東側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間 ※3: 可搬型タンクローリーの移動時間として、1号伊西側31mエリアから2号伊東側31mエリアまでの移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※4: 可搬型タンクローリーの荷役終了後を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※5: 可搬型タンクローリーの荷役終了後を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</p>	* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<p>燃料補給設備のタンクローリーは、通常時は接続先の系統と分離して保管しており、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリーは、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、表3.14-145に示すように、通常時は軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクとタンクローリーを分離して保管し、かつ、D/G軽油タンク払出口止め弁、D/G軽油タンク入口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク入口弁、GTG軽油タンク払出口止め弁及びGTG軽油タンク入口弁を閉止することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、通常時は接続先の系統と分離して保管しており、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)は、表2.14.144に示すように、通常時はディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)と可搬型タンクローリーを分離して保管し、かつ、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁及び燃料タンク(SA)給油口を閉止することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>設備名称の相違（燃料貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>操作対象の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G燃料油移送設備）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>																																																																																																																								
	<p>表3.14-145 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(D) 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(F) 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(G) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(H) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(1)軽油タンク(I) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS B/G軽油タンク 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS D/G軽油タンク 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(E) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(F) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(G) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(H) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG軽油タンク(I) 入口弁</td> <td>手動 通常時 閉鎖</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(A) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(C) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(D) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(B) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(G) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(H) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(I) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	HPCS B/G軽油タンク 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 入口弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(D) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(E) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(F) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(G) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(H) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(I) 入口弁	手動 通常時 閉鎖		<p>表2.14.144 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">非常用交流電源設備</td> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉鎖</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替直流電源設備</td> <td>燃料タンク(SA)給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 閉鎖	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替直流電源設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止	<p>他系統との隔離箇所の相違</p>
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(A) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(C) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(D) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(B) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(G) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(H) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	B/G(1)軽油タンク(I) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	HPCS B/G軽油タンク 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(D) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(E) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(F) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(G) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(H) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
常設代替交流電源設備	GTG軽油タンク(I) 入口弁	手動 通常時 閉鎖																																																																																																																									
取扱い系統	系系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																								
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 閉鎖																																																																																																																								
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替直流電源設備	燃料タンク(SA)給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
		<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>																																																																																																																								

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.3 環境条件等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表<u>3.14-140 及び表3.14-141</u>に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p><u>3.14.3.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</u> (1)容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.2 容量等</u>」に示す。</p> <p>a. <u>軽油タンク</u> 燃料補給設備の<u>軽油タンク</u>は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約74kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>b. <u>ガスタービン発電設備軽油タンク</u> 燃料補給設備の<u>ガスタービン発電設備軽油タンク</u>は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約74kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.3 環境条件等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表<u>2.14.136～139</u>に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、屋外又は原子炉建屋で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p><u>2.14.3.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</u> (1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.2 容量等</u>」に示す。</p> <p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料補給設備の<u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</u>は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約44.2kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>b. 燃料タンク (SA) 常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（燃料貯油油槽）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型重大事故等対処設備の燃料消費量を上回る、容量約26m ³ /h／台、吐出圧力約0.3MPa及び原動機出力約11kW／台を2台有する設計とする。 (57-5)	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）
(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u> 」に示す。 燃料補給設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u> 」に示す。 燃料補給設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。		
(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u> 」に示す。 燃料補給設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時に機能喪失しない設計とする。 これらの詳細については、 <u>3.14.3.3.3</u> 項に記載のとおりである。 (57-2, 57-3)	(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u> 」に示す。 燃料補給設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時に機能喪失しない設計とする。 これらの詳細については、 <u>2.14.3.2.3</u> 項に記載のとおりである。 (57-2, 57-4)		
3.14.3.3.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>2.3.2 容量等</u> 」に示す。	2.14.3.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>1.1.10.2 容量等</u> 」に示す。		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. タンクローリー</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される大容量送水ポンプ(タイプI)及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ大容量送水ポンプ(タイプI)及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具を設けることにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の接続が必要なタンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表3.14-146及び表3.14-147に対象設備の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型タンクローリー</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される緊急時対策所用発電機及び可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ緊急時対策所用発電機及び可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方法で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備の接続が必要な可搬型タンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表2.14.145～147に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違(使用数及び保有数)</p> <p>設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違(可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>設備名称の相違(タンクローリー)</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>表3.14-146 接続対象機器設置場所 (軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th><th>接続先機器名</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td><td>軽油タンク</td><td>屋外</td><td>専用金具接続</td></tr> <tr> <td>タンクローリー</td><td>各燃料補給先</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-147 接続対象機器設置場所 (ガスターイン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th><th>接続先機器名</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td><td>ガスターイン発電設備 軽油タンク</td><td>屋外</td><td>専用金具接続</td></tr> <tr> <td>タンクローリー</td><td>各燃料補給先</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. タンクローリー 燃料補給設備のタンクローリーを接続する軽油タンク又はガスターイン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	タンクローリー	ガスターイン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	<p>表2.14-145 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～各燃料補給先流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th><th>接続先機器名</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td><td>屋外</td><td>ホース挿入による接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>各燃料補給先</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14-146 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～各燃料補給先流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th><th>接続先機器名</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン</td><td>原子炉建屋 T.P. 17.8m</td><td>藉手接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>各燃料補給先</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14-147 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ～各燃料補給先設置)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名</th><th>接続先機器名</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>燃料タンク (SA)</td><td>屋外</td><td>ホース挿入による接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>各燃料補給先</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリー 燃料補給設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン	原子炉建屋 T.P. 17.8m	藉手接続	可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																												
タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																												
タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																												
タンクローリー	ガスターイン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																												
タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																												
可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン	原子炉建屋 T.P. 17.8m	藉手接続																																																												
可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												
接続元機器名	接続先機器名	接続場所	接続方法																																																												
可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																												
可搬型タンクローリー	各燃料補給先	屋外	ノズル接続																																																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.3 環境条件等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーの接続場所は、表3.14-146及び表<u>3.14-147</u>と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、接続場所で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項第五号) (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、<u>第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア</u>の複数箇所に分散して保管する設計とする。 (57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.3 環境条件等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーの接続場所は、表<u>2.14-145～147</u>と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれがないため、接続場所で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項第五号) (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、<u>非常用交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)の複数箇所</u>に分散して保管する設計とする。 (57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第43条第3項第六号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>保管場所の相違</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料補給設備のタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>これらの詳細については、<u>3.14.3.3.3</u>項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	<p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>燃料補給設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>これらの詳細については、<u>2.14.3.2.3</u>項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>